

平成21年度 女性のエンパワーメント国際フォーラム —女性に対する暴力の撲滅に向けて— 報告書



2009年10月31日（土）
独立行政法人 国際協力機構JICA研究所

主催 独立行政法人 国立女性教育会館
後援 独立行政法人 国際協力機構

平成 21 年度 女性のエンパワーメント国際フォーラム ——女性に対する暴力の撲滅に向けて——



2009 年 10 月 31 日（土）
独立行政法人国際協力機構 JICA 研究所



プログラム

開会

主催者挨拶

神田道子 国立女性教育会館理事長

イントロダクション

越智方美 国立女性教育会館研究国際室専門職員



第Ⅰ部 基調講演

「女性に対する暴力撲滅の取り組み—フィリピンの経験から—」

シルビア・エストラーダ・クラウディオ
フィリピン大学



第Ⅱ部 研修成果報告とパネルディスカッション

「女性に対する暴力撲滅のための政策提言」

報告者 平成 21 年度「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」研修生

コメンテーター

武藤亜子 国際協力機構
ビチュタ・リー 子どもと女性のための法的支援
シルビア・エストラーダ・クラウディオ
フィリピン大学



閉会

閉会挨拶 和氣太司 国立女性教育会館理事

平成 21 年度 アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー

2009 年 10 月 22 日（木）～10 月 31 日（土）

10 月 22 日

NWEC 到着



神田理事長開会挨拶



NWEC 「女性教育情報センター」の見学



NWEC 「女性アーカイブセンター」の見学



お茶の水女子大学戒能氏講義

23 日

内閣府男女共同参画局視察



カントリーレポートの発表

24 日



国際保健協力市民の会 (SHARE) でのワークショップ

ゴールドマン・サックス証券株式会社での講義



27 日



聖路加看護大学視察 片岡氏講義

29 日

日本文化の体験



理事長主催食事会



30 日



前年度研修生ビチュタ・リー氏講義



閉講式での修了書授与

31 日

国際フォーラム参加

パネリスト プロフィール

シルビア・エストラーダ・クラウディオ 医学博士・博士（心理学）
Dr. Sylvia Estrada-Claudio, Doctor of Medicine / PhD in Psychology



フィリピン大学女性学研究センター所長
フィリピン大学カレッジ・オブ・ソーシャルワーク・コミュニティ・ディベロップメント教授

武藤亜子
Ms. Ako Muto



独立行政法人 国際協力機構 公共政策部
ジェンダー・平和構築グループ ジェンダー平等推進課課長

Japan

ビチュタ・リー
Ms. Vichuta Ly



Cambodia

「子どもと女性のための法的支援」ダイレクター
平成 20 年度「アジア・太平洋地域の
女性リーダーエンパワーメントセミナー」研修生

平成 21 年度「アジア・太平洋地域の
女性リーダーエンパワーメントセミナー」研修生

ロウシャン・阿拉・ベグン
Ms. Rowshan Ara Begum



女性子ども省
女性部長

Bangladesh

ロザリオ・ヒョン・アソン
Dr. Rosario Huyong Asong



Philippines

フィリピン大学ビサヤ校
人文学部教授/ジェンダーと開発プログラムダイレクター

ユイ・スン・ジョ
Ms. Eui Sung Jo



ジェンダー平等省
女性の権利計画部門スタッフ

Korea

サビーナ・ダルシャンダリ
Ms. Sabina Kapali Darshandhari



Nepal

アシャ・ネパール
社会サービススタッフ

ミリアム・ヴァリモセセ・ロヴァイ
Ms. Miriam Varimosese Lovai



HIV/AIDS 対策企業連盟
HIV/AIDS 政策立案地域コーディネーター
研修プログラムオフィサー

Papua New Guinea

パトラバディー・コンボン
Ms. Phatravadee Khongvong



Thailand

社会開発・人間の安全保障省 事務次官室
社会開発・人間の安全保障基準局プロジェクトマネージャー

チプット・エカ・プルウェイアンティ
Ms. Ciput Eka Purwianti



女性エンパワーメント国務大臣府
海外協力課長

Indonesia

カムルン・ナハール
Ms. Kamrun Nahar



Bangladesh

ナリポッコ
プロジェクトマネージャー

ジェニファー・クルス・セクソン
Ms. Jennifer Cruz Sexon



フィリピン女性委員会
企画担当官 III

Philippines

クララ・ハンダヤニ・サロンベ
Ms. Clara Handayani Salombe



Indonesia

ブリ財団
副心理士/トレーナー

マリー・ソチアータ
Ms. Maly Socheata



Cambodia

女性省
副担当官

平成 21 年度 女性のエンパワーメント国際フォーラム

—女性に対する暴力の撲滅に向けて—

報告書

目 次

はしがき

第Ⅰ部 女性のエンパワーメント国際フォーラム

プログラム

国際フォーラムの記録	1
------------	---

プログラム

はじめに 主催者挨拶	国立女性教育会館 理事長 神田 道子
------------	--------------------

イントロダクション	国立女性教育会館 研究国際室 越智 方美
-----------	----------------------

第Ⅰ部 基調講演	4
----------	---

女性に対する暴力撲滅の取組 ——フィリピンの経験から—

フィリピン大学女性学研究センター所長 シルビア・エストラーダ・クラウディオ

第Ⅱ部 研修成果報告とパネルディスカッション	11
------------------------	----

1 研修プログラムの概要	11
--------------	----

2 研修成果のグループ発表	12
---------------	----

3 コメンテーターからの発言	18
----------------	----

3-1 国際協力機構 公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ

ジェンダー平等推進課課長 武藤 亜子

3-2 子どもと女性のための法的支援代表 ビチュタ・リー

3-3 フィリピン大学女性学研究センター所長 シルビア・エストラーダ・クラウディオ

4 質問と討議	23
---------	----

閉会挨拶	国立女性教育会館 理事 和氣 太司
------	-------------------

配布資料	35
------	----

1) イントロダクション	35
--------------	----

2) 「女性に対する暴力撲滅のための政策提言」	39
-------------------------	----

3) コメンテーター資料	47
--------------	----

参考資料	49
------	----

アジア・太平洋地域における女性に対する暴力に関する補足的解説

国立女性教育会館 研究国際室 越智 方美

第Ⅱ部 アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー	
研修プログラム	57
「平成 21 年度アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」の概要	58
 講義資料	61
1)「人権視点に立った女性に対する暴力根絶の取組～日本の経験から～」	62
2)「国立女性教育会館におけるDV関連研修事業について」	71
3)「外国籍市民コミュニティと連携したサポートシステムの構築」	75
4)「教育における男女共同参画の取組」	85
5)「医療における家族内の暴力への対応」	93
6)「平成 20 年度 アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナーに参加して」	101
 カントリーレポート	107
フィリピン	107
バングラデシュ	113
ネパール	121
韓国	127
タイ	131
パプアニューギニア	135
インドネシア	141
カンボジア	147

はしがき

独立行政法人 国立女性教育会館

理事長 神田 道子

この報告書は、独立行政法人国立女性教育会館が実施した「平成 21 年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」の記録をまとめたものです。

配偶者等からの暴力や人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力の問題は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題として認識されてきました。日本を含むアジア太平洋地域では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定・施行をはじめとして、官民においてこの問題の解決に向けた様々な取組みがおこなわれています。

国立女性教育会館では、これまでおこなってきた人身取引に関する調査研究や内閣府委託事業である「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」の成果をふまえ、平成 21 年度の「国際フォーラム」のテーマを女性に対する暴力の撲滅と設定し、国内外から専門家の方々を招聘致しました。報告書には「国際フォーラム」に先だって会館がおこなった多国研修「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」に参加した 8 カ国 11 名の研修生の研修成果である、女性に対する暴力に関する各国の現状分析と、その撲滅に向けた政策提言も載せております。

この報告書をお読みいただいた皆様が、今後、本フォーラムの成果を、女性に対する暴力撲滅のための施策や研修事業等に反映されるとともに、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進される際の資料として活用していただければ幸いです。

「女性のエンパワーメント国際フォーラム」の実施にあたり、ご後援くださいました国際協力機構ならびに、「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」に講師としてご協力くださった関係諸機関ならびに企業の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

第 I 部

平成 21 年度 女性のエンパワーメント国際フォーラム

—女性に対する暴力の撲滅に向けて—

日時： 2009 年 10 月 31 日（土）13:00-16:30

はじめに　主催者挨拶

神田道子
国立女性教育会館 理事長

国立女性教育会館が国際協力機構の後援を得て実施します「平成 21 年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」に、多くの方においでいただいたことを大変嬉しく存じます。海外からお越しいただいたパネリストのみなさま、そして国内外で様々な立場から女性のエンパワーメントのための活動をされている方々に、お忙しいところお集まりいただきましたことに、お礼を申し上げます。

独立行政法人国立女性教育会館は 1977 年の開館以来わが国では唯一の女性教育のナショナルセンターとして、研修・交流・情報・調査研究の 4 つの機能を活かした事業を展開しています。これまでに、延べ 342 万人の利用者を数え、海外からも 166 カ国、2 万人を超える方々にご利用いただいています。会館は、2001 年度から文部科学省所轄の独立行政法人に移行し、今年度は第 2 中期目標・計画期間の 4 年目に入っています。ナショナルセンターとして男女共同参画を学習面から推進することを目的として、女性教育に関する国際協力・連携の事業を実施することを目標のひとつにしています。

「女性のエンパワーメント国際フォーラム」は、女性の人権や人材育成という地球規模の課題をテーマに海外専門家をお招きし、海外の研究者や行政関係者・女性団体等の指導者との交流を深めるとともに、ネットワークづくりを進めることを目的に、女性リーダーの育成や家庭教育、人身取引などのテーマに取組んできました。

今年度の「国際フォーラム」は、女性に対する暴力の問題についてとりあげました。1993 年に国連総会で「女性に対する暴力は人権問題である」と提起されて以来、日本およびアジア・太平洋地域では法的枠組みの整備をはじめとして、この問題に対して官民による取組みがなされています。会館では国内事業としては、2004 年度から毎年、配偶者からの暴力に関する相談を受けている相談員や女性関連施設の管理職を対象とした研修を実施してきました。また、国際研修としては 2006 年度から継続しておこなっている「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」は、昨年度に引き続き今年度も女性に対する暴力の撲滅をテーマとした研修を、10 月 21 日から 30 日の日程でおこなっています。

す。

本日は第Ⅰ部の基調講演を、会館と研究協力協定を締結している国立フィリピン大学の女性学研究センター所長のシルビア・エストラーダ・クラウディオ先生にお願いすることができました。先生には、フィリピンにおける女性に対する暴力の実態やその撲滅に向けた最新の取組みについてのお話を聞いていただくことになっています。

第Ⅱ部では、「エンパワーメントセミナー」に参加した研修生、8カ国 11 名に 10 日間の研修成果として女性に対する暴力撲滅のための政策提言をおこなっていただく予定です。発表されました政策提言について、基調講演のエストラーダ・クラウディオ先生、カンボジアの NGO 「子どもと女性のための法的支援」代表のビチュタ・リーさん、国際協力機構公共政策部ジェンダー・平和構築グループジェンダー平等推進課の武藤亜子課長からコメントをいただきます。

このフォーラムが、参加者のみなさまの交流を深める機会となり、女性に対する暴力撲滅に向けた次の一步につながることを願い、開会のご挨拶いたします。

イントロダクション アジア太平洋地域における女性に対する暴力 ——共通性と差異の議論を超えるために

越智方美
国立女性教育会館 研究国際室専門職員

2009 年の女性エンパワーメント国際フォーラムにみなさまをお迎えできて大変嬉しく思っています。このイントロダクションは「共通性と差異の議論を超えるために」と副題をつけましたが、それが何を意味しているかを、まず考えてみたいと思います。

日本では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV 防止法」)」が 2001 年に制定されました。「DV 防止法」の制定は女性に対する暴力の撲滅に向けての日本の政府のコミットメントを示す大きな里程碑となっています。しかし法の整備にもかかわらず、女性に対する暴力はわが国において頻繁に発生しています。政府が 1990 年に実施した調査によると、20 人に 1 人の成人女性が夫やパートナーから何らかの暴力を受けていると答えています。その意味で、私たち国立女性教育会館(以下 NWEC)は女性に対する暴力の撲滅のために取組みをすすめることは日本を含むアジア太平洋地域において男女共同参画を推進するための重要な課題あると考えたわけです。

女性教育のナショナルセンターとして、NWEC はいろいろな取組みや研修を実施しています。研修としては、DV の職務関係者トレーニングを内閣府から委託を受けて 2005 年から開始しています。相談員に対しても同様の研修をおこなっています。また、国際研修プログラムも、「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」として実施し

ています。今年度のエンパワーメントセミナーの参加者は先週より来日しており、第Ⅱ部でその成果の発表をしていただきます。2008 年と 2009 年の 2 年間にわたり、エンパワーメントセミナーでは女性に対する暴力の撲滅をテーマとして設定しています。NWEC は研修に加え、研究もおこなっています。アジア太平洋地域における人身取引、フィリピン、日本、タイなどの人身取引をテーマとした調査研究をおこなっております。

調査研究成果の還元の一環として、NWEC では人身取引に関するパネルの展示もおこなっています。これは NWEC がつくったもので、昨年 NWEC で開かれた女性のエンパワーメントフォーラムで展示されました。グローバルなパートナーシップで人身取引を撲滅していくこうという試みでした。

次に、女性に対する暴力の根源は何かということを考えてみたいと思います。その一例として、根強く残る固定的性別分業と公的領域と私的領域の分離をあげることができます。すなわち家庭内の暴力が、社会的な問題ではなく家庭内の問題、個人の問題だとみなされているということです。また女性の問題を矮小化する傾向があります。暴力はその被害者の人生に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、ささやかなこととして取り上げるという傾向です。それらが暴力の悪循環を継続させることになっています。

また女性に対する暴力を引き起こす共通の原因もあります。例えば、グローバリゼーションとその影響についても指摘しなくてはなりません。エストラーダ・クラウディオ先生が基調講演の中でこの問題を取り上げられると思いますが、グローバルに展開している人の移動があらたな形態の暴力を引き起こしていることなどがその一例です。エストラーダ・クラウディオ先生には、特に海外で働いているフィリピン人女性に対する研究成果についてお話しただけることだと思います。

また女性に対する暴力の中には、社会に受け入れられてしまっているものもあります。女性に対する暴力は伝統の一部だから仕方がない、習慣なのだ、文化なのだという考え方です。それからインドを含む南アジア地域の国々においては、婚資にかかる暴力も存在しています。

もうひとつ指摘しなければならないことは、ある形態の女性に対する暴力が特定の国や地域において見られるということです。例えば、バングラデシュ、インドなどでは硫酸暴力（酸を女性に投げつける）と呼ばれる暴力が存在しています。これも女性に対する暴力と言わなければなりません（硫酸暴力については、参考資料 アジア・太平洋地域における女性に対する暴力に関する補足的解説も参照されたい）。

今回の国際フォーラムでは、私たちは、女性に対する暴力に関する共通性と差異について議論し、アジア太平洋地域における女性に対する暴力の発現のありようについて考察することにとどまらず、さらに一步推し進めてその先になすべきことを考えたいと思っています。すなわち現状を変えるために具体的に何ができるのか、しなければならないのかを聞くことです。その意味で、エストラーダ・クラウディオ先生の基調講演の中では、フィリピンでどのような取組みがおこなわれているかというお話をしていただくことになって

います。

休憩のあとでパネルディスカッションを予定しています。このエンパワーメントセミナーに招聘された方々は、8 カ国からの専門家・政策決定者ですので、政策提言をおこなっていただことになっています。この 11 人の力強い女性たちの業績についてはプログラムに記載されているプロフィールをご覧ください。

このフォーラムに参加されたみなさまが、新しいアイディアを得て、女性に対する暴力にこういうかたちで取組もうというヒントと勇気を得てお帰りいただければ幸いです。

第Ⅰ部 基調講演

女性に対する暴力撲滅の取組み—フィリピンの経験から—

フィリピン大学女性学研究センター所長 シルビア・エストラーダ・クラウディオ

1 女性に対する暴力への取組み

女性に対する暴力(violence against women の略、以下 VAW)の問題は、この数十年に及ぶ女性団体による取組みを通じて事態が改善されつつあります。様々な分野で、多くのステークホルダーを巻き込みながら取組むことによって、この問題が認知され、政策が実施されてきました。

現在では VAW に関して地域社会でさまざまなサービスが実施されています。また、医療の分野においても、女性に対する暴力撲滅を視野にいれた取組みがおこなわれるようになりました。暴力のサバイバー支援のための政策や法律も整備されつつあります。

学術の面でもいろいろな変化が見られます。まず VAW に関する、質的・量的調査の蓄積がみられます。心理学・精神医学などは、女性の問題に対して背中を向けていましたが、それも変わりました。サイコセラピー、カウンセリングの必要性が学術的な機関、それから専門機関によって認識されるに至っています。

国際社会では、いくつかの国際協定によって VAW という問題についての認知が進み、VAW の撲滅に向けて努力がなされています。ユニフェムは VAW 撲滅のキャンペーンを高いレベルでおこなっています。また政府機関、ならびに NGO も、11 月 25 日を国際的な女性に対する暴力撤廃の日と指定しています。多くの団体は、そのあと 11 月 25 日に始まり世界人権デーの 12 月 10 日に終わる 16 日間を、VAW の普及啓発活動の期間としています。

VAW に対する私たちの理解も変わってきています。具体的な、そして実証的な研究を通じて、分析枠組みが形成されつつあります。VAW は女性の健康にかかる問題にとどまら

ないと認識されています。人権の侵害だという見方です。VAW とその他の暴力との関連性もあきらかになりつつあります。そして、ジェンダーに基づいた暴力は子どもに対して、また成人男性に対してもおこなわれることも指摘されています。VAW は女性のエンパワーメントや、国家開発の障害になっていることもわかっています。

長い間、暴力被害を受けた女性の擁護運動を展開してきたフェミニストたちは、VAW とは抑圧の問題と密接な関わりをもっていると確信してきました。VAW はジェンダーと階級、そして国籍、人種に基づく抑圧によって強化推進されているのです。

このように多くの努力がなされているにもかかわらず、女性に対する暴力はいまだに世界各地で発生しており、女性の生活や健康にマイナスの影響をあたえています。私たちは VAW を容認している社会的、経済的、文化的要因を理解、分析する努力を怠ってはなりません。こうした点を理解することにより、政治的な行動、サービスの提供、プログラム、政策の設定をしていかなければなりません。

2 懸念としての女性

具体的な事例を取り上げてお話しします。私は、フィリピンで、ある政治家の妻が始めた VAW に関するプログラムに関わった経験があります。そのプログラムでは、暴力を受けた被害女性の直接的な問題のみを支援の対象と設定しています。例えば、カウンセリングをおこない、必要であれば警察や社会福祉開発局に照会する、シェルターを提供し、暴力をふるったパートナーから離れて生活することができるような資金援助をする、というような支援を提供しています。このプログラムの基本的な趣旨は、女性を慈善の対象としているわけです。しかしながら暴力を受ける被害者の大半が女性なのかという明確な分析がなされていません。職員は女性問題に関する視点を持っていなくてもよいし、そのことを要求されてもいないのです。そして、カウンセリングが暴力をうけたサバイバーのエンパワーメントにつながるかどうかについても、考慮されていないのです。私はこういったプログラムでは、職員やカウンセラーは、プログラムの対象者である暴力被害を受けた女性たちを、気前のよいプログラムの後援者や設立者から、いろいろな物品やサービスを受け取ることができる幸運な人たちであると捉えており、従来から存在している女性に対する固定的な見解をしばしば強化する傾向にあるという結論に至りました。こうしたプログラムでは、暴力を受けた女性たちの直接的なニーズは満たしていても、戦略的なニーズは満たしていないことは明らかであり、むしろ階級やジェンダーのステレオタイプを強化しているのです。

私はこれまで暴力被害女性を支援している国内外のいろいろな機関と関わってきましたが、今述べたようなプログラムとは異なるアプローチを実施している機関も存在しています。そのような機関では、暴力被害者のためのカウンセリングは、ジェンダーに関する問題に対する配慮がなされており、エンパワーメントの重要性を認識しています。また、シェルター職員とサバイバーの関係は、お互いを尊重し合えるような関係となっています。

被害者に提供されるサービスは、慈悲深いスポンサーや上位に立つ施設スタッフからの施しとはみなされていません。プログラムを提供するスタッフも、被害女性とともに、これらのサービスへのアクセスは、市民の権利だと認識しています。

基本的なサービスの水準においても、この制度化された不平等を私たちの努力によって克服していかなければ、VAW を撲滅することはできません。基本的なサービスの提供が制度内にしっかりと組み込まれていない場合には、サービスが十分に提供できなくなったり、資源がなくなったと、サービス提供者やアドボケーターが感情的に燃えつきてしまうことのないようにしていかねばなりません。

3 権力、セクシュアリティと女性に対する暴力

社会、文化、経済的な観点から VAW について考えてみたいと思います。女性に対する暴力撲滅に向けての政策策定のお役に立てばと思います。

VAW とセクシュアリティの関係をみましょう。VAW はしばしば家庭や地域社会において、性的に「正しくない」振る舞いをしている、とみなされた女性に規律を課すためにおこなわれています。そして様々な力を駆使して、ミクロ・メゾ・マクロレベルで「良い」、あるいは「正常な」セックスのあり方を教え込まれるわけです。私がおこなったフィリピン文化に関する研究によれば、女性は幼少期には性とは無縁な存在であり、結婚するまでは処女、結婚してからは夫のみを性行為の相手とし、子孫の再生産につとめる存在であるみなされています。男性も女性も、生涯を通じて異性間の性的関係をもつことのみを期待されています。セクシュアリティとは、第一義的には生殖器に関連することであり、例えば生涯独身であるというような、上に述べた以外の、セクシュアリティのあり方は考慮されていません。

このようなセクシュアリティの階層化は、ある種のジェンダー規範をもたらします。こうした規範のひとつが、家事や労働力の再生産、育児、心のケアや性的快楽などといった再生産労働や感情労働に関わる事柄は、家族という私的領域にかかるものであり、その責務を家族の中の女性成員に求める性別分業です。

異性間のセックスを正常なものと規定するということは、ある特定の家庭像を描くことにつながります。正常な家族とは、血縁関係を有する拡大家族との交流をもつ、異性間のカップルと子どもたちのことを指し、このような形態の家族では、女性は男性が望むやり方でのセックスを提供するのが当たり前だとされています。これはサバイバーが語る体験談のなかで、繰り返し語られることです。

女性がおこなうことは、家庭での女性の仕事の延長であるとのイデオロギーは、フィリピン国内、国外を問わず女性の雇用慣習に反映されています。(女性が家庭内で担っている)再生産労働の延長として有償労働に就く場合、女性労働の過小評価や不十分な認知、低賃金と低い社会的地位の付与などをもたらします。

家族や地域社会、国家ならびに国際社会の水準で、相互に強制力を発動させつつ、この

家父長制的なセクシュアリティに関する規範が保持されています。

4 グローバリゼーションと身体管理をめぐる政治

グローバリゼーションの到来は、女性のセクシュアリティのあり方にも様々な影響を及ぼしています。グローバリゼーションは、女性のセクシュアリティを売買する、商業的な機会を増加させています。インターネットで検索をすれば、デートやエスコートサービス、メールオーダーによる花嫁などを提供するサービスが豊富に存在しています。こうしたインターネットサイトやネットワークは、その対象となっている女性にとり危険であり搾取的です。

人身取引と売買春は国境を越えた産業を形成し、銀行や航空会社といった合法的な組織がこれらの産業から利益を得ています。移動のコストが下がり情報網が発達することにより、人身取引はより効率的に利潤をもたらすようになりました。しかし、こうした産業の成長は、多くは社会における、女性の低い地位や、深刻化する貧困、不十分な社会的な保護や、残忍な戦争により増幅されているのです。人身取引はまた、女性は手軽で無料もしくは安価なレクリエーションの対象であるという、男性がもっている期待にも裏打ちされています。

私はすべてのインターネットサイトやそこで提供されているサービスが搾取的だと言っているのではありません。しかし残念なことに、私たちは性の商品化や、暴力的な性規範を強化しようとする文化的な勢力と対峙していることも事実です。

これは、偶然発生した現象ではありません。グローバリゼーションとは、人々の創造力や生産ならびに再生産に関する能力が、利益を管理しようとする力のもとに結集されることです。このような管理の多くが、女性をその対象としています。

フェミニスト経済学者の中には、新自由主義経済モデルが異性愛に基づく家父長的な家族のあり方と家族におけるジェンダー役割を強化している、と主張している人もいます。

5 移住と女性に対する暴力

次に、移住と女性に対する暴力の関係についてお話をしたいと思います。フィリピンのように貧しい国からみると、移住は仕事の機会と収入をもたらします。例えば、昨年度は 167 億ドルが、国外で就労しているフィリピン人から本国へ送金されています。そして約 800 万人のフィリピン人が、国外で移住労働者として働いています。このことは、フィリピンの最大の輸出品目は人的資源であることを意味しています。移住労働者は、実際フィリピンの国内総生産の 1 割を稼いでいます。そして、中央銀行によれば、海外送金は安定した海外為替を下支えしているのです。

生産工程が細分化され、国際化するに伴い、より多くの越境的な労働力の出現がみられます。職種によっては、生産現場を移転することが不可能なものもあり、特定の場所に留めておいた方がより利潤をあげができる職種もあります。このような場合は、安価

な労働力を提供する労働者が、その移転不可能な仕事を求めて移動することになります。重要なことは、保育や育児などのような人間の再生産に関わる仕事は製造業などと比較してもより労働の場の移転が困難である点です。とりわけ貧しい国の人たちが、豊かな国の人口の再生産に従事するため、移住しなければいけなりません。こうした女性たちは、人種や階級、ジェンダー間の不平等が交差する場で就労し、その結果としてジェンダーに起因した暴力を含む大規模な人権侵害の犠牲者となることがあります。

1970 年代初頭のフィリピンでは、海外就労者に占める女性の割合は 12% でした。それが 1987 年には 47% になっています。2006 年には新規採用者の 6 割を女性が占めています。

出国前の段階からジェンダーと階級の問題が女性を国外に押し出す強力な要因となっています。移住に際して、男性が自律的あるいはより利己的に、と言い換えることもできるかもしれません。決断をおこなうのとは対照的に、移住の決断は女性に強制されることが多いられます。女性は、夫が仕事を国外に見つけた場合、自分がフィリピンに残ることにより夫から見捨てられるのではないかとの恐怖心を抱きます。そのため、むしろ自らが移住することを望むのです。女性移住者に対しては、家族のために自己を犠牲にして、長期間、確実に送金をおこない、留守家族からの様々な要望に応える存在として期待が寄せられています。

合法・違法を問わず女性たちは比較的安い労働力の提供を通じて、資本が必要としているものを満たしています。人身取引の対象とはならない場合でも、女性たちは雇用者により虐待を受けやすい立場にあります。多くの場合、こうした虐待は、家事労働者に対する性的暴力、またはセクシュアル・ハラスメントという形をとります。また女性の雇用者から虐待を受ける場合もあります。

多くの文献が、このような海外出稼ぎ労働者から生まれた子どもたちの問題を扱っています。子どもたちは実際にそういう家庭に育つことで悪影響を受けています。特に日本ではいろいろな問題が出てきています。子どもたちは、国内法および国際法に埋め込まれた、人種差別的で家父長的な問題に直面しています。

6 戦争、原理主義と女性に対する暴力

次に 21 世紀がどのような世紀であるかということについて、考察してみたいと思います。21 世紀には、戦争、原理主義、そして VAW といった事柄が問題となっています。21 世紀は戦争の世紀です。規模の大小にかかわらず、戦争はいくつもの危機を人類にもたらしました。

戦争がおこなわれる際、VAW が武器として用いられてきました。女性の身体は敵対する国民国家や、民族、宗教あるいは文化の象徴や標識とみなされます。そのため女性たちは、レイプや、様々な形態の暴力にさらされます。

さらに宗教、またイデオロギーに基づいた原理主義的な運動が強化されつつあります。女性の身体は文化的な象徴、あるいは境界標識とみなされるため、原理主義者たちは、法

律や慣習の解釈を通じて、女性の権利を侵害しようとしています。彼女らはまた、女性にとって有害な習慣の継続を正当化することにより、宗教的、文化的統合を保とうとします。

どのような原因であろうとも、避難所や難民キャンプで生活しているのは、女性と子どもたちが大半を占めています。女性や子どもたちは、そこでもまた、暴力の被害者となりやすい立場にあります。難民キャンプでは、セクシュアル・ハラスメントやレイプという問題が発生しています。難民支援やリハビリテーション・プログラムも女性のニーズへの配慮に欠けています。

7 21世紀に何をすべきか

最後に、私たちは何をしなければいけないかという問題が残ります。「ものごとが変われば変わるほど同じことが続いていく」という格言があります。実際に暴力をなくそうという努力をしてきながら、その根絶には至っていません。21世紀に入って新しい暴力のかたちが生まれ、既存の暴力の形態も更に強化されています。なぜならば、私的領域（親密圏における再生産や性的な活動に関わる分野）における女性のビジョン・正義のビジョンが達成されていないからです。

またサービスの質を確保するためには、レイプや暴力被害支援センター・シェルターに予算を分配し、そこでプログラムを充実させていかねばなりません。暴力被害に対応するセンター・シェルターでの支援も強化していかなければなりません。VAWが女性のエンパワーメントの阻害要因となっていることは、言うまでもありません。わたしたちはこの問題に光をあて、そして暴力を受けた被害者が受けけるケアの質をきちんと確定していかなければいけないです。VAWを人間的なアプローチで見ていくことが重要で、そして長期的には政府とともにわたしたちはこの問題を解決していかなければなりません。

いろいろな政策やプログラムを適切に国家レベルで導入していくことが、VAWを取り除く大きな要因であるということです。しかし単なるプログラムだけでは十分ではありません。かわいそうな被害者、精神に支障をきたした男性の哀れな被害者のためのプログラムだけでは、根本的な問題の解決にはつながりません。政策とプログラムによって、セクシュアリティ、男らしさというものをもえていかなければいけない。男性も家事育児に参画することが重要になってきています。さらに非攻撃的な紛争解決の方法を、教えていかなければなりません。それにもまして重要なのは、女性の尊厳を尊重する態度です。

新たな政治的な困難もありますが、しかし、大きな課題を背負いながら新しいチャンスも生まれてきていることは確かです。人の移動が活発になると、人々の間での連帯の可能性も増加します。例えば、移住家事労働者の例をみてみましょう。通常彼女たちは、女性雇用主に替わって、雇用主の家族の再生産労働を担っています。しかし、家事労働者と男性雇用主との間でトラブルが発生した時には、雇用主の妻が家事労働者である移住女性に精神的な支援をおこなう例もあるのです。このような明るい点も出てきています。女性の間の結束が、送出国、受入国でも出てきていることも喜ばしいことです。こうした動きが

強まれば、その送出国、受入国との間での女性の問題も解決できるのではないかと思います。

民主主義、人と人との結束もこの問題を解決するためには大変重要です。ICT、情報コミュニケーション技術を活用することも重要です。例えば、VAW 防止に従事している人が、最新のテクノロジーを使ってより早く起訴できることも喜ばしいことです。暴力のサバイバーに対して、革新的なプログラムがオンラインでも提供されています。

VAW を撲滅するためには、私たちはこれまでの歩みを止めることはできません。支援を提供し、そのための資源を探し出し、法律を変え、施策を変え、プログラムを導入し VAW に関する普及啓発活動を行ってきました。さらに VAW に関する人々の意識も変わってきていますが、きちんとした社会の変革の中で、私たちがやっていることを継続していくかなければいけないと思います。手元にある期待をすべて取り入れて、私たちの活動を続けていくことが重要です。

第Ⅱ部 研修成果報告とパネルディスカッション

1 研修プログラムの概要

越智 方美

研修生による政策提言は 2 つのグループに分かれておこないます。最初の A グループの政策提言のプレゼンテーションの前に、研修生がこの 10 日間、日本で参加した研修の様子をビデオでご覧ください。

(ビデオ開始)

8 カ国 11 名の研修生は 10 月 21 日に成田空港に到着し、都内のホテルに宿泊しました。翌日、一行はバスで埼玉県武藏嵐山にあるここ NWEC 向かいました。神田理事長の歓迎の言葉に続いて、和氣理事より NWEC の機能や歴史について講義がありました。その後プログラム・オリエンテーションをおこないました。これがみなさんをお迎えしたときの様子です。

研修生をご紹介します。パプア・ニューギニアで HIV/AIDS の防止に取組んでおられるミリアムさん、フィリピン大学ビサヤ校で教鞭をとっていらっしゃるローズさん。ジェニファーさんはフィリピンの国内本部機構から。インドネシアからは女性省職員のチプットさんと、NGO で臨床心理士として働いていらっしゃるクララさん。バングラデシュを代表して女性子ども省のロウシャンさんと、NGO のリーダー、カムルンさん。韓国ジェンダー平等省よりジョさん。カンボジア女性省のマリーさん。ネパールの NGO で人身取引被害者の支援活動をおこなっているサビーナさん、最後にこのビデオを編集してくださったタイの社会開発・人間の安全保障省のコンボンさんです。

ビデオの説明をしましょう。こちらは会館でのカフェテリア形式のランチの様子です。

10 月 22 日午後、会館 2 階の女性教育情報センターで、その機能や蔵書及び情報センターが提供しているサービスについて江川情報課長より説明を受けました。映っているのは情報センターにおいてあるポスター やリーフレットの一部です。昨年、会館 1 階にオープンした女性アーカイブセンターも見学しました。

同日の夜、NWEC 近くのフレンチレストランでウェルカムディナーを開催しました。こちらがディナーのひとこまです。最初の日から、研修生は皆すぐにうちとけて楽しくワインをいただきながらお話を弾みました。

翌 23 日には、お茶の水女子大学の戒能民江先生より日本における DV 政策の現状についてお話を伺いました。情報課の西脇専門職員が NWEC が内閣府より委託をうけて実施した DV セミナーについての説明をおこないました。

24 日土曜日にはシェア=国際保健協力市民の会という NGO を訪れ、在日タイ人女性が日本で立ち上げている自助グループのタイ人メンバーの方たちと交流しました。

26 日月曜日に内閣府男女共同参画局を訪問して、市川恭子男女共同参画推進官より日本

の男女平等政策についてお話を聞きました。この写真は男女共同参画局でみんなちょっと首相になった気分で撮っている写真です。あいにく雨でしたが、無事訪問を済ませました。

26 日の午後には、文部科学省の旧庁舎内にある「情報のひろば」にて、日本の教育の歴史・文化、文部科学省が所轄しているスポーツなどの展示を見学しました。日本的小学校の教室を再現しているところで記念撮影をしています。日本の学校給食の歴史の展示がありました。文部科学省はスポーツ関係も所轄しているので、オリンピックにちなんだ表彰台の上で記念撮影しました。文化庁のコーナーでは、アイヌ民族の衣装をみたりしています。短い時間でしたが、日本の文化に触れることができたと思います。その後文部科学省の土井真知女性政策調整官と小林美陽指導調査係長より、文部科学省における男女平等の取組みについて講義をしていただきました。

27 日には、六本木ヒルズにあるゴールドマン・サックス証券株式会社を訪れ、同社が社会貢献活動の一環としておこなっている DV 被害女性への支援プログラムについてお話をうかがいました。

最後の訪問先の聖路加看護大学では片岡弥恵子准教授が「医療機関における DV の早期発見のためのプログラム」について講義をおこない、活発な意見交換がなされました。

ここまでがリーダーエンパワーメントセミナーの主なプログラムで、一行は会館に戻り、今日のフォーラムのプレゼンテーションの準備をしました。

2 研修結果のグループ発表

2-1 8 カ国の現状と取組み状況

グループA

8 カ国の紹介 グループAのメンバーは、ロザリオ・ヒョン・アソンがチームリーダーとして、研修成果を発表します。2009 年のセミナーの研修生を代表して、国立女性教育会館のみなさまに心からお礼を申し上げます。本当に素晴らしい、美しいセンターで、日本の生活はどういうものかを学ぶことができました。日本のエンパワーされたみなさまが集まっていらっしゃいます。本日は和氣理事を筆頭に何人かの男性も参加して、私たちの発表に耳を傾けていただいて、ありがとうございます。

最初に 8 カ国の状況から説明し、そして女性に対する暴力がこの 8 カ国で今どのように起こっているかについてお話したいと思います。

暴力のない男女平等な社会をめざす、そのためにはいろいろな戦略や機構、様々な介入が必要になってきます。この目標はそういうものなしでは達成できないと考えています。国際協定または国際法も、それぞれの国においての取組みも必要になります。

この 8 カ国をアルファベット順にあげます。バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、韓国、ネパール、パプア・ニューギニア、フィリピン、タイの 8 カ国です。

各国の実情と問題点 女性に対する暴力にはどのような問題があるか、一番大きな問題は何かということから始めたいと思います。いま示した国に共通しているのは暴力ですが、

家庭内暴力が最も多いわけです。肉体的な、心理的な、経済的な、また言葉による暴力が多いのです。例えば、妻の身体を殴ったり、蹴ったりする。ほとんどの国でこれは共通しています。また女性に対する暴力としては、私の国では、夫が妻にセックスを強制する、彼女が望まなくとも強制するというものです。もうひとつは近親相姦です。親族の中で、姉妹、または娘、または近親の女性に対してセックスを強制するということも起きています。

そして、女性のリプロダクティブ・ヘルスに対しての暴力です。例えば、子どもの数、あるいは男子が生まれることのほうを喜ぶ。または危険なセックスなども暴力の中に含まれます。バングラデシュ、ネパールでは持参金に関連する暴力もあります。ネパール、バングラデシュ、カンボジアでは硫酸の攻撃、硫酸を投げて大けがをさせることがあります。さらにパプア・ニューギニアでは灯油でやけどをさせることもあります。パプア・ニューギニア、インドネシアでは、お見合い結婚が残っていますが、女児がまだ初潮以前に児童結婚をさせられる慣習も残っています。

また人身取引が各地で発生しています。残念ながら日本が受入国のひとつになっており、特にフィリピンの女性の受入国になっています。

また売春も慣習となっています。女児や若い娘を両親が収入のために売ってしまう。またデートレイプも存在しています。若い男性が女性とデートをするときに性行為を強制する、それを愛の表現だ、といってデートレイプするということです。女児に対する児童虐待もあります。

インターネット空間で生起している性にかかる新しい形態の暴力や犯罪も発生しています。実際に身体をインターネット上で見せることを強制する、または携帯電話で写真を送らせ、それをまわりの人たちに見せるというものです。それは自分の欲望を満たすために顔が見えるように若い女性に強制をするということです。または言葉で女性の体を支配してしまう、例えば、秘書が望まないのに上司が彼女を夕食に誘い、そのときに言葉でセクハラすることなどです。

女性の身体を支配することも女性に対しての暴力です。例えば、女性の胸囲やウエストのサイズをある数字に設定して、そのプロポーションでなければ恥ずかしいのだというような広告も氾濫しています。これは男性の快楽のためのものです。さらに女性が男性の快楽の対象になっていることを感じさせ、男性が支配していると女性が思ってしまうようになります。

法律の制定 エストラーダ・クラウディオ先生のお話のように、国際的にいろいろな協定があるにもかかわらず、そして私たちの国の政府もこうした協定に調印しているにもかかわらず、やはりまだ暴力がなくなっています。これは女性に対する差別です。枠組としては、北京行動綱領、ウィーン宣言、女性に対する暴力に関する議定書があります。しかしまだなお、人身取引や商業的な性的搾取が実際には存在しています。

国内の法律も、地方の法律も、女性に対しての注目をさらに高め、男女の平等を導入し

ようと考えているわけです。バングラデシュ以外の国では家庭内暴力の根絶にむけた法の枠組みができています。バングラデシュでもこの法律が通るように支援していきたいと思います。人身取引防止法、刑法に導入する、それから刑事裁判所も必要です。各国でいろいろな法律、行政命令、条例なども発効しています。

地方自治体においても条例を制定し、国民が女性に対しての犯罪の存在を認識することができるような取組みもしています。国ごとの文化、慣習に合った法律ができてきつつあります。例えば、持参金法、酸犯罪防止法、または児童結婚防止法などで、これはバングラデシュに固有な法律です。またフィリピンには反レイプ法、レイプ被害者支援保護法があります。韓国は性暴力法を制定しています。タイでは売春防止法があります。こうした各国独自の法律の枠組みを通じて、女性の保護に努めています。

フィリピン、韓国、バングラデシュにおいては、家裁設立などにも力を入れた法律ができます。さらにフィリピンでは、包括的な法律として、女性の人権、権利をうたった女性のためのマグナ・カルタ法ができます。それからセクシユアルハラスメント防止法もフィリピンと韓国で制定されています。

多様な取組み またさらに VAW 撲滅のための多様な取組みや仕組みづくりも進んでいます。各国で国立の女性のための機関ができ、政府の機関を通して女性の問題に対応しています。また加害者に対する制裁にも取組んでいます。国家警察には女性・子ども担当窓口が設立されています。女性の問題は女性が理解するのが最適であるとの考えに基づき、女性も国家警察官として働いています。医療機関での支援体制も推進されています。ワンストップサービスを提供している施設もあります。例えば、女性が暴力被害を受けているかどうかの検査をおこなっている病院があります。このようなワンストップサービスを通して単に医療サービスの提供だけではなく、相談や支援窓口の紹介もおこなわれています。シェルターであろうが、危機センターであろうが、自立支援センターであろうが、いろいろなところに紹介してくれます。あとは社会福祉庁を通じて、いろいろなカウンセリング、相談事業を提供しています。各国の省庁、保健部、保健教育また情報局が、女性の問題に焦点を当てています。バングラデシュでは宗教省、カンボジアでは内務省が、女性に対する暴力の問題を取り上げています。

さらに NPO、市民団体、女性団体、その他の若者グループ、イスラム財團等、地域社会における支援も提供されています。例えば、シェルター、セーフハウス、女性の危機センター、そして女性のための自立支援センターなども設立されています。

これまで報告してきましたように、政府、市民社会がいろいろなかたちで VAW に対する介入をおこなっています。8 カ国すべてにおいて、国家行動計画が中・長期的に導入されています。私たちはこのような計画を 3 年単位でやっていますが、行動計画では、経済、よりよい統治、人権問題などが取り上げられています。さらに情報教育教材も全国に配布されています。女性のみならず、男性がかかわらなければ問題は全く解決されないということで、男性の意識啓発プログラムも導入されています。

エストラーダ・クラウディオ先生が指摘されたように、女性の収入を向上させるための活動や各種の政策提言活動を通して VAW 撲滅をめざしています。11月 25 日から 12 月にかけて女性に対する暴力の防止期間が制定されており、セミナー、コンサート、トークショー、チラシ、映画、またインターネットを用いた啓蒙活動をしています。医療支援、法的支援、カウンセリングなども導入しています。トレーニング、ワークショップセミナーなどを通して能力開発にも力を注いでいます。いろいろな保護および安全保障の政策も導入し、ボランティアも動員して、さまざまなかたちで国家が介入しているわけです。

さらに政策や計画の中に、女性に対する暴力撲滅の予算を導入している国もあります。フィリピンでは政府予算の 5%を男女平等に関する取組みに割り当てることになっています。小学校から大学院までの教育にも力を入れ、さらに国際的な支援を通して教育を実施しています。

したがって私たちは、いろいろな政策の改革、複数の水準における支援を提供しています。国家活動や地方活動を通じた、女性に対する暴力に対しての普及啓発プログラムがあります。相談、医療、法的、そして実際の日常生活の支援に対しての研修センターもあります。保護および法律の強化も、警察・裁判所等々の支援をしながら導入しており、国際的な支援は国連、その他のドナーの国からも受けています。

2-2 アジア太平洋地域の課題と提言

グループB

グループ A のプレゼンテーションを引き継いで、女性に対する暴力の撲滅に関する「アジア太平洋地域の課題と提言」の発表をします。

アジア太平洋地域においては日本を含めて、私たちの国には共通項がたくさんあります。VAW の撲滅の課題と提言ですが、制度と文化と地域社会にまとめることができると思い、その順で報告します。

制度における課題 制度にどういう課題があるかというと、女性に対する暴力の防止法は必ずしも家庭内暴力を中心に定義していないことです。特にバングラデシュではそうです。他の国においては、防止法はありますが、実施のレベルが充分ではないことがわかつています。また VAW のデータも体系的には蓄積されていません。国家レベルにおいては、VAW の正確なデータに基づいて、それを撲滅するための対策をとることが難しくなっています。

次に、刑罰または法律に訴えると、大変な時間がかかります。サバイバーにとっても心理的な負担をもたらします。具体的なリハビリテーションの方策がありません。加害者に対する特定のプログラムが欠如しているのです。加害者自身もリハビリテーションが必要で、家族とその社会においてよりよい人間になるための特定のプログラムが必要です。

文化と地域社会における課題 この分野の課題としてはジェンダーの偏見、そしてジェンダーのステレオタイプが起こるような文化と、宗教に基づいた誤解が多数あります。それが暴力に至っているわけです。サバイバーが支援を得られない、例えば親戚からも得ら

れないという現状があります。なぜなら家庭内暴力は家族の問題だとみなされてしまうからです。それから教育水準が低いこと、経済的に自立していないため、暴力を受けている女性も現在の状況から脱却することができないのです。暴力を受けていても、そのことを公言することができません。その背景として、地域社会では女性たちに非があるため暴力の犠牲になったと見なされてしまうので、カミングアウトできないという現状があります。

特定の分野でいろいろな介入はなさりますが、適切でないこともあります。まず、支援センターの数が充分ではありません。また、VAW のメカニズムを理解している心理学者、助産師がいればサポートできるのに、その数も限られています。支援やサービスが農村地域では限られていることもあります。サービス・プロバイダーが判事だったりしますが、女性の判事でも、ジェンダーに関わる問題に関して配慮が足りない場合もあります。女性の問題を扱う部署に勤めていても、女性の問題を公言することができない。ハラスメントやリプロダクティブ・ヘルスだとか、セクシュアリティについてグループの中で、家族の中で話すことができないという現実があります。

制度における提言 ここでいう制度とは、法律や、規則、政策決定に該当すると思いますが、政府がすべての権利を守ることにコミットしなければなりません。バングラデシュなどでは法律さえないので。それは誤解があるためです。男女の関係、家庭内暴力は公的な問題ではないという見方がなされるわけです。女子差別撤廃条約に対する認知が十分にないということです。1997 年に女子差別撤廃条約に署名はしても完全には批准はしていないのが、バングラデシュの事情です。批准を指導することによって事態は改善されると思いますが、結婚の問題、人権についても、批准されればサポートができます。それから文書化されている基準があれば、すべての政府の省庁も、サービスセンターも正確なデータをもとに取組むことができると思います。そういう統計数値の回収と整理の問題が改善される必要があります。

共通の指針や基準があれば、女性に対する暴力に関するサービスの提供で役に立ちます。VAW のサバイバーの扱いに関しても事態を改善することができるでしょう。地域社会と市民社会組織がその進捗状況を管理、評価し、政策が実施されているかどうかを、常に監視していく必要があります。それから男性ももっと女性に対する暴力の防止のための活動に関わることができるような、仕組みづくりが必要です。

文化と地域社会における提言 人々の考えは、住んでいる地域社会や文化に深く根ざしています。そのために文化と地域社会というカーテンの後ろに問題が隠れてしまうことがあります。ですから、文化に関する調査研究をもっとおこなうことが必要です。宗教に対する研究調査も必要です。そうすることにより、男性は女性より優位で、優れているという偏見に基づいた誤解をとくことができると思います。情報の提供と女性の権利擁護の活動を持続していくこと、女性に対する暴力の撲滅に関する課題の普及、そしてサービスや法律、この必要性を、地域社会、学校などにおいてもっと普及、徹底をしていくということが重要です。そして非暴力的な親としての育児のスキルも改善していく必要があります。

情報を提供する資料、いろいろな言語に翻訳されるべきです。インドネシアでは、言語が障壁になっており、英語だけがいろいろな部族の間でのコミュニケーション、共通語になっています。このことは教育をする上でも問題です。さらには女性の 85% が農村に住んでいるという事情も考慮しなければなりません。

もうひとつ文化と地域社会に関する提言では、なぜ男性をして女性に対する暴力に突き動かしているのかについての理解、その要因や、原因を解明する努力が必要だと思います。暴力を働いた人たちへの対応を忘れてはいけません。地域社会を教育することによって、暴力を働いた男性、そして VAW サバイバーの女性たちが社会復帰できるような雰囲気づくりも必要だと思います。

サービスを提供する人たちに対する提言 センターを基点としたサービスではなく、地域社会に足を置いたサービスの提供、フォーカルポイント、または地域社会のリーダーの研修をしていくことが重要です。それから暴力のサバイバーに対する支援サービスが提供できるようにすることも求められています。様々なレベルでの提供を可能にする必要があります。例えばいろいろなサービスがそこへ行けば得られるワンストップセンターをつくることも重要です。ホットラインもあれば、地図もある、電話もある、DV サバイバーへの支援をおこなっている機関の電話番号なども提供できる。それからクライシスセンター、要するに VAW に関する支援のリストのようなものがあってもいいと思います。政府、市民社会組織、そして民間部門が協働提携することによって、VAW の防止・介入をしていくことが必要です。

サービスの提供にあたっての一連の手続きを定めることが大事だと思います。サービスを提供する人たちにジェンダーに配慮したオリエンテーションをすることを義務づける必要があります。暴力のサバイバーに対しては、きちんとしたサービスがなければ二次被害の犠牲者をあらたに生み出してしまう可能性があるからです。また暴力を働いた男性のためのカウンセリング、リハビリテーションが必要です。男性もその意味では女性と同じ犠牲者です。自分たちは強く男らしくなければならない、泣いてはいけない、弱い部分を見られてはいけないという圧力のもとで暮らしています。男性もこのような圧力から解放しなければなりません。それから暴力の問題に関しては包括的に取組む必要があります。サバイバーや犠牲者に焦点を当てるだけではなく、防止、リハビリテーション、社会復帰、男性を含めて暴力を受けたサバイバーの社会復帰ということも必要だと思います。

日本への提言 日本社会においてもいま申し上げた提言は活かしていただけるのではないかと思います。1週間滞在して私たちが考えた日本に対する具体的な提言をします。これは私たちの国々で成功した事例に基づいたものです。これをみなさまと共有することによって、VAW に関する介入や戦略の上で役に立てていただければと願っております。

「DV 防止法」が 2001 年に制定されたことについて、何点か申し上げるのでご検討いただければと思います。法律が制定されたことは、日本政府がこの問題に前向きであることを証拠です。2004 年、2007 年に改定されましたが、私たちの提言を受けて、2010 年にま

た改正がなされればと思います。

まず女性に対する暴力の定義を広げて、心理的・感情的・経済的な虐待も含むとされています。それは国連の 1993 年の女性に対する暴力の宣言にも合致したものです。交際中のカップル、未婚のカップルにも適用するように広げていければと思います。「DV 防止法」に違反した男性に対して、再び女性に対して暴力を振るわないようするいろいろな戦略がありますが、加害者への罰則規定を設けることが有効であると考えます。

それから男女共同参画をさらに推進するためには、日本においても省庁レベルで国内本部機構をつくっていただきたいと考えます。他の省庁が同じ平等の土壤に立っていることが必要ですので、関係省庁において、男女共同参画を統括する省があることが大事だと思います。そうすることによって、いろいろな事業や研修をおこなう上で、ジェンダーを主流化することができます。

女性の政治的な参画を増やすことと、男女の間の賃金格差の是正、ワーク・ライフ・バランスの改善があげられると思います。上にあげた各分野に女性団体が代表されていることが大事です。日本では既に男女共同参画会議があると聞いていますので、女性に関して日本政府の介入がきちんとできるような下地ができていることと理解しています。それによって、効率性と効果性をプログラミングと予算化において達成できます。

男女共同参画計画が明確な数値目標をもって設定されていることは素晴らしいことだと思いますが、実施されることが重要です。政府の省庁が、計画に基づいた義務を達成していただきたいと思います。

最後に男女共同参画をすすめるにあたり、必要なインセンティブや罰則を設けていただきたいと申し上げたいと思います。それから情報の普及です。具体的な問題に関して、この省庁が責任をもっているという情報を提供してほしいと思います。それによって日本女性の能力がさらに高まると確信いたします。

3 コメンテーターからの発言

研修生のプレゼンテーションに対して 3 名のコメンテーターをお招きしています。

最初のコメンテーターは独立行政法人国際協力機構公共政策部ジェンダー・平和構築グループジェンダー平等推進課課長の武藤亜子さんです。武藤さんには最初に国際協力機構がおこなっている人身取引についての国際協力プログラムのケーススタディの紹介とコメントをしていただきます。

お二人目は、カンボジアの NGO 「子どもと女性のための法的支援」ディレクター、ビチュタ・リーさんです。リーさんは平成 20 年度「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」に参加した研修生で、昨年度の研修生の代表として来日していただきました。

3 人目は、基調講演をなさった国立フィリピン大学のシルビア・エストラーダ・クラウ

ディオ先生です。

グループA代表としてフィリピン大学ビサヤ校のロザリオ・ヒヨン・アソンさん、グループB代表としてインドネシアのプリ財団の副心理士／トレーナーのクララ・ハンダヤニ・サロンベさんにもご登壇いただいております。

3－1 JICA の取組み

武藤 亜子

JICA では最近、今回のグループ A の発表でもふれられていた暴力とジェンダーのひとつのこと象である人身取引対策に関して、国際協力という観点からいくつか事業を実施しております。その紹介もかねながら、これまでのプレゼンテーションにコメントしたいと思います。

みなさまの発表ならびに、エストラーダ・クラウディオ先生の講演にもありましたが、近年、世界がグローバル化して、距離が縮まったということもあり、開発の分野におきましても、そのプラスの影響のみならず、負の影響も国を越えて起きています。

2000 年代から人身取引に関する国際的な枠組みができあがりつつあり、特にメコン地域は重点的な取組みが必要ということで国連も重視している状況があります。2004 年にはメコン地域 6 カ国で覚書が結ばれ、タイでは 2008 年に人身取引対策法が成立、JICA は今年の 3 月から 5 年間の予定でタイの社会開発・人間の安全保障省と 5 年間の技術協力プロジェクトを開始しています。

人の移動には様々なベクトルがあります。ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーからタイに移動する被害者、タイで被害に遭う人、それからタイを経由してマレーシアや韓国、残念ながら日本などへ送られるという状況、非常に複雑な、様々なレベルの問題があります。この状況においては、1 カ所だけでやっていても取組みは効果を上げにくいので、現在 JICA ではタイに加え、ベトナムとミャンマーでも協力を実施中です。

ベトナムでは女性連合と一緒に、主にコミュニティレベルの予防啓発活動をしています。また予防啓発、具体的にはホットラインを充実させることも検討しています。

ミャンマーでは、現在、被害の状況を調査中ですが、被害者の社会復帰の支援がメインになると考えています。

グループA、グループBの発表ならびに、エストラーダ・クラウディオ先生のご講演でもふれられていましたが、人身取引にしても、単に被害者のケアをすればいいというのではなく、保護してから社会復帰までをケアする必要があります。加害者への訴追、予防的な活動、それらを束ねるような政策的な枠組み、これはその法律、覚書、閣僚級会合など様々なレベルのものがありますが、いろいろな側面からの取組みを組み合わせて、はじめて効果が生まれると考えます。JICA はいろいろな面で協力をしており、その他にも様々なドナー、各国の政府レベルで様々な取組みが進められています。

タイのプロジェクトの内容を簡単に説明します。人身取引の対策もひとつの省庁とのみやっていては効果を上げにくいため、私たちのプロジェクトはタイの社会開発・人間の安

全保障省を主要協力機関として、女性と子ども人身取引対策部、通称 BATWC と呼んでいる部局が核となり、保護・自立促進チーム、英語で Multi-Disciplinary Team（多分野協働チーム）を立ち上げています。社会開発・人間の安全保障省のみならず、警察、ソーシャルワーカー、NGO など、様々な組織からなる多分野の協働チームを事案ごとに結成して、被害者の保護、被害者認定、それから状況によりシェルターでの保護や、出身地域への送還といったような、事案に応じた対応をとっています。複数の組織が事案ごとに協働チームを結成してサポートにあたるため、協働機能がうまく働かないとか、あるいはケア、自立を促進する局面で組織から組織への引き継ぎがうまくなされていないといったことが、タイ側でも課題として認識されています。その部分を、私たちも一緒にに入って調整しながらお手伝いをするというかたちで、保護から自立支援に至る体制を強化しています。

グループBの発表にもありました、プロジェクトでは、ケースを記録する、あるいは、共有していくことが非常に大事だと認識を持って取組みをおこなっています。

エストラーダ・クラウディオ先生のコメントにもありましたが、インターネットは、負の側面のみならずプラスの側面もあり、国を越えた現象をいち早くメールなどで迅速に共有しています。現在、タイ、ミャンマー、ベトナムでは、各国の JICA 事務所、それから派遣されている専門家同士のネットワークが構築されており、JICA のテレビ会議システムを使い定期的に 3 カ国をつなないだテレビ会議による情報の共有をおこなっています。また、来月タイで人身取引に関するワークショップが開催されますが、こういった日頃のネットワークがスムーズにできているので、活発な意見交換が期待できるかと思います。

みなさまの発表をお聞きして、現在 JICA で実施している協力についても、コミュニティレベルでの予防啓発活動、VAW 被害者への偏見や差別を取り除く活動、被害者がスムーズに社会復帰できるような支援の重要性を再認識しました。またコミュニティレベルのみならず、省庁それも、ひとつの省庁だけではなく、省庁を越える枠組み、それから JICA は国際協力を実施している機関ですので、国を越えた枠組み、取組み、様々なレベルでのネットワークづくりが非常に重要であるという思いを新たにしました。

その意味で本日ここにみなさまが集まっていること、そして様々な国からたくさんの参加の方方が集まって、こういった場を共有して意見交換をしていること、このことこそがネットワークづくりという意味では非常に重要であると感じています。

研修生のみなさまは、帰国された日がスタートポイントです。これで研修が終わりではなく、明日からがみなさまの新たな活動の始まりだということを肝に銘じて、ここで培われたネットワークを活かして、今後も活動を続けていただきたいと思います。私たち JICA の事務所はみなさまの出身国ほぼすべてにありますので、今日ご紹介した支援や、そのほか必要がある場合には JICA 事務所にご相談ください。また KOICA（韓国国際協力団）と JICA の連携事業も進んでいるので、今後、取組める支援は必要に応じて連携を取りながら実施していきたいと思います。

3-2 アジア太平洋地域の共通性

ピチュタ・リー

NWEC と JICA に、本日の国際フォーラムに参加する機会をいただきましたことを感謝します。私は昨年エンパワーメントセミナーに研修生として参加しました。エンパワーメントセミナーに参加できたことは私にとり極めて有用だったので、帰国してセミナーで学んだことを実施しました。また 2009 年のこの国際フォーラムに参加できたことは光栄です。

アジア太平洋地域における女性に対する暴力には 2 つの共通性があると思いました。ひとつは、女性の地位、それから VAW の発現の仕方、この二点です。

私は研修生の皆さんの中のプレゼンテーションにとても感銘を受けました。発表された分析内容や意見、提言はとても有意義であり、VAW 撲滅に向けたアドボカシー活動を強化するようなものであったと思います。各国から来た研修生のみなさまの経験に基づいた発表だったことで、私たちが必要とするものが全部含まれていたという気がします。だからコメントはないということになるわけですが、研修生の方も言及されていた、女子差別撤廃条約（CEDAW）について少し触れたいと思います。多くの国が CEDAW に署名、批准をしています。しかし、批准した国においても、国内法の整備やその実施が課題となっています。これは国際社会からの圧力により国際条約が採択されたという背景によるものです。残念ながらカンボジアでは、法制度は完全には国際法の基準に沿ったものではありません。その一例として、カンボジアには暴力をうけた被害者の保護法が、まだ制定されていません。

グループ B からは、サービスを提供する人たちがジェンダーに関する配慮に欠けている、その研修をする必要があるという指摘がありました。まさにそうだと思います。家庭内暴力を防止する、児童虐待、女性に対する虐待を防止するためには、ジェンダー配慮の重要性を普及していくなければなりません。あらゆる国が男女共同参画の推進を、政策上の優先課題として認識していく必要があると思いました。

法制度における男女平等を推進するためには、女性の声を政策や法律に反映させていくということが重要です。当事者自身が、女性の問題について語るということが大事だと思います。

多くの国では、意思決定の立場にいる女性の数が少ないので現状です。カンボジアでは 123 の議席のうち、女性は 24 議席を占めているにすぎません。このことは女性の声が殆ど国政に反映されていないことを意味しています。昨年、暴力の問題を取り上げる検察官は 1 人しかいませんでした。ようやく今年、女性の検察官が 2 人になりました。虐待をうけている女性と子どもの保護とニーズを考慮して、早急にアクションを取らなければなりません。

多くの女性が経済力がないために男性に依存しなければなりません。そのため男性から離れる、別れることができなのです。エストラーダ・クラウディオ先生も指摘された点ですが、問題が起こっている時期に関しては手当てをする、しかし喉元をすり下ろすということで、そのあとが続かないのです。政府は暴力防止のための教育や社会福祉を充実され

るとともに、一連の支援策を策定して、暴力を受けた女性がその被害から回復する過程をサポートするために、暴力を受けた直後だけではなくて長期にわたってみていく必要があると思います。こうした支援策がなければ、暴力をうけた女性たちは、夫への経済的依存のためにもとの状態に戻ってしまうかもしれません。

アジアの多くの国では、未だに男性優位の文化が続いている。このような現状を変えていくためには、この研修に参加された皆様が NWEC での学びを自国に持ち帰り、日常の業務の中で活かしていくことが重要なではないでしょうか。また、日本では様々な VAW に関する取組みが実施されていますが、私たちはこうした取組みを共有することができました。VAW 撲滅に関する私たちの強い意志により、女性の人権が向上することと確信します。

3-3 教育・研修・啓発活動の重要性

シルビア・エストラーダ・クラウディオ

研修生のみなさま方、二つのグループが素晴らしい発表をなさったことに敬意を表します。本当に素晴らしい仕事をなさいました。私のコメントは短く端的に申し上げます。国連の VAW の特別報告者は、現在のいろいろな協定はさらに効果的で、さらに洗練されたものになってきているので、女性の問題にもきちんと対処できる、と述べています。法律を施行すること、社会経済的な、そして文化的な法の実施への障害との闘いが、私たちの注目の的になっていくのではないかと思います。

NWEC、またフィリピン国立大学、その他の研究所、そして教育機関に対しても下記のことをお願いしたいと思います。アクションリサーチや政策に関する調査研究を通じて、VAW の撲滅のためにどのような障害があるのか、どのような効果的な介入ができるのかを共に考え、そしてその障害を乗り越えていくことが重要だと思います。たとえ素晴らしい法律が存在していても、それが実際に紙の上で終始していて、実施されなければ何の意味もないのです。

ジェンダーに配慮した研修プログラムの有効性についても、質的および量的な調査を実施して効果の低い研修はおこなわないようにしなければなりません。ジェンダーに配慮した研修は高予算であり、時間もかかるからです。

私たちはさらに VAW 撲滅のための教育努力を続けていかなければいけません。カリキュラム、研修の効果を高めていくとともにまた私たちの行動に関してもきちんとアセスメントをしていくことが必要です。

グループ B が日本のみなさまに提言されたことについても、私は敬意を表します。日本のみなさまがこのような提言に対して気を悪くしないようにと願います。お互いが情報を交換し、考えを共有することが大切です。

私たちは第三世界の国々、経済的に豊かではない国から来ております。平等な知識、英知をもった人間として迎え入れてくださることが必要だと思います。豊かであろうが、貧しい国であろうが、南の国であろうが、北の国であろうが、女性は女性、同じ女性です。

女性間の平等と結束、連帶が重要です。今回、日本の組織、日本の政府に対して、そして提言された女性の勇気に対しても、私は尊敬の念を表したいと思います。

移民女性であろうが、日本人女性であろうが、フィリピン人であろうが、バングラデシュ人であろうが、問題はひとつです。もし私たちが、女性が直面している問題と女性のニーズをよりグローバルな見地から取り組もうとするならば、とても革新的な解決策を見出すことができるでしょう。

私たちのグループの中には、若い人たちもいます。男らしさに関する人々の態度を変えていくためには、若い力がとても重要です。暴力加害者の更生に携わったこれまでの経験から、高齢の加害者は年齢が高くなればなるほど変わることが難しいことが確認されています。配偶者暴力被害者支援センターで働く職員の人たちには、人はある一定の年齢に達すると、自らを変えることはとても困難になる、ということを是非、認識していただきたいと思います。それではどうすればよいかというと、若い男性へのアプローチをおこなうことが有効だと考えます。女性の人権を尊重している年配の男性が若年男性と共に働くことで、彼らは若年男性に対して従来とは異なる男らしさのあり方を示すことが出来ます。若い男性の場合、女性からあれこれ指図されるよりは、同性の年配者からの助言により耳を傾ける傾向があるように思われます。

今日、新しい技術、テクノロジーが発達してきました。若者はデジタル化された、またグローバル化された世界の中で暮らしていくことになります。彼/女らがこのようなテクノロジーを使い、そしてそれを改革のために使っていくことが、これから時代を開いていくことになると思います。

NWEC に対して、私は勇気をもって提言します。次回、プログラムをお考えになるときには、若い女性の比率、例えば、プログラムの研修生が 30 歳以下とか、年齢に配慮した枠を設けていただければと思います。

4 質問と討議

■質問 1 フィリピンの海外雇用政策に関する質問です。フィリピンではどのような国内雇用政策があるのでしょうか。フィリピン女性が国内において仕事に就くことができるよう、海外に出なくてもいいような施策がありましたら、伺いたいと思います。

また、海外で働いているフィリピンの女性たちに対して助言などがなされているのか、例えば、国を出る前に移住労働者の人権とか、働くことに関する権利などのオリエンテーションをしているのでしょうか。女性は海外で働くときにどのようにして自分の身を守ることができるのでしょうか。海外での仕事に就いている女性たちが、最近新たな形態の暴力に遭遇しているということについて、もう少し詳しくお聞かせください。

エストラーダ・クラウディオ 最後のご質問のほうが答えやすいので先にお答えします。海外で就労する女性は出国前にオリエンテーションを受けることになっています。市民社

会組織や、女性団体がオリエンテーションセミナーの実施を提案し、フィリピン政府が同意することがあります。このような団体が人権の擁護活動をしっかりとやっているわけで、人権の視点に基づいたアプローチからセミナーをおこなっています。しかし、こうしたセミナーには出席を求められている人達が全員出席するとは限りません。また必ずしも全ての出国前オリエンテーションセミナーに NGO が関与している訳ではないため、そこで提供される情報も含めてセミナー自体の質の高さも問題です。フィリピン政府は海外で働く女性の保護という問題に注意を払い続けるべきであると思います。

非合法的なやり方で出国をしている人たちもいるので、そういう人々は当然のことながら出国前オリエンテーションの対象になりません。しかし、非合法で出国する人たちが一番犠牲になっているわけです。なぜそれほど非合法的な方法で出国する労働者が多いのかというと、もうひとつの質問に答えることになります。

フィリピン政府としては、国内での雇用を創出するように努力していると主張しています。フィリピン人女性が国外で就労せずに済むためです。しかし世界的な経済危機でもありますから、経済状況は、今後さらに悪化すると思われます。雇用が仮に創出されたとしてもフィリピン国内の賃金が低いですから、海外、たとえば日本での劣悪な職業でもずっと賃金が高いということが起こります。フィリピンで教職に就いているような人たちが国外で家事労働者として働いているわけです。それが大きな問題です。グローバルな観点からこの問題を見ていく必要があると思います。

グローバルな移民の問題は、VAW の新たな形態も生み出しますし、マイナスな面で多くの国々が関連づけられてしまうことが多いのです。グローバル化が進展している世界では、私たちのネットワークを強化する必要があるということになります。現在 1 カ国だけのアプローチでは問題は解決できない。男女共同参画の問題はとても解決できないと思います。

■質問 2 私は日本の人身取引に反対するネットワーク JNATIP（人身売買禁止ネットワーク）のメンバーです。日本の人身取引の問題は長く、そしていま政府も人身取引対策行動計画とか、人身取引罪を新設しています。その中に人身取引で送られてきている人たちへの保護、支援がまだもうひとつ行きわたっていないというか、不足であると思います。その意味では、タイの政策、分野を超えて、いろいろな人たちが一緒になって人身取引の問題を解決していくものを日本でつくってほしいと私たちは言っています。

今日、パネリストの皆さんのが VAW に対する提言をしてくださったことに本当に感謝します。というのは、日本で「DV 防止法」の中で男性に対する処罰規定がなく、デート DV に関しても法律の中に入っています。これから私たちも努力して一生懸命それを入れてほしい、変えてほしいと思っています。その意味では、今日提言されたことを専門調査会の場に反映していきたいと思います。

質問ですが、ワンストップセンターがどこにあり、どのように運営されているのか教えてください。

サロンベ ワンストップセンターは、バングラデシュとフィリピンにありますが、インドネシアでも同様の制度があります。サービスの提供者と政府官庁の間で提携がなされています。両者が一緒に共同作業することによって必要なサービスを、VAW の被害者に提供しています。

警察に特別なユニットがあり、すべての警察官が女性です。暴力を受けた女性が、女性警察官のところに行って報告をすることができるのです。そして他のサービスの提供者から援助が必要であれば、警察官が電話をかけてくれます。例えば、カウンセラーや、医師の支援が必要な場合には、警察官がアポイントメントをとってくれます。私は臨床心理士ですので、私たちのところに警察官から電話がかかってきます。法律沙汰、裁判沙汰になると時間もかかるし、お金もかかります。また加害者を訴えることは VAW の被害者にとって心理的に大きな苦痛にもなります。しかし、家に帰るのがこわい、家に帰るのは危険だということになれば、シェルターに電話をかけてそちらへ行ってもらうよう手配します。夫やパートナーから受けた暴力から逃れた女性たちがもう一度暴力がふるわれるがないように、配慮しているわけです。

病院の中にも危機センターがあり、そこで勤務する医師も、VAW についての研修を受けています。サバイバーが病院に来ると問診をおこないです。サバイバーの女性が問診により精神的な苦痛を感じないように気を遣いながら問診します。こうした一連の作業を統合された手続きの中でやっています。

暴力の加害者に対する訴追・罰則の法律もありますが、どの法律に訴えることができるのかについての知識がほとんどないわけです。家庭内暴力に関する防止法もあります。その法律は適用したくない、警察官自身も知らないということもあるので、その法律をよく知っている人がアシスタントとして助けることもあります。家庭内暴力だから、これは特別なケースだから、家庭内暴力防止法があるからそれを使いましょうという法律面のサポートをすることもあるわけです。いろいろな専門官がそれぞれの専門的な知識を持ち寄つて、コーディネーションをして問題解決をしているということです。ワンストップセンターの機能は、コーディネーションをするということです。サバイバーに対して二次被害が起こらないようにするのがワンストップセンターであると言えるかと思います。

ペゲン バングラデシュでは、ワンストップ危機センターがあります。NGO と政府が協働しつつ、センターを運営しています。政府が支援して、全国に 6 カ所ある国立病院内にワンストップセンターが設置されています。NGO や民間の機関もこの分野で支援をしているので、官民協働の支援プロジェクトです。NGO の活動については、カムルンさんからお願いします。

ナハール インドネシアとバングラデシュの違いについてご説明します。バングラデシュ

のワンストップ・クライシス・センターは病院に設置されています。例えば、サバイバーの女性が報告してくれれば、緊急措置を取る必要があるときにはセンターに紹介します。病院の救急支援センターであらゆるサービスが提供されます。ひとつ屋根の下にいろいろなサービスがおかれていています。ですからいろいろなサービスが提供されることがあります。政府もその擁護活動をやっているわけです。

NGO 組織では相談業務をおこなっています。政府にはこのような支援制度がないので、NGO がこのようなサポートをし、法的な支援も提供しています。

■質問 3 3つ質問があります。まずワンストップセンターにはどのように連絡をするのでしょうか、またどのようにワンストップセンターに行くのでしょうか。例えば、私が被害者だとすると、ある病院でワンストップセンターがあるということになると、直接そこへ行っていいのでしょうか、それともまず医師に相談し、医師または看護師からの紹介をもらって、そしてワンストップセンターに行けるのでしょうか。

2つ目の質問は、タイのコンボンさんに対してです。タイでは人身取引法が改正になりましたが、そもそもこの法律は、最初は女性だけを対象にしていましたが、男性被害者も含めて改正された法律であると理解しています。私は、このことは男女平等、また男女共同参画の推進の観点からは非常によいことだと思います。男性の被害者は、中東における労働力として売られていくということで、被害に遭っているということでしょうか。女性の被害者は心の中では非常に抵抗している、セクシュアリティの問題に対して心の中、気持ちの中では抵抗しています。ですが、被害者が声を出したり、抵抗するのは非常に難しいのが現状です。でも男性はそうではないと思いますので、同じ状況で被害に遭ったとき、男女間の不平等感、その不平等感への対処のしかた、その状況に対して、タイ政府は何をしているか教えてください。

3番目に、グループBは日本に対しての具体的な提言をされました。交際中のカップル、または未婚のカップルについても触れておられました。日本の法務省は統計が必要である、現状を把握するためにはこのような未婚のカップル、または交際中のカップルに関する統計が必要だと言います。結婚した夫婦、または離婚した夫婦の場合は、正規の婚姻登録があるので証拠があるが、交際中のカップルは実際にどのように定義するのか、統計が必要だと言っています。

実際に未婚のカップルで、警察、病院に来る被害者の数は少ないですが、数えきれないほどのケースがあります。しかし法務省はそれだけではこの問題を法制化できないと言うのです。このような問題、デート中の暴力に関しての法律づくりはどのようにしたか、教えていただきたいのです。

コンボン 私が勤める社会開発・人間の安全保障省では統合されたチームがあり、ソーシャルワーカー、臨床心理士、医療従事者、また弁護士も必要に応じてチームに加わり、青

少年グループなどがメンバーになっています。

問題を声に出して話し合うことが必要です。男女ともに話し合うことが必要なのです。社会開発・人間の安全保障省ではハッピーラインと呼ばれるホットラインのようなものを設けています。ハッピーラインのほうが聞こえはいいですね。そして直接だれかと電話で話したい、問題を解決するために話したいということになると、そのハッピーラインを使って電話をかけてくればいいわけです。

また私の省だけではなく、病院においてもヘルプセンターが設けられており、病院ではいろいろな身体的な問題、または精神的な問題にも対処しています。

同時に、私たちのチームの評価、アセスメントもきちんとおこない、仕事、特に VAW に対して、私たちのやっていることに効果があるかどうかを評価しています。被害者だけではなく、サービスの提供者としての仕事のアセスメントをしているわけです。

私たちはこのラインを 24 時間電話がかけられるようにしようということで始めました。今、いつでもそのハッピーラインを使ってもらおうと考えています。でも通話した時に誰と話すかということは選べないので。しかし、被害者が電話をかけてきて相談すれば、気持ちよく、安心して相談をすることができる担当者がいます。このようななかたちで被害者の支援をおこなっています。もちろんハッピーラインでは労働環境だけではなく、性に関する問題やいろいろな問題を取り上げています。

■質問 4 統計がないという問題と若い交際中のカップルの暴力に関してお話ください。

アソン この点は問題として残っています。例えば、フィリピン国家警察からの報告書によると、統計データの整備については、現在制度改革の途上だとのことです。女性のためのマグナ・カルタ法（詳細については、49 頁の「アジア・太平洋地域における女性に対する暴力に関する補足的解説」もあわせて参考されたい）はクライシスセンターを設立した法律もあるのですが、わたしたちはデータ収集を独自にやっています。もちろんわたしたちは上から下まで隅々までのデータを国内から収集しています。

例えば、地方自治体にいくと、それぞれが VAW に関する報告制度をもっています。ですから、バランガイ（フィリピン国内最小行政単位）のセクレタリーが実際にその上の自治体に報告をする。そうすると州レベル、州政府に報告がいく。そしてそれが地域レベルに上がって、統合されます。ということで、その地方自治体、内務局にデータがたくさん集まっています。

私たちの国にはたくさんのワンストップセンターがあります。例えば、女性警察官のところに行けば、実際に担当者は女性警察官で、大学卒または看護学校卒の人たちなので、いろいろなケースの扱いをよくわかっています。もし被害者の身体検査が必要であれば対応します。または訴訟が必要になれば、裁判所に行くように提案します。ひとつのケース、ひとりの被害者に対していろいろなところが連携をして支援しているのですが、予算があまりないことが問題です。ワンストップセンターも誰でも受け入れることは予算関係上、

無理なわけです。

女性省、またはフィリピン女性委員会がデータ収集システムを統合していますが、それも改善していきたいと思っています。実際に現実や真実を報告したくないグループがあるのです。自分のところがきちんと仕事をしていないということになってしまうので、情報を提供しないところがあります。報告というもの、報告制度というものも、さらに改善していくかなければと考えています。

リー ワンストップセンターに関連して、カンボジアの経験を追加させてください。カンボジアとタイの国境地域のポイペトに、ワンストップセンターがあります。この地域では国境を越える人が多く、人身取引も多数発生しています。そして、性的搾取を目的とした人身取引の犠牲者の多くが女性と子どもです。ワンストップセンターは社会問題担当省がユニセフの支援を得て設立しました。このセンターでは、政府機関や NGO などいろいろなサービスを提供している施設に、被害者をつなぐことを目的としています。提供されるサービスには、カウンセリングや法的扶助、医療サービスなどがあります。残念ながらワンストップセンターでは、暴力をうけた女性と子どもたちしか受け入れることができません。

ポイペト地域では、性的な目的で人身取引の対象となる男性もいます。しかし、ワンストップセンターではこうした男性被害者を収容することはできません。

男性は人身被害者の犠牲者であると認めることはありません。これは、人身取引に付随する社会的なステigmaによるものと思われます。男性被害者は単に不運な移住者として自己規定する傾向があります。自分はたまたま間違った場所に到着してしまっただけなどと認識しているので、支援を求めたりはしないのです。

1996 年に制定された人身取引法は、性的な目的で犠牲となった女性のみを対象としていました。新たな法制度のもとでは、あらゆる人身取引の犠牲者を含む項目が追加されています。この法律は国連の人身取引議定書に添つたもので、性的搾取、労働搾取、強制結婚や奴隸制度の慣習、臓器売買など人身取引に関連する全ての犯罪に適用されます。

ブルウィアンティ 最初の質問に関して、私の理解では、紹介がどのようになされているか、制度はどうなっているのか、ワンストップ危機センターでどう紹介するのかを尋ねられたと思ったのです。いろいろな形態があり、サバイバーがまず医師を訪ねることもあります。サロンベさんが言ったように、暴力の被害者のケースに関して研修を受けていますから、医師なり、看護師なり、助産師などが危機センターに紹介するということもあります。サバイバーがすでにどこに行ったらいいかを知っていたなら、本人は行けるわけです。それから医療従事者もたくさんいますから、そこで支援体制が整っています。

人身取引防止法についてのご質問で、男性の被害者もカバーしているかどうかということですが、インドネシアでは 2007 年に人身取引禁止法が制定されました。ですからどのサービス、どの保護も女性に限らずあらゆる犠牲者をカバーすることになっています。この

法律のもとで、すでに規則などもきちんと制定されています。政府規則になりますが、サービスの最小レベルというのがきちんと規定されています。保護にしても、防止にしても、いろいろな人身取引の犠牲者に対するサービスに対しても、最小はこれだという提言もなされています。

データの回収に関しては、例えば、未婚の男女の間の暴力の程度をどう理解できるのでしょうか。2006 年に未婚の男女の間に発生する暴力の度合いに関するアンケートを実施しました。回答者は、誰が加害者かを指摘することができます。例えば、夫とか、親とか、パートナーとか、ボーイフレンドとか、そこにチェックを入れることができます。ですからアンケートを国勢調査に提供することもできます。それをインドネシアではやっていますが、すごく費用がかかる調査ですから、今年やるはずだったのですが、予算問題と関係機関の間の調整の問題でアンケート調査はできませんでした。来年かまたは次の年に回収できればと思っています。

■質問 5 私は女性に対する暴力防止の実践者として、日本でサバイバーに支援を提供しています。しかし賃金水準が本当に低いのです。ですから生計を立てていくことができません。これは私だけの問題ではなく、多くの DV 相談員にも当てはまるものです。日本各地の女性センターで働いている相談員は、みな同じ立場です。民間部門で、非営利組織で働いているとか、NGO で働いているという仲間も同じです。そこでエンパワーメントセミナーの研修生、それからコメントーターの方々にお答えいただきたいのは、どうしたらこの問題を変えられるか、克服できるか、お教えいただきたいし、それぞれの国の状況はどうかということをお知らせいただければと思います。

エストラーダ・クラウディオ ご指摘のようにこの問題をきちんと認識する必要があると思います。答えがすぐにあるわけではないのですが、予算策定者にこの問題をきちんと理解してもらう必要があります。カウンセリングや DV に関するサービスは、ヘルスケアと同じだということを理解してもらう必要があります。その財源が国家予算あるいはある組織の予算のどちらであったとしても、暴力被害者支援は利潤をあげることができるわけではなく、商業的なものではないですから、政府や政策決定者に社会サービスの一環だとということを理解してもらうことが必要です。

社会サービスなら、十分な給与が支払われるはずです。教員や医師、国立病院で勤務する医療従事者に対してもきちんと給与が支払われているのですから、相談員に対しても同様の措置がとられなければなりません。私たちがおこなっている事業についても、いつの時点で「自律できる」のかと、ドナーや資金提供者から質問を受けます。「税金が適正に配分されさえすれば」と私は答えることになっています。クライシスセンターで働く相談員の給与を税金で賄うことは、理にかなっていることです。熱意をもってサービスを提供している人たちの気持ちを尊重して、本当に献身的な女性には報酬が支払われるべきだと思い

ます。

また、DV 防止法の適用範囲についても、一点付け加えさせてください。結婚しているカップルに対して適用されるのなら、レズビアンとゲイのカップルに対してもこの法律の対象とすべきです。法律のもとで DV の保護を受けるべきだと思います。フィリピン、その他の国における調査では、そういう関係でも異性間の関係と同じぐらい DV があるということがわかっています。警察に行っても、警察は信じてくれない、ゲイとかレズビアンだということで、当局はなかなか助けてくれません。この問題を忘れてはならないと思います。

サロンベ 私も個人的な経験をみなさまと共有したいと思います。私は臨床心理士で、いま働いている組織は、相談を受けたり、サバイバーに対していろいろな情報を提供しています。私たちは臨床心理士、相談員、カウンセラーなどに来て働いてもらうために、独自の戦略づくりをしなければなりません。十分な予算がないからです。

私は現在の所属先で臨床心理士として働いており、必要に応じて私の専門知識を提供する立場にあります。このような分野では、ソーシャルワーカーや専門家としてだけではなく、トレーナーとしても、副心理士としても、なすべき仕事があるのです。私たちにとってもそのように協力できるのは嬉しいことです。ただ私たちの財団のプログラムを広めていくのは難しいことがたくさんあります。

インドネシアで農村部・都市部の両方で VAW の撲滅のための仕事をしていますが、なかなか公的な支援が得られません。武藤さんが言われたように JICA の協力をいただき、財団として JICA のネットワークに参加することができればいいと思っております。

この仕事を続けようと思っている人たちには困難な仕事だとは思いますが、価値ある仕事ですので頑張って続けていってほしいと思います。

■女性に対する暴力の撲滅についての全員のコメント

サロンベ 日本政府と NWEC に対して、日本に来てお互い学び合う機会を提供してくださったことにお礼申し上げます。私たちはお互いに今日からみなで努力して、さらに私たちのめざすものに向かっていきたいと思います。

NWEC の研修を通じてネットワークができていますので、このネットワークを継続していかなければいけないと思います。いまの時代に私たち自身が認識や理解を強化し、そしてアジア太平洋地域から暴力をなくすことを始めなければいけないと思います。

アソン 関係者のみなさまにお礼を申し上げます。VAW はすべての国で例外なくおこなわれています。VAW は私たちのような貧しい国でも日本のような豊かな国でも起こっています。世界中の女性に対して暴力は起きています。そして、すべての階級、すべての文化にも存在するので、私たちは共にこの問題に取り組んでいかなければ、より良い将来はつく

りあげられません。私たちが認識しなければいけないのは、世界中どこでも女性の地位の向上のために働いている人がいるということです。

エストラーダ・クラウディオ 私は平和は家庭から始まる、私たちの地域社会、私たちの住んでいるところから始まるのだと確信しています。平和を達成するための取組みは、自分の近く、自分の身近なところから始まるのだと。国際関係や国境問題、軍事力について議論する以前に、私たちひとりひとりの生き方が問われています。そして平和はどのような意味があるのか、どのような意義があるのか、そしてどのように平和がもたらされるのか、それは身近なところから始まるということを強調したいと思います。国家間の戦争が増えしていくなかで、女性が家庭で平和を実現しなければ平和は達成できない、戦争が増えるだけだというのがフィリピンからのメッセージです。

リー コミットメントという点に関連して、私個人の経験をここで共有させてください。私はカンボジア生まれですが、22 年間カナダで暮らしておりました。教育は全てケベックで受けています。私は 1999 年に初めてカンボジアを訪れた時に、カンボジアに定住することを決意しました。カナダで学んだ知識や経験を、カンボジアの人々のために活かすことが出来ると確信したからです。私は自分の家を売り、女性と子どものための法的支援という NGO を設立しました。

いまここに集まっていらっしゃる日本のみなさま、JICA、NWEC のコミットメントがあったからこそ、私たちが来日しこの場に集うことができたのだと思います。皆さんは私たちに、知識や経験を共有し、ネットワークを強化し、その成果を母国に持ち帰る素晴らしい機会を与えて下さいました。

武藤 ここにお集まりのみなさまひとりひとりができることを少しずつ進めて、大きな力となって今後暴力の撲滅に向けた大きなうねりとなることを願っています。

ブルウィアンティ 私は日本の女性はよく働くと聞いていました。政府と社会を後押しして伝統も変えよう、男女平等を実現するために頑張っておられるということに尊敬します。このセミナーのあと日本の女性のみなさまはいろいろな意味で、もっともっと前進されるだろうと思います。

ソチアータ 私にとってカンボジアの女性省を代表してこのセミナーに出席できたということは、本当に良い機会をいただいたと思います。女性に対する暴力の撲滅に向けて、私たちは能力開発ということでいろいろ力をつけていきます。女性に対する暴力に関してその撲滅に向けて話し合いながら助け合っていきましょう。

ベゲン 女性に対する暴力を減らすだけではなくて、絶対にやめさせるところまで共に頑張りましょう。

ダルシャンダリ 女性に対する暴力が日本でもあるというのは驚きましたが、いろいろなことを日本から学んだことに感謝いたします。いろいろな国から来ている友人から多くを学びました。多くの国で多様な取組みがなされていて、多くの女性が一生懸命やっているということを知ったことが大きな経験だと思いますので、私の国で VAW の撲滅に向けてできることはやっていきたいと思います。

ジョ 韓国のジョです。みなさまにお会いできて嬉しいです。エンパワーメントセミナーとこの国際フォーラムを通じて、VAW についていろいろ勉強しました。男女共同参画に関するいろいろ学びました。NWEC と JICA を決して忘れません。

コンボン NWEC 及び JICA の関係者のみなさま、ありがとうございます。日本のみなさま、このような素晴らしい機会をつくってくださってありがとうございます。私たちにとって本当に意味深い経験となりました。タイと日本はいろいろなプロジェクトを共同で実施しているわけですから、共同作業の質をさらに高めて、向上し、より高いターゲットを達成していきたいと思います。単に VAW の撲滅だけではなくて、男女平等の実現にむけて頑張っていきたいと思っております。

ナハール 日本のみなさまに感謝しています。また本日の国際フォーラムを主催してくれた関係者の方々にも感謝いたします。私の組織に代わってお礼を申し上げます。一緒に集ったわけですから、いつの日か、私たちの目標が達成できればと祈念しています。

セクソン 来日の機会をいただいて嬉しく思います。私にとってエンパワーメントセミナーに参加することは、本当に大変な仕事、作業だったと思います。研修生の間の密度の高い交流ができたこと、アソンさんが指摘されたように、VAW はすべての国の貧富の差を越えて、どの国にもあることだということがわかります。エンパワーメントセミナーに参加して、女性は教育を受けなければならない、経済的に自立しなければならないと改めて確信しました。暴力の撲滅だけではなくて、いろいろなターゲットがありますので、フィリピンに帰ってネットワークと情報の共有を続けていきたいと思います。

ロヴァイ NWEC に対して、JICA と日本の国民のみなさまに感謝します。日本に来るなどないと思っていた私が日本に来たのです。そして多くのことを学んで、多くのことを経験させていただきました。私たちひとりひとりがまず一歩、次に二歩、幼児が立ち上がって育っていくように、神様のご加護をいただいて、DV をなくすところまでいけると思

います。大事なことですから、勇気を失ってはならないと思います。すべての女性は自分を愛し、自分を価値のある存在だということを認め、自分を教育すること、そして女性に対する暴力を減らして、最終的になくすまで頑張っていきたいと思います。

閉会挨拶

和氣太司
国立女性教育会館 理事

平成 21 年度女性のエンパワーメント国際フォーラムの閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日はみなさまお忙しい中をフォーラムにご参加いただきましてありがとうございました。海外からお越しいただいたパネリストのみなさま、国内外の様々な立場で女性のエンパワーメントのための活動をされているみなさまがこのように一堂に会し、交流を深めることができたことを主催者として大変喜ばしく思います。

フォーラムでは女性に対する暴力の実態や、その撲滅のための最新の取組みの紹介があり、多くの政策提言がなされ、活発な意見の交換がなされました。国立女性教育会館としては、今後ともみなさまとの交流を深めるとともにネットワークづくりを進めて、この問題に取組んでまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

基調講演のシルビア・エストラーダ・クラウディオ先生、昨年度の「女性リーダーエンパワーメントセミナー」研修生のリーさん、JICA の武藤課長、パネルディスカッションで発表いただいたみなさま、そしてフォーラムの開催にあたりご後援いただいた国際協力機構の関係者のみなさまに厚くお礼申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

配布資料

1) イントロダクション アジア太平洋地域における女性に対する暴力 —共通性を差異の議論を超えるために

独立行政法人国立女性教育会館

Introduction to the NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment
--Beyond the "Commonalities and Differences" Debate--

Masami Helen Ochi, Ph.D
Office of Research and International Affairs
National Women's Education Center of Japan
October 31st, 2009 @JICA Research Institute

Outline of Introduction

1. Rationales behind NWEC's VAW-related initiatives and our past achievements
2. Commonalities of causes which condones VAW throughout the Asia Pacific region
3. Differences in representation of VAW in each country / region
4. Initiatives we could pursue as future endeavors

2009 NWEC International Forum for Women's Empowerment

2

1. VAW-related initiatives by NWEC

- Enactment of "DV Law*" in 2001 as milestone of eradication of VAW in Japan
- VAW as one of the most imminent issues in Japan as well as in the Asia-Pacific region

* Act on the Prevention of Spousal Violence and the Protection of Victims (Act No.31 of 2001)
2009 NWEC International Forum for Women's Empowerment

3

1. VAW-related initiatives by NWEC

1. Training commissioned by the Cabinet Office
 - Seminar on Support for Victims of Spousal Violence since 2005 (Basic Seminar / Applied Seminar / Management Seminar)
 - Training Program for Spousal Violence Counselors
2. Research
 - Prevention of Trafficking in Persons
3. Advocacy
 - Panel Exhibit of Trafficking in Persons
 - International Forum for Women's Empowerment



2009 NWEC International Forum for Women's Empowerment

4

2. Commonalities of causes of VAW

- Deep-rooted gender division of labor
- Public / Private divide
- Marginalization of women's/gender issues
- Vicious circle of violence

2009 NWEC International Forum for Women's Empowerment

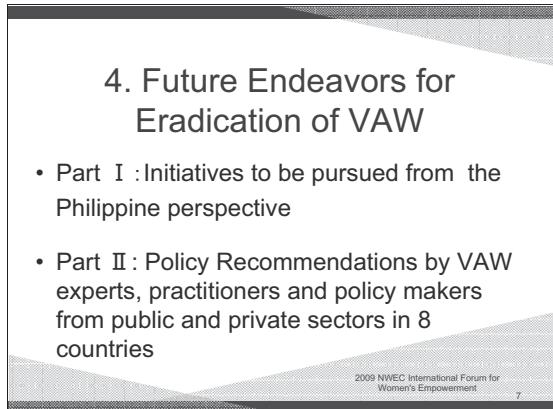
5

3. Differences in terms of representation of VAW

- Context-specific causes and representation of VAW
 - a. Globalization and its effects
 - Gendered migration and VAW in the Philippines
 - b. VAW related to "tradition", customs and culture
 - Dowry related violence
 - c. VAW identified in particular countries/regions
 - Acid attack

2009 NWEC International Forum for Women's Empowerment

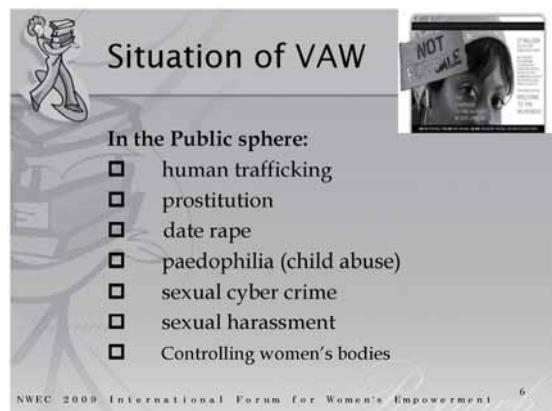
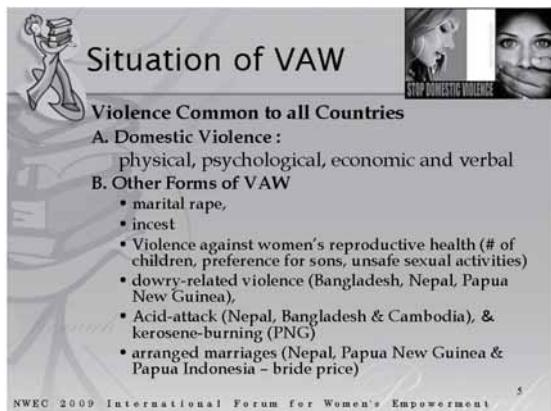
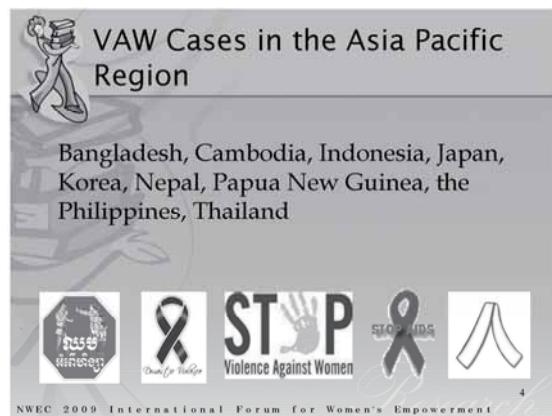
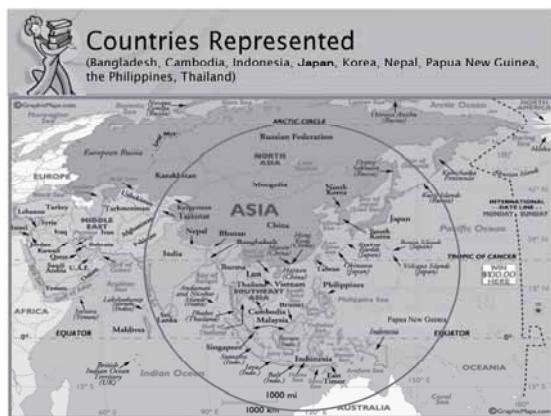
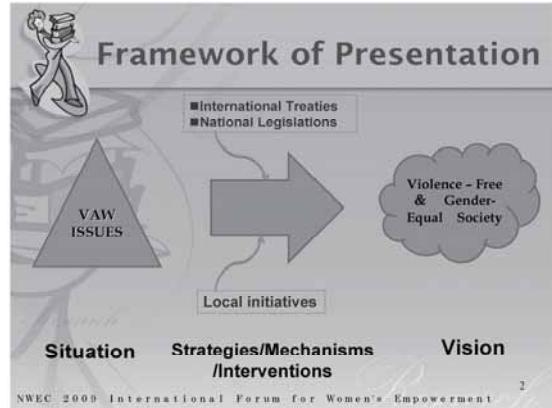
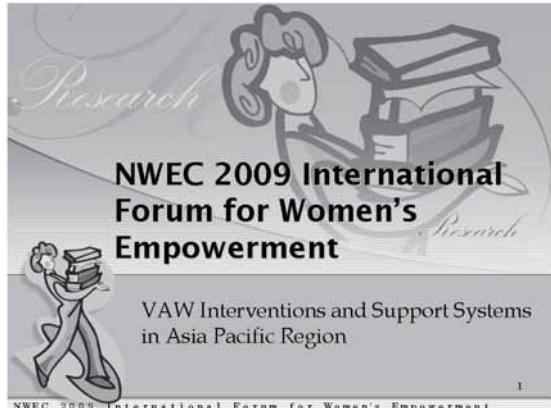
6



2) 「女性に対する暴力撲滅のための政策提言」

グループA (アルファベット順)

フィリピン	ロザリオ・ヒョン・アソン (Rosario Huyong Asong) フィリピン大学ビサヤ校 人文学部教授/ジェンダーと開発プログラムダイレクター
バングラデシュ	ロウシャン・阿拉・ベグム (Rowshan Ara Begum) 女性子ども省 女性部長
ネパール	サビーナ・ダルシャンダリ (Sabina Kapali Darshandhari) アシャ・ネパール社会サービススタッフ
韓国	ユイ・スン・ジョ (Eui Sung Jo) ジェンダー平等省女性の権利計画部門スタッフ
インドネシア	チップト・エカ・プルウィアンティ (Ciput Eka Purwianti) 女性エンパワーメント国務大臣府 海外協力課長
カンボジア	マリー・ソチアータ (Maly Socheata) 女性省副担当官



Legal Framework

International commitments:

- CEDAW
- Beijing Platform for Action
- Human Rights Charter
- Optional protocols related to VAW, TIP, Commercial Sexual Exploitation

NWEC 2008 International Forum for Women's Empowerment 7

Legal Framework

National Laws and Local Legislations:

- Constitutions
- Specific Laws on Domestic Violence
- Anti Trafficking Law
- Law creating Penal Courts
- Penal Code
- Decrees, Executive Orders, Ordinances

NWEC 2008 International Forum for Women's Empowerment 8

Legal Framework

Country-Specific Laws:

- Dowry Provision Act, Acid Control Act, Acid Crime Act, Child Marriage Restraint Act (Bangladesh)
- Anti Rape Law and Rape Victims Assistance and Protection Act(Philippines),
- Sexual Violation Law (Korea)
- Anti-Prostitution Law (Thailand)
- Witness Protection Law (Thailand)

NWEC 2008 International Forum for Women's Empowerment 9

Legal Framework

Country-Specific Laws:

- Anti Pornography Law and Information Act (Indonesia)
- Law Creating Family Courts(the Philippines, Korea, Bangladesh)
- Anti Sexual Harassment Law (the Philippines, Korea)
- Magna Carta of Women (the Philippines)

NWEC 2008 International Forum for Women's Empowerment 10

Mechanisms

Government Agencies:

- National Women's affairs machinery/agencies
- National Police (Women and Children's Desk)
- One stop services at hospitals
- Social welfare agencies
- Ministries/Departments of Health, Education, Justice, and Information
- Ministry of Religion (Bangladesh)

NWEC 2008 International Forum for Women's Empowerment 11

Mechanisms

Community-based support (by NGOs, Women organizations, Churches/groups, Youth groups, Islamic Foundations, etc):

- Shelters,
- Safe Houses,
- Women's Crisis Centres
- Rehabilitation Centres

NWEC 2008 International Forum for Women's Empowerment 12



Interventions



- Activities conducted by government and civil society:
 - National Action Plans, medium term goals (eg. Indonesia)
 - Information and education materials
 - Awareness-raising for men and women
 - Income-generating activities

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment 13



Interventions



- Activities conducted by government and civil society:
 - Advocacy activities: e.g. theatre, films, campaigns, art exhibits and contests, orientation seminars, musical concerts, talk shows, flyers, etc
 - Counselling, medical and legal assistance
 - Capacity building: Training, workshops, seminars
 - Provision of protection and security
 - Mobilization of volunteers

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment 14



Interventions



- ✓ Law enforcement
- ✓ Task forces, national Commissions
- ✓ Improved reporting system
- ✓ Inclusion in gender-responsive plans and budget
- ✓ Integration of HR, WR, VAW, and gender equality topics in all levels of education
- ✓ Assistance from international funding agencies

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment 15



Categories of Initiatives to Eliminate VAW



- Policy Reform - laws, national policies, local ordinances
- Coordinated and multi-level Support- ministries, departments, cabinet, national machineries, local leaders, sectoral support
- Advocacy - national activities, local and various forms of activities
- Delivery of Services - centres, training, counselling, medical, legal, livelihood assistance
- Protection and Law Enforcement - police, courts, etc.
- International assistance - International Treaties, United nations, country donors, international networking

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment 16



Arigato Gozaimasu



Som Or Kun

Kerama Kasih

Dhanyabad

Dhonnobad

Kamsahapnida

Tanikiu

Khob Khun Kha

Maraming Salamat

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment 17

グループB (アルファベット順)

タイ パトラバディー・コンボン (Phatravadee Khongvong)
社会開発・人間の安全保障省 事務次官室
社会開発・人間の安全保障基準局プロジェクトマネージャー

パプアニューギニア ミリアム・ヴァリモセセ・ロヴァイ (Miriam Varimosese Lovai)
HIV/AIDS 対策企業連盟 HIV/AIDS 政策立案地域コーディネーター
研修プログラムオフィサー

バングラデシュ カムルン・ナハール (Kamrun Nahar)
ナリポッコ プロジェクトマネージャー

インドネシア クララ・ハンダヤニ・サロンベ (Clara Handayani Salombe)
プリ財団 副心理士/トレーナー

フィリピン ジェニファー・クルス・セクソン (Jennifer Cruz Sexon)
フィリピン女性委員会 企画担当官 III

Challenges and Recommendations in Eradicating VAW in the Asia Pacific Region

PRESENTED AT 2009 NWECA INTERNATIONAL FORUM FOR WOMEN'S
EMPOWERMENT
ERADICATION OF VIOLENCE AGAINST WOMEN

OCTOBER 31, 2009
JICA RESEARCH INSTITUTE
TOKYO, JAPAN

CHALLENGES and RECOMMENDATIONS

- ❖ System
- ❖ Culture and community
- ❖ Service Providers

2

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

CHALLENGES in System

- ❖ Not all VAW laws define domestic violence, specifically in Bangladesh.
- ❖ Poor implementation of VAW/DV laws.
- ❖ No systematic way of collection of VAW data (reporting system and collecting data system)

3

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

CHALLENGES in System

- ❖ Slow process of prosecution of VAW cases
- ❖ Insufficient resources/budget for VAW services
- ❖ There is no specific program for rehabilitation of men perpetrators of VAW

4

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

CHALLENGES in Culture and Community

- ❖ Culture and (misinterpretation of) religion as gender-biased, promotes gender stereotypes.
- ❖ Domestic violence is usually considered as a family issue.
- ❖ Low level of education and lack/absence of financial freedom prevents VAW survivors to get out of their abusive situations.
- ❖ Not all VAW survivors are brave enough to come out (stigmatization of the victims of VAW).

5

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

CHALLENGES in Service Providers

- ❖ Limited number of shelters and professionals to assist VAW survivors (i.e. psychologists, midwives)
- ❖ Poor access to VAW support services in rural areas.
- ❖ Most service providers, law enforcers and court officers/judges, even if some are women, are NOT gender sensitive, ex: There are those who work for the women sector who are uncomfortable to talk about women's issues such as VAW, sex and reproductive health, with their families and in public.

6

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

RECOMMENDATIONS in System

- ❖ Facilitate the passage of the DV legislation in Bangladesh
- ❖ Exert efforts to ensure full ratification of CEDAW
- ❖ Have a single documentation system of VAW cases

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

RECOMMENDATIONS in System

- ❖ Common guidelines and standards in the delivery of all VAW services and handling of VAW survivors
- ❖ Involve the community and CSOs in the monitoring and evaluation of the implementation of policies, laws and delivery of services
- ❖ Greater male involvement in anti-VAW efforts

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

RECOMMENDATIONS in Culture and Community

- ❖ Conduct of research studies on different cultures and religion that will clarify misconceptions on the stereotype that men are superior to women.
- ❖ Sustained advocacy and information dissemination on women's issues such as VAW and existing laws and services, especially in the community and schools (include and improve non-violent parenting skills)
- ❖ Ensure that the information materials are translated in different languages

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

RECOMMENDATIONS in Culture and Community

- ❖ Undertake efforts to understand factors that lead men to commit VAW
- ❖ Educate the community to foster an atmosphere that will allow the reintegration of men VAW perpetrators and VAW survivors

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

RECOMMENDATIONS in Service Providers

- ❖ Facilitate the shift from center-based to community-based services by training community leaders or focal points.
- ❖ Ensure that support services to VAW survivors are made available and accessible at different levels (e.g., establishment of "one-stop centers", hotlines, provide maps to available services and crisis centers, directory of services)
- ❖ Collaboration and coordination among government, civil society organizations and private sector in anti-VAW interventions.

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

RECOMMENDATIONS in Service Providers

- ❖ Mandatory gender sensitivity orientation for service providers.
- ❖ Provide counseling and rehabilitation for men who are VAW perpetrators
- ❖ Establish a holistic approach in addressing VAW cases and supporting VAW survivors (e.g. provide better, gender-sensitive education, ensure that VAW survivors have access to livelihood skills and training)

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

Specific Recommendations for JAPAN

♦ on the DV Prevention Law

- ♦ Broaden the definition of VAW to include psychological, emotional and economic abuse
- ♦ Include unmarried couples, dating couples
- ♦ Include Penalties or corrective measures for men VAW perpetrators

♦ On the structure for the Gender Equality

- ♦ Establish a ministry level national women's machinery
- ♦ Ensure representation of different groups or sectors of women

13

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

Specific Recommendations for JAPAN

♦ On the Basic Plan for Gender Equality

- ♦ Provide incentives and/or penalties to ensure implementation of the plan by the identified ministries or agencies
- ♦ Ensure wide public information dissemination of the plan

14

NWEC 2009 International Forum for Women's Empowerment

3) コメンテーター資料

事例紹介～人身取引対策にかかる協力事業～
独立行政法人国際協力機構（JICA）公共政策部
ジェンダー・平和構築グループ ジェンダー平等推進課

事例紹介 ～人身取引対策にかかる協力事業～



独立行政法人国際協力機構（JICA）
公共政策部
ジェンダー・平和構築グループ
ジェンダー平等推進課

2009年10月31日

メコン地域における人身取引の状況と対策

背景

1990年代以降、グローバル化とともに
人身取引等開発の負の影響も国際化
2000年代～
パレルモ譲定書など国際的な枠組み
国連は特にメコン地域を重視
2004年 メコン地域6カ国とのMOU締結
2006年 タイ国人身取引対策法成立



JICAの取り組み

タイ人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

- 期間： 2009年3月～2014年3月(5年間)
- ・相手国機関・社会開発・人間安全保障省
- ベトナム人取引対策アドバイザー（個別専門家）
- ・期間： 2009年度～2011年度(予定)
- ・相手国機関・ヘッド・女性連合
- ミャンマー人身取引被害者支援計画（個別専門家）
- ・期間： 2009年度～2010年度(8ヶ月～)
- ・相手国機関・社会福祉省

タイは送出国、かつ経由国、かつ目的（受入）国
資料出典：「タイ社会開発・人間の安全保障省」

国際的な支援の枠組み：人身取引対策を包括的に進めるフレームワーク

```

graph TD
    A[国際的な支援の枠組み: 人身取引対策を包括的に進めるフレームワーク] --> B[政策]
    A --> C[予防]
    A --> D[保護・社会復帰]
    A --> E[加害者取締・刑罰]
    B --> F[国家行動計画、人身取引法律、閣僚級会合、多国間・2国間MOU (UNMAPなど)]
    C --> G[各種キャンペーン、奨学金支援、安全な移住プログラム、ホットラインなど (JICAベトナム事務所、ILO、UNICEF、IOM、UNESCO、USAIDなど)]
    D --> H[被害者認定、シェルターでのケア、職業訓練、リハビリテーション、本国送還、社会復帰支援など (JICAタイ事務所、JICAミャンマー事務所、IOM、UNICEF、ILOなど)]
    E --> I[法的枠組み強化、訴追・加害者処罰、監察・入国管理官への被害者認定研修など (AusAID、UNODCなど)]
  
```

タイ・人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト

各組織の連携を強化することによって
被害者保護・自立体制を促進する

事例の共有、研修の実施
オペレーション・マニュアル作成
国際ワークショップ

新法等の法的支援
情報・技術交換と
情報・技術交換と
フォローアップ

関係省庁（法務省・入管・警察・等） / ケア・ワーカー / NGO

社会開発・人間安全保障省

日本国内のバックアップ：人身取引対策関連省庁連絡会議（内閣官房）、国立女性教育会館（NWEC）
人身売買禁止ネットワーク（日本のNGO）

資料出典：「タイ社会開発・人間の安全保障省」

参考資料

アジア・太平洋地域における女性に対する暴力に関する補足的解説

国立女性教育会館
研究国際室 越智 方美

「女性のエンパワーメント国際フォーラム（以下、「国際フォーラム」）では、女性に対する暴力（VAW）をめぐる共通項があきらかになった。同時に、日本ではまだ普及していない VAW 撲滅のための取組み等についても言及された。ここでは、「国際フォーラム」で交わされた議論の中で、日本の読者にとり比較的なじみが薄いと思われる事柄について補足の解説をおこなうこととした。具体的には、主として南アジア地域でみられる硫酸を用いた暴力と、警察や司法組織における意識啓発活動、人の移動と VAW の関連について述べる。

1. 硫酸暴力の実態について

硫酸暴力（acid burning あるいは acid throwing とも呼ばれる）とは、遺恨を持つ相手に対して、硫酸を投げつけ顔面や身体に障害を追わせる行為を指す。硫酸暴力が起こる原因としては、土地や財産、金銭をめぐる争い、ダウリー（dowry 婚資）に起因するもめごとや、求愛や結婚の申し出を断られた男性による腹いせ等があげられる（Acid Survivors Foundation）。バングラデシュ国内で硫酸暴力の被害者支援にあたっている NGO の統計によれば、1999 年から 2009 年の 11 年間に、累計 2,313 件の硫酸暴力事件が報告され、被害者は 2,956 名にのぼる。しかし硫酸暴力に関する正確な統計データは未整備のため、実際にはこの数値をはるかに上回る被害が発生しているといわれている。被害者の多さに比して、加害者への処罰は進んでいない。2009 年 1 年間のみで、115 件の硫酸暴力事件が発生しているが、有罪判決を受けた加害者は 15 名にとどまっている。

硫酸暴力の被害者支援は 90 年代以降、主として市民社会組織により担われてきた。女性団体「ナリポッコ（Naripokkho）」や、「硫酸暴力サバイバー財団（Acid Survivors Foundation）」等が、被害者のケアと硫酸暴力被害の実態把握を通してバングラデシュ社会での啓発活動を開始している。硫酸暴力被害の特色は、回復が非常に困難で、その影響が長期間にわたって及ぶことがある。硫酸は被害者の容貌を著しく変形させ、多くの場合、失明や失聴等の身体機能障害を伴うため、硫酸暴力の被害を受けた女性は、学校に通うことや働くこと、結婚も困難となる。暴力被害を受けた女性が（男性加害者の暴力を誘発したとして）その責任を問われることは、様々な形態の暴力事件に共通しているが、硫酸暴力の場合は、その主要な原因のひとつが、婚姻やセクシュアリティに関連する事柄であるため、女性が被る社会的なスティグマはより深刻である。被害者はしばしば、男性からの求婚を断った傲

慢な女性という烙印を押され、家族や社会から孤立した生活を余儀なくされるからである〔Bandyopadhyay and Rahman Khan, 2003: 71; Farouk: 2005〕。

硫酸暴力はその発生が確認された 1960 年代当初は、バングラデシュ社会に固有の形態とみなされていたが、後にバングラデシュほど発生件数は多くはないものの、インドやパキスタン、ネパール、カンボジア、ベトナムやラオスなど南アジア地域を中心とした広域で同様の事象が確認されている〔Swanson, 2002〕。「国際フォーラム」第Ⅱ部のグループ A の発表では、パプアニューギニアの研修生が、同国での灯油を用いた女性に対する暴力（*kerosene burning*）について言及している。筆者が調べた限りにおいては、こうした国々でなぜ、硫酸暴力が起きているのかについて、統一的な見解はない。

しかし、バングラデシュにおける硫酸暴力の問題に立ち戻るならば、家父長制に規定された社会規範が残るバングラデシュ社会と、グローバル経済の再編の下での女性の労働力化との関連を指摘したアンワリー〔Anwary, 2003: 307-308〕の分析は、上に述べた問い合わせに対する手がかりを示している。バングラデシュのような家父長制的な文化のもとでは、男らしさの概念は自身の家族並びに所有物を守り、維持する能力と密接に結びついている。貧困と高い失業率を背景として多発する耕作地の境界や所有権をめぐる異なる一族間の争議は、しばしば敵対する一族の女性成員に対する硫酸暴力を誘発する。未婚の娘に対する両親の第一義的な責務が娘の処女性を守ることと、とらえられているバングラデシュ社会では、硫酸暴力による容貌の著しい損傷は、事実上、婚姻の可能性（marriageability）の喪失を意味するとともに、婚姻に関する社会規範を遵守できなかつたという意味において、一族の名誉を傷つけることにもつながる。

また、バングラデシュ政府は、近年、国内の安価な労働力をテコに輸出向け衣料産業の誘致を推進してきた。多国籍企業が経営する縫製工場で働く労働者の多くは、未熟練女性である。都市部の世帯では、こうした女性工場労働者が、実質的な唯一の稼得者となっている場合もある。有償労働に動員された女性が、家事や育児という伝統的に女性が担うものとみなされてきた役割を十全に遂行できない場合、夫が妻に硫酸を投げつける例も報告されている〔Anwary: ibid.〕。妻の現金収入へのアクセスが、男性世帯主の地位を脅かすものととらえられ、地位のゆらぎへの不安感が家庭内の暴力を誘発していると考えられる。以上、南アジア地域で発生している硫酸暴力の現状を概観した。既に述べたように現時点では硫酸暴力に関する実態調査も十分におこなわれているとは言い難い。今後は被害の実態を明らかにするとともに、被害者の社会復帰を見据えた包括的な支援体制の整備が望まれる。

2. VAW 被害者支援のための取り組みについて

「国際フォーラム」ではまた、8 カ国の代表より各国における VAW の撲滅と暴力を受けた被害者救済のための具体的な取組みが報告された。報告では、いずれの国においても女性の人権を擁護する国際条約への批准や VAW に関する国内法の整備は一定程度、進んで

いる反面、これらの法律の執行が現実には不十分であることが、問題として認識された。言うまでもなく、法律や政策枠組みは現状をより良い方向に変えるために制定されているが、VAW のように従来、犯罪や人権の侵害とはみなされてこなかったことに対して適切な対応をおこなっていくためには、暴力を受けた女性を支援する役割を担う地域社会や既存の組織のあり方も変更を余儀なくされる。

このことを勘案すると、「国際フォーラム」のパネリストによる報告や後半の質疑応答で議論され、日本の聴衆からも高い関心が寄せられた「ワンストップセンター」や警察や司法との連携は VAW 被害者の救済を一步前進させる取組みとして注目に値する。「ワンストップセンター」とは、暴力を受けた被害者が必要な支援が一箇所に集約されている施設を指す。「ワンストップセンター」の名称や機能は国により異なるが、センターでは、法的扶助、医療的な手当て、カウンセリングサービスを受けることができ、シェルターへの紹介をおこなっている。被害者の経済的な自立のための職業訓練を実施しているセンターもある。質疑応答でも言及されていた、バングラデシュの「ワンストップセンター」の仕組みについては、本報告書の巻末に掲載されている「アジア太平洋地域のリーダーエンパワーメントセミナー（以下、「エンパワーメントセミナー」）研修生の一人である、ロウシャン・アラ・ベグン（Rowshan Ara Begum）氏のカントリーレポートを参照願いたい。

また、カンボジアの NGO の代表であるビチュタ・リー（Vichuta Ly）氏からは、同国における司法ならびに警察という、VAW の被害者や加害者と密接な関わりを持つ分野での女性の参画の遅れと、専門職に従事する職員の VAW という問題への認識の欠如が指摘された。リー氏の指摘は国際機関が実施した調査でも確認されている。UNIFEM が 2000 年に発行した報告書では、カンボジアの NGO 「カンボジア女性のクライシスセンター（Cambodia's Women Crisis Center）」が 1998 年から 99 年に国内 18 カ所の村落で、VAW 防止を目的として実施した教育訓練の過程では、以下の点が確認されたとしている。警察官が女性の人権について知らず、また訓練の対象となった判事の 6 割と警察官の約 8 割が、「誘拐と人身取引防止に関する 1996 年法」についての知識を持っていなかった。警察官の大半がドメスティック・バイオレンスは個人的な問題であり、女性が申し立てをしない限り夫を逮捕できないとの誤った認識をもっており、夫が妻を殺害しない限り逮捕できないと誤解していた者さえいた [Spindel et al, 2000: 65]。カンボジアではポル・ポト政権時代（1975 年～79 年）に知識階級の肅正がおこなわれ、国家建設を担う人材育成、とりわけ行政職員の能力開発が大きな課題となっているという特殊な事情を抱えている。こうした現状を開拓するためには、VAW 被害を受けた女性と接する機会が多い公務員に対しての正確な法律の理解と、VAW が人権問題であるとの理解を促す意識啓発トレーニングが必要であろう。

地域は異なるが、平成 20 年度に「エンパワーメントセミナー」の研修生として参加した、デリー大学准教授のパメラ・シングラ（Pamela Singla）氏が国立女性教育会館での研修期間中に報告した、警察と市民社会組織との連携の事例は、上に述べた問題へのひとつの対応を示唆している。報告によれば女性と児童、特に女児に対する犯罪の発見・予防を目的と

して、デリー市警察により任命された「女性巡回警察官（women beat constables）」が、NGO やソーシャルワーカーとともに、コミュニティで発生した事件の苦情処理をおこなうものである。このプログラムには、地域社会での VAW に関する理解を促す意識啓発活動と、警察職員を対象とした、ジェンダー問題に関するオリエンテーションとトレーニングを組み合わせた、包括的アプローチが適用されている。デリー市警察の「女性巡回警察官」の詳細は、『国立女性教育会館研究ジャーナル 14 号』に掲載されているシングラ論文をご一読いただきたい。

3. 人の移動と女性に対する暴力について

「国際フォーラム」の基調講演においてシルビア・エストラーダ・クラウディオ（Sylvia Estrada-Claudio）氏が述べたように、世界規模での経済のグローバル化はこれまでとは異なる、新たな形態の暴力を生起させている。本稿の最後に、人の移動に伴う再生産労働のグローバル化と VAW の関連について簡単に触れておきたい。

フィリピンでは 1970 年代半ば以降、国策として海外雇用政策を推進し、移住労働者からの送金はフィリピン経済の安定にとり不可欠なものとなっている。70 年代に中東の石油産出国で建設労働者やエンジニアとして就労した男性労働者に代わり、80 年代半ばには女性が男性を上回り、中近東諸国や東南アジア、北米、EU 諸国で家事労働者やエンターティナー、看護師、介護士として再生産労働に従事している女性が過半数を占めるようになった。

「移住労働の女性化（feminization of migration）」が世界規模で進展するなか、国外で長期間、移住労働者として働く女性は、受入れ先の国で市民権が制限され働くことを余儀なくされてきた [Lim and Oishi, 1996, Ehrenreich and Hochshield, 2002]。そのためフィリピン人女性は、雇用主による虐待などの暴力の被害を受けても、訴えを口にすることが困難な状況におかれている。受入れ先での就労条件は、その国の移民政策と密接な関係を持つ。たとえば、女性移住労働者の単身での渡航の義務づけや、家族呼び寄せの禁止、就労先での定期的な妊娠検査などである。こうした一連の政策は、移民を受入れている国の国民の再生産に寄与している女性労働者自身の家族の再生産が、実質的には禁じられているという矛盾した側面を有していることを示す。

このことはまた、「移住労働の女性化」が、単に女性海外就労者の量的な拡大を指すのではなく、先進国で働く女性の家族のケアを途上国出身女性が請け負い、さらには不在の女性移住労働者に代わり、彼女の子どもの世話を本国のより貧しい女性が下支えする「再生産労働の国際分業」 [Parreñas, 2001] の核心部を形成していることを示している。「南北双方の女性の労働の再定義と再配置」 [伊藤・足立, 2008: 6] を背景に進展する「女性化」は、「再生産労働の国際分業」の末端でより大きな歪みを生じさせる。家族が離れて暮らすこと、とりわけ母親の長期間にわたる不在は、残された子どもたちに多大な影響を与える。基調講演の中でも言及された、フィリピンの移住労働者の世帯で育つ子どもたちをめぐる議論については、パレニヤス [Parreñas, 2005a, 2005b=2008] の一連の研究成果が参考になる。

また、フィリピンの海外雇用政策における「女性化」を論じた研究としては小ヶ谷 [2003] を、フィリピン同様、近年、女性労働者の国外への送出しを推進しているインドネシアの海外雇用政策については、平野 [2009] を参照されたい。

フィリピンでは既に VAW も含めて女性の権利を擁護する法律は多数施行されている [内閣府男女共同参画局, 2008: 55-57] が、グループ B の発表でも触れられているように、2009 年に女性の権利に関する包括的な法律である「女性のためのマグナカルタ法 (Magna Carta of Women)」が制定された。「女性のためのマグナカルタ法」では、あらゆる形態の暴力から女性が保護されることを謳っており、行政の義務規定についても言及している。行政職員は人権とジェンダーに起因する暴力に関する訓練の受講が義務づけられるとともに、地方自治体はすべてのバランガイ (barangay、フィリピン国内の最少行政単位) に VAW の相談担当窓口の設置することが、義務づけられている (第 4 章、9 条)。

「女性のためのマグナカルタ法」の成立に伴い、国内本部機構である「フィリピン女性の役割委員会 (National Commission on the Role of Filipino Women)」は「フィリピン女性委員会 (Philippine Commission on Women)」に改組され、同委員会が法律の実施の進捗状況を監視し、「人権委員会 (Commission on Human Rights)」が法律不履行等に関連する苦情処理を受け付ける窓口として機能する予定である [橋本, 2009]。「女性のためのマグナカルタ法」の実施細則については、2009 年 12 月末現在、関係諸機関が作業中である (NCRFW)。同法では、都市貧困層や少数民族の女性など、フィリピン社会で周辺化された女性たちの生存権を保障することを目指しており、海外就労者 (migrant workers) もその対象として明記されている (第 2 章、4 条、(6) 項)。この法律が国内で暮らす女性のみでなく、年間 16 万人を上回る女性海外就労者 (「フィリピン海外雇用庁」の統計によると、2008 年度 1 年間に新規採用されたフィリピン人女性海外就労者は 163,338 名である) の人権について、実際にどの程度まで適用されるかについては、今後の推移を見守る必要があるだろう。

【参考文献】

- Anwary, Afroza, 2003, Acid Violence and Medical Care in Bangladesh Women's Activism as Carework, *Gender and Society*, Vol.17 No.2, April 2003, pp.305-313.
- Bandyopadhyay, Mridula and Mahmuda Rahman Khan, 2003, Loss of Face: Violence Against Women in South Asia, Manderson, Lenore and Linda Rae Beneett eds. *Violence Against Women in Asian Societies*, London and New York: Routledge Curzon, pp.61-75.
- Ehrenreich, Barbara and Arlie Russell Hochschild eds. 2002, *Global Woman Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*, New York: Henry Holt and Company.

Farouk, Sharmeen A., 2003, *Violence Against Women: A Statistical Overview, Challenges and Gaps in Data Collection and Methodology and Approaches for Overcoming Them*, a report submitted to the Expert Group Meeting organized by UN Division for the Advancement of Women in collaboration with Economic Commission for Europe and World Health organization held on April 11-14, 2005, in Geneva, Switzerland.

<http://www.un.org/womenwatch/daw/egm/vaw-stat-2005/docs/expert-papers/Farouk.pdf>
(2010 年 3 月 4 日アクセス)

橋本ヒロ子、2009 年、「フィリピンで女性のためのマグナカルタが成立」『マンスリー北京 JAC』6 頁。

平野恵子、2009 年、「インドネシアの海外雇用政策——「移住労働の女性化」を中心に」国際移動とジェンダー研究会編『アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー再配置』31-48 頁。

伊藤るり・足立眞理子編著、2008 年、『ジェンダー研究のフロンティア第二巻 国際移動と<連鎖するジェンダー>——再生産領域のグローバル化』作品社。

Lim, L.L., and Nana Oishi, 1996, International Labour Migration of Asian Women: Distinctive Characteristics and Policy Concerns, *Asian and Pacific Migration Journal*, 5(1), pp.85-116.

内閣府男女共同参画局、2008 年、『東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更正に関する調査研究報告書』、内閣府男女共同参画局。

小ヶ谷千穂、2003 年、「フィリピンの海外雇用政策——その推移と『海外労働の女性化』を中心に」 小井土彰宏編著『移民政策の国際比較』、明石書店、313-356 頁。

Parreñas, Rhacel Salazar, 2001, *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*, Stanford: Stanford University Press.

—————, 2005a, *Children of Global Migration Transnational Families and Gendered Woes*, Stanford: Stanford University Press.

—————, 2005b, Caring for the Filipino Family: How Gender Differentiates the Economic Causes of Labor Migration, *F-Gens Journal* March 2005, No.3, pp.197-203 (=2008, 越智方美・大橋史恵訳、「家族を想うということ——フィリピン人海外就労の経済的原因におけるジェンダー作

用」伊藤るり・足立眞理子 [2008: 154—171])。

シングラ、パメラ、2010 年、「インドにおける女性の権利およびジェンダーに基づく暴力——問題と課題」、『国立女性教育会館研究ジャーナル』14 号、145-153 頁。

Spindel, Cheywa, Elisa Levy and Melissa Connor, 2000, *With an End in Sight: Strategies from the UNIFEM Trust Fund to Eliminate Violence Against Women Efforts to Eliminate Violence Against Women: Seven Country Case Studies*, New York: United Nations Development Fund for Women.

Swanson, Jordan, 2002, Acid Attacks: Bangladesh's Efforts to Stop the Violence, *Harvard Health Policy Review*, Spring (2002), Volume3, Number 1.

<http://www.hcs.harvard.edu/~epihc/currentissue/spring2002/swanson.php>

(2010 年 2 月 24 日アクセス)

【ウェブサイト】

<http://www.acidsurvivors.org> (2010 年 2 月 22 日アクセス)

● 「硫酸暴力サバイバー財団（バングラデシュ）」のホームページ（英語）

<http://www.ncrfw.gov.ph> (2010 年 2 月 22 日アクセス)

● フィリピン 国内本部機構のホームページ(英語)

<http://www.poea.gov.ph/> (2010 年 2 月 22 日アクセス)

● フィリピン 海外雇用庁のホームページ(英語)

第Ⅱ部

「平成21年度 アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」日程表

平成21年10月22日(木)～10月31日(土)

月	日	曜日	時間	研修項目	講師(敬称略)
21日	水	終日		日本到着	
22日	木	9:45～9:55	開会挨拶	神田道子 国立女性教育会館 理事長	
		10:00～10:30	プログラムオリエンテーション	越智方美 研究国際室 専門職員	
		10:30～11:00	アイスブレーク	研修生・NWECSスタッフ	
		11:00～12:00	会館概要説明	和氣太司 国立女性教育会館 理事	
		12:00～14:00	チェックイン・昼食		
		14:00～14:45	女性教育情報センターと女性アーカイブセンター	江川和子 情報課長	
		15:00～17:00	講義 「人権視点に立つ女性に対する暴力の根絶の取組み」	成能氏江 お茶の水女子大学理事・副学長	
		17:00～18:00	自由時間		
		18:30～20:00	歓迎会		
23日	金	9:00～10:30	講義 「国立女性教育会館のDV関連研修事業について」	西脇美恵子 事業課専門職員	
		10:45～12:30	カントリー報告の発表	研修生	
		12:30～13:30	昼食		
		13:30～17:00	カントリー報告の発表	研修生	
		17:00～17:30	視察のオリエンテーション	桑原詩央 研究国際室	
24日	土	10:00～12:00	視察・講義 「外国籍市民コミュニティと連携したサポートシステムの構築」	シェア=国際保健協力市民の会 (SHARE) 国内保健事業部 李祥任、TAWAN 内野ナンティヤー	
25日	日		自由研究		
26日	月	9:30～11:30	視察・講義 「日本の男女平等施策について」	市川 恭子 男女共同参画推進官	
		14:00～16:00	視察・講義 「教育における男女共同参画の取組」	生涯学習政策局男女共同参画学習課 女性政策調整官 小林美陽 初等中等教育局児童生徒課係長	
27日	火	10:00～11:30	視察・講義 「企業の社会貢献活動としてのDV被害者女性たちの支援」	平尾佳淑 ゴールドマン・サックス証券(株) コーポレート・エンゲージメント ヴァイス・プレジデント	
		14:00～16:00	視察・講義 「医療におけるDVの早期発見の取組み」	片岡弥恵子 聖路加看護大学 准教授	
28日	水	10:00～12:00	成果発表のプレゼンテーション作成		
		13:30～16:30	成果発表のプレゼンテーション作成		
29日	木	10:00～12:00	成果発表のプレゼンテーション作成		
		13:00～15:00	日本文化の紹介	NWECSボランティア	
		15:15～16:00	評価会		
		16:15～16:45	閉講式 (「国際フォーラム」パネリストとの顔合わせ)	神田道子 国立女性教育会館 理事長	
		18:00～20:00	理事長主催食事会(「国際フォーラム」パネリストも参加)		
30日	金	9:00～10:00	講義 「平成20年度 アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナーに参加して」	ピチャタ・リー 女性と子どものための法的支援 代表	
		10:15～15:00	「国際フォーラム」及び報告書刊行の打ち合わせ		
31日	土	10:00～12:00	国際フォーラムリハーサル		
		13:00～16:30	「女性のエンパワーメント国際フォーラム」		
1日	日		帰国		

「平成 21 年度アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」 研修の概要

1. セミナーの概要

国立女性教育会館では、日本の女性教育を進めるナショナルセンターとして、1989（平成元）年度よりアジア太平洋地域の女性を対象とする国際研修を実施してきた。第 2 期中期計画の 2006（平成 18）年度からは「アジア太平洋地域のハブとしての国際貢献・国際協力を強化する」目的で、「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」を実施している。

「アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」は、開発途上国等において女性行政・教育担当者、NGO のリーダーを対象に、女性の能力開発・人材育成等の課題を取り上げ、参加型でより実践的な内容を提供することが特色となっている。

会館では、2006（平成 18）年度より本事業を開始し、2009（平成 21）年度までの 4 年間に、下記のテーマを設定しセミナーを実施してきた。

年度	テーマ
2006（平成 18）	次代を担う女性リーダーの能力開発・ネットワーキング
2007（平成 19）	アジア太平洋地域における人身取引の問題とその解決に向けた方策
2008（平成 20）	女性に対する暴力の根絶に向けて～多様な連携と協働
2009（平成 21）	女性に対する暴力の根絶に向けて～有効な支援システムの構築

実施初年度の 2006 年度は、事業名である「女性リーダーのエンパワーメント」に主眼が置かれた。女性リーダーを「男女共同参画の視点に立って女性のエンパワーメントを支援し、男女共同参画社会実現を推進する社会的役割を担う人物」と定義し、講義やワークショップ、視察を通して男女平等を推進するために必要な知識やリーダーとしてのスキルを習得する研修内容としている。

2 年目である 2007 年度は、アジア太平洋地域の共通課題である「人身取引」をテーマとし、参加者の出身国で実施されている人身取引対策を共有するとともに、日本の人身取引対策の講義や視察、専門家との意見交換などを中心に構成した。

2008・2009 年度は、アジア太平洋地域の共通課題である「女性に対する暴力（以下、VAW）の根絶」を主題とした。2008 年度は「多様な連携と協働」をサブテーマとし、各国の VAW 根絶のための好事例を共有するとともに、日本の VAW 根絶に関わる省庁、女性関連施設、福祉施設、民間企業などを訪問し意見交換をおこなった。研修最終日には研修成果の発表として VAW 撲滅のための問題点や政策提言を発表する交流フォーラムを実施し、行政関係者から学生まで幅広い層からの参加があった。当日は研修参加者自身が編集したビデオを放映し、好評を博した。

2009 年度セミナーでは、前年度の研修成果をふまえ「有効な支援システムの構築」をサブテーマとした。アジア太平洋地域 8 カ国（インドネシア、韓国、カンボジア、タイ、ネパール、パプアニューギニア、バングラデシュ、フィリピン）から、女性行政担当者 6 名、教育担当者 1 名、NGO のリーダー 4 名の計 11 名が参加した。セミナー開始以降初めての試みとして、研修最終日に同じテーマで実施した「平成 21 年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」の席上で、パネリストとして研修成果を発表した。

なお、4 年間のセミナー参加者は 11 カ国 54 名にのぼり、その多くが、アジア太平洋各国の男女共同参画行政、法務、教育、保健衛生など、幅広い分野で現在も活躍している。

2. 2009 年度セミナーのプログラム

2009 年度セミナーのプログラムの詳細については、57 頁の日程表を参照。

3. 研修運営上の工夫

この研修では、参加者の積極的なコミットメントと参加者間の関係づくりを重視している。例えば、講義や視察の際、記録を取る担当者を決め、研修期間中すべての参加者に何らかの貢献をしてもらえるよう配慮している。記録の取り方や共有方法など課題はあるが、参加者が研修に積極的に関わる一助となった。また、セミナーへの参加が決定し、来日するまでの間のコミュニケーション・ツールとして、参加者と会館関係者が加わるメーリング・リストを立ち上げ、参加者に提出義務のあるカントリーレポートや小論文の準備状況を報告しあうなど、来日以前の連絡及び交流の場としての機能を意識的に強めた。このメーリング・リストは研修終了後も維持され、情報交換の場として機能している。

これらにより、参加者が本研修で必要な知識やリーダーとしてのスキルを習得するとともに、本研修で構築されたネットワークを基にして、帰国後の活動の拡充発展を目指している。また本研修を通じて参加者及び参加者が所属する機関との継続的な関係を構築し、アジア太平洋地域のハブとしての国立女性教育会館の機能の充実を図っているところである。

国立女性教育会館 研究国際室長 中野洋恵
研究国際室事務補佐員 桑原詩央

講義資料

1) 「人権視点に立った女性に対する暴力根絶の取組み～日本の経験から～」

お茶の水女子大学理事・副学長 戒能民江

人権視点に立った女性に対する暴力根絶の取組み

～日本の経験から～

戒能民江（お茶の水女子大学）

はじめに

「アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー」にご参加の 11 名のみなさまへ歓迎の意を表します。政府機関、NGO、大学の研究者と多彩なメンバーが参加しての今回の研修が実りあるものになることをお祈りいたします。いつも申し上げるのですが、日本のジェンダー政策は十分ではなく、女性は経済的にも社会的にも厳しい状況に置かれています。むしろみなさまから学ぶことの方が多いのではないかと感じています。今回の研修が、アジア・太平洋地域におけるジェンダー平等促進のために、交流を深め、相互に学び会う機会となることを願っております。

さて、本日の私のレクチャーのテーマは「女性に対する暴力」です。女性に対する暴力根絶に向けた取組みには、女性の人権の視点が不可欠であること、しかし、女性の人権視点に立った政策展開は依然として不十分であること、その要因は何か、少しでも打破する方向へ進めるために何が必要か、日本における DV 防止政策の経験から考えてみたいと思います。

1 国際社会における女性に対する暴力根絶への取組み

まず、国連を中心とした国際社会の女性に対する暴力根絶への取組みについてみていきたい。女性に対する暴力問題は、国際社会が重視して取り組む優先課題の一つである。2008 年、国連事務総長は、「女性に対する暴力に終止符を打つための連帶」と名付けられた複数年にわたるキャンペーンを呼びかけた。しかし、このような動きは最近のことすぎない。

スリランカの法律家であるラディカ・クマラスワミは、国連人権委員会が任命した「女性に対する暴力特別報告者」の任期終了にあたって、次のように述べている（クマラスワミ最終報告書（E.CN.4/2003/75））。

「女性に対する暴力は、1980 年代後半まで国際的な優先事項にならなかった。多くの社会において私的領域は調査から隔離され、暴力の問題はタブーであった。そのため、女性団体の行動により、女性に対する暴力は普遍的な害悪であり、国際的な基準設定と監視が必要であると国際社会が認識するようになるのに 10 年かかった。」

1979 年に国連女性差別撤廃条約が採択されたが、同条約には直接、女性に対する暴力を規定した条文がない。1991 年国連経済社会理事会は、女性に対する暴力が重要であり、国際的にもっと進んだ措置を取るべきだとする決議を行い、それに基づき、国連女性差別

撤廃委員会は一般勧告 19 号「女性に対する暴力」を採択した。この一般勧告 19 号は現在もなお、国際的な基準として重要な意義をもつ。

一般勧告 19 号の意義は、次の 2 点にある。

第一に、女性に対する暴力は「ジェンダーに基づく暴力」であることを明らかにしたことである。つまり、女性に対する暴力は、個人的な問題ではなく、ジェンダーに基づく暴力として社会構造的な問題であり、暴力は女性差別の社会的仕組みであるとした。また、それと同時に、人権や基本的自由の侵害であると位置付けた。第二に、国家は公権力による暴力だけではなく、私人による暴力にも責任を持つことを明記した点である。強制結婚、持参金殺人、女性性器切除などの伝統的慣行や偏見、セックスツアーや先進国による途上国出身女性のメードの雇用、途上国出身の女性と先進国男性との国際見合い結婚といった「新しい性的搾取」、武力紛争や領土の占領がもたらす女性の売買の増加や性暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、男児優先や性器切除など、女性や子どもの健康に有害な伝統的慣行、強制不妊手術や中絶や家族による暴力（DV）についても、人権侵害に対して国家は責任を持たなければならない。

その後、1993 年にはウィーン世界人権会議で「ウィーン宣言・行動計画」が採択され、私の領域における暴力を含めて、あらゆる形態の女性に対する暴力が女性の人権侵害であることが明確に述べられた。1993 年 12 月には国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」が満場一致で採択され、あらゆる形態の女性に対する暴力撤廃をめざすことが宣言された。この宣言のポイントは、個人的な問題であるとして、国家が暴力に介入しなかったことで人権侵害を生み出し続けたことを批判し（国家の不作為責任）、暴力根絶のために、国家や国際機関は「あらゆる適切な手段を迅速に講じるべき」としたことである。

その後、1995 年第 4 回世界女性会議（北京会議）では、「女性に対する暴力」は 21 世紀に向けての世界共通の最重要課題の一つとして議論された。北京会議で採択された「行動綱領」では、女性に対する暴力が女性の人権侵害であり、階層や経済力にかかわらず、あらゆる社会で暴力が振るわれていること、女性の地位の低さゆえに女性は暴力の被害を受け、その結果女性の地位は低下し、女性の能力開発を妨げ、自由の享受を侵害してきたことを明らかにした。

北京会議後、世界各地で女性に対する暴力根絶のための取組みが促進されていった。日本においても、北京会議後に急速に DV 被害者支援のシェルター運動が広がり、女性に対する暴力の防止が政府のジェンダー政策の中に位置付けられるようになった。

1980 年代後半以降、なぜ国際社会は女性に対する暴力問題に取り組まなければならなかつたのか。以下の 3 点を指摘したい。

1) 1979 年国連女性差別撤廃条約が採択されたことで、同条約批准国は、国連女性差別撤廃委員会に定期的に各国の状況の報告義務を負うことになった。女性差別撤廃条約自体には暴力に関する条項はなかったのだが、過半数を超える諸国から DV など女性に対する暴力について深刻な状況が報告された。社会体制や文化を問わず、女性の地位向上を阻害

する共通の要因として、女性に対する暴力問題が浮かび上がったのである。

2) なかでも、家庭内や恋人など親密な関係における暴力である DV 問題が共通の課題として浮上した。従来、DV は「夫婦喧嘩」の少し程度がひどいものであり、よほどのことがない限り、警察も介入してこなかった。プライバシー領域における個人的な問題であり、「法は家庭に入らず」原則は貫徹されてきた。しかし、1970 年代以降、欧米諸国、北欧諸国では DV 夫から逃げてシェルターに駆け込む女性が増え、その被害の広がりと深刻さが明らかになるにつれ、女性の地位向上の阻害要因として無視できない問題となった。

3) 1980 年代末のベルリンの壁崩壊後、冷戦体制が終焉を迎えたのだが、地域紛争、武力紛争は後を絶たず、女性に対する暴力が紛争の戦術として使われたことである。ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争、ルワンダ紛争など、強姦が相手方集団に屈辱を与える威嚇手段として利用された。国家=軍隊が女性に対する暴力行使する主体であることが明らかになり、公権力による女性の人権侵害が白日の下にさらされたことで、女性の人権概念が要請される大きな契機となった。

しかし、このような国連を中心とした努力にもかかわらず、女性の状況は改善されたとは言い難い。クマラスワミは、前述の最終報告書で次のように述べている。

「(女性に対する暴力についての) 注意の喚起と基準設定は成功しているが、大抵の女性の生活においてはほとんど変化が起きていない。この変化から恩恵を受けた女性は少数で、圧倒的多数にとって、女性に対する暴力はタブーとして残っており、社会の中で見えない、恥すべき事実のままである。」

2 日本における取組み

日本における DV 問題への取組みについてみていきたい。

2-1 DV 防止法の制定

2001 年に DV 防止法が制定されてから、8 年が経過した。DV 防止法については、資料参照。DV 防止法は、保護命令と公営の DV 相談支援センターを導入したことにより、「法は家庭に入らず」原則を打破したところに、画期的な意味を持つ。しかし、夫婦関係のような私的領域に国家の介入を認めたことに対しては抵抗が強く、裁判官は保護命令の発令に必ずしも積極的ではなく、最近、却下や取り下げを命じるケースが目立っている。けれども、DV 防止法制定の効果は大きく、DV への関心は徐々に高まっており、被害の顕在化が進んでいる。しかし、だからといって、DV に対する社会の理解が深まったとは言えない。相変わらず、「DV と夫婦げんかの違いがあいまいだ」、「どっちもどっちだ」という考え方も根強い。しかも、行政の窓口や警察、裁判所など、DV 被害者に直接対応する機関の偏見や無理解が依然としてなくならないのが現状である。やつとの思いで相談しようと決心し

た人も、話したことでかえって傷ついてしまい、「自分さえ我慢すれば」と、再び口を閉ざすことになりかねない。

DV は単なる夫婦げんかや男女間のもつれではない。DV とは、夫と妻や恋人など個人的に親密な関係において、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、言葉の暴力や威嚇、脅し、精神的抑圧などの心理的暴力、性的暴力、つきあいの制限や行動規制などの社会的隔離、生活費を渡さないなどの経済的暴力など、さまざまな形態の暴力を使って相手の感情や心理、考え方、行動、生活などをコントロール（支配）することである。暴力をふるわれる側は、暴力がいつふるわれるかわからないという「恐怖と緊張」のなかで生きていかなければならない。常に相手の顔色を窺い、萎縮しながら暮らさなければならないのである。価値観が混乱し、いつの間にか、思考の基準まで暴力をふるう加害者の言うとおりになってしまうという。だが、家庭内のことなので、むやみに人に話せない。また、外部に相談したことがわかると仕返しの恐れがあるかもしれない。周囲は理解してくれるどころか、逆に「あなたにも悪いところがあるので」などと非難されかねない。被害者はますます孤立し、自尊感情を奪われ、自信を失っていくことになる。

DV が許容されるのは、暴力によって女性の生きる力を弱め、「人間としての尊厳」を奪うからである。

2-2 DV 被害の実態

1999 年に政府がはじめておこなった全国調査によると、成人女性のおよそ 20 人に一人 (4.6%) が、夫やパートナーから「生命の危険を感じるほどの暴力」を受けたことがあると回答した。このデータが大きな力を発揮して、DV 防止法制定が推進されたのである。DV はまさに生命の問題であり、「1 人の命も奪われてはならない」という女性たちの願いが DV 防止法を誕生させた。ところが、最新の内閣府調査でも、「生命の危険を感じるほどの暴力」を経験した女性の割合はほとんど変わらない (2008 年)。また、10.8% の成人女性が、身体的暴行、心理的脅迫、性的強要のいずれか一つについて「何度もあった」としており、とくに、身体的暴行の経験が大幅に増えていることが注目される。

警察庁の犯罪統計 (2008 年) によれば、1 年間で 126 名の女性が夫に殺され、夫婦間の傷害事件 (1339 件) のうち夫が加害者となったのは 1268 件 (94.7%) を占める。DV による刑事事件は、DV 防止法制定の目的にもかかわらず、横ばい状態であり、減少していない。「殴る、蹴る」といった夫による暴行事件はむしろ急増している。

一方、相談や避難件数は着実に増えている。DV 防止法上、各都道府県に設置が義務づけられた「DV 相談支援センター」には、年間 68000 件を超える相談が寄せられ、DV を理由とした一時保護件数も増加している (一時保護全体で 12007 人、うち女性 6478 人、同伴家族 5529 人、女性中 DV を理由とする者 70.2%)。警察への相談は 2008 年にはじめて 2 万件を超えた (2008 年は 25210 件)。東京都では 2 カ所ある DV 相談支援センターへの相

談が 1 年間で 8,606 件（女性からが 99.7%）、警視庁および各警察署への相談は 2,118 件と急増している（2008 年）。都内の区市町村と警察署への相談が増えていることが近年の特徴である。都の一時保護件数は 542 件（2008 年度）であり、単身女性と比較して母子で保護される割合がやや高い。

東京都の調査（2008 年度実施の被害体験者面接調査）によると、被害者の年代は 30 歳代、40 歳代、20 歳代の順に多く、被害者の 75.2% に子どもがいる。そのうち、小学校入学前の子どもがいる割合は 43% を占める。職業をみると、無職（主婦）58.8%、パート・アルバイト 22.4%、フルタイム 11.5%、自営業 1.8% となっており、子育て期で経済的基盤の弱い女性が多いことがわかる。

これらのデータから言えることは、DV 防止法制定によって、DV 被害の顕在化が進んだことは確かであるが、DV 防止法制定後 8 年を経過してもなお、女性たちは生命の危険にさらされ続けているということだ。

2-3 多様化・複雑化する DV 被害

相談や援助を行う現場からは、DV 被害が顕在化するにつれて、DV 問題が複雑になり、解決に困難を伴うという声が寄せられている。加害者が暴力団関係者である場合、加害者あるいは被害者のアルコールや薬物問題、借金、精神的ダメージの大きさ、子どもの問題、外国籍の場合、障害のある被害者あるいは加害者など、被害も被害者・加害者とも多様である。DV は誰にでも起きうるのであり、しかも、困難な状況にあるほど逃げることが難しいことを考えると、多様化・複雑化は当然であろう。貧困やアルコール中毒といったステレオタイプだけで DV 問題を見ることはできない。

本来、DV 防止法は国籍を問わず適用されるのだが、外国籍や障害のある被害者、高齢の人などの被害実態やニーズ、文化的背景を考慮した運用が行われてきたとは言い難い。2004 年 DV 防止法改正で、職務関係者は「国籍、障害の有無にかかわらず、人権尊重など」の配慮義務を負うこととなった。近年、国別の一時保護統計が取られており、全国 254 名中、東京都では計 43 名を占め、フィリピン、中国、タイ、韓国・朝鮮などのほか、ルーマニア、ミャンマー、コロンビアなど国籍は多岐にわたる（厚生労働省、2008.4～2008.9）。一時保護における外国籍被害者の割合（8.95%、2007 年度）とともに、外国籍女性の一時保護利用理由での DV 割合（80.4%）が高まっている。

外国籍の被害者は、ビザの手続きに協力しない、オーバーステイのまま放置するなど、在留資格などの不安定な法的地位を利用した暴力や、言葉や習慣など文化的偏見、社会的差別に基づく暴力など、被害を受けやすいにもかかわらず声を上げにくく、支援へのアクセスに困難を伴う。

3 性差別・貧困と DV 被害

3-1 DV 被害者の生活再建の困難

昨秋の「リーマン・ショック」以来、日本でも、貧困・格差問題がクローズアップされている。しかし、言うまでもなく、日本社会の中で、従来から貧困と格差にさらされてきたのは女性である。とりわけシングルマザー家族の貧困化が進んでいる。

DV センターなど援助機関を利用した DV 被害者に対する調査結果（内閣府「配偶者からの暴力被害者の自立支援調査」2007 年）によれば、パートタイム就労者が 44% を占め、フルタイム就労者の 2 倍を占める。自営を含めて「働いている人」は 7 割弱であるが、平均月収は児童扶養手当や生活保護を含めても 12,6137 円に過ぎず、母子家庭の月あたりの平均所得（約 20 万円）の 63% にとどまる。回答者の 3 分の 2 が 15 万円以下の月収で暮らしていることになる。

DV 被害者が加害者から逃れて生活を始める際に困ったこととして、住民票を移せない、家に荷物を取りに行けないなど、加害者の追跡の恐怖とともに、当面の生活資金がない、就職先がない、調停の費用と時間など、経済的な問題が大きな不安になっていることがわかる（内閣府同調査）。東京都調査でも、暴力から逃げなかった理由で最も多いのは「経済的不安」である。「子どものためにひとり親は避けたい」が次に多いが、世間体とともに子供の将来を保証できるだけの経済力を持てないという不安でもある。

「逃げてきて困ったことは、生活がやつていけるかどうかという不安です。准看護婦の資格を持っていても、経験がないので、仕事がなかなか見つかりませんでした。それに、子どもたちの保育所も探さないと、仕事ができないので、生活していくかどうかが不安でした」（20 代）
「家を出てから 5 年半以上たっても、いまだにきちんとした職業につくのは難しいですね」（50 代）

など、就職口をみつけて生活していくことの難しさが語られる（2001、内閣府被害者調査）。

私はいくつかの自治体で、DV 被害者、とくにシングルマザー家族の生活再建支援政策について調査を行ってきた（2006～2007 年）。多くの地域で、母子家庭の就労支援事業が行われているが、就労支援の成果ははかばかしくない。就職先がない、あってもパートタイマーがほとんどであり、経済的自立に結び付かないという状況である。たとえば、介護ヘルパーとして就職しようとしても子どもがいると土日勤務が難しく無理であるなど、状況は厳しい。DV 被害者の場合は、加害者に居所を知られる危険を回避するために住民票を移せない。その結果、住所がないので正社員として就職できない場合が多い。また、顔を見られないような職場でないと困るなどの事情も加わり、なお厳しくなる。

さらに、無視できないのが DV の影響である。

ある DV 被害者は家を出てから 10 年以上たつ現在も、悪夢にうなされるなど睡眠障害や

うつ状態がなくならないと語る。彼女は夫から身体的暴力、言葉の暴力、無視などの精神的暴力を受け、自殺未遂を図ったほどである。緊張の連続であったが、家にとどまっている間は自分の感情にふたをしていたと振り返る。「たいしたことはない」、「自分さえ努力すればよい」と DV を合理化しながら生き抜いてきた。しかし、多くの DV 被害者は孤立しており、居場所がないと感じている人が多い。彼女も「社会から落ちこぼれたという感覚」を持ち、自らを「難民、逃亡者」と表現する。

自治体の調査でも、生活保護を受給する DV 被害者の多くが何らかの精神疾患を有しており、就労意欲の喚起は難しく、生活保護への依存が続きがちだという指摘がある。一時保護（シェルター）退所後に生活保護を受け、アパートに移ってやれやれと思ったところ、精神的不安定状態になり、就労の見通しが立たず引きこもり状態になったケースもあると聞く。DV 被害者に対して、子の養育も満足にできず、ほったらかしだ、いつもイライラしている、だから暴力をふるわれるのだなどと評されることが多いのだが、DV の原因と結果を取り違えてはならない。DV の影響から、そのような状態になったと考えられるからだ。社会的孤立状態で受け続けてきた DV の影響は予想以上に深刻である。その上、生活が落ち着いた途端に出てくる子どもの不登校、発達障害、問題行動、暴力などで悩まされ、追い込まれる被害者は多い。このような DV の影響を認識したうえでの継続的支援や専門職による精神的ケアが不可欠である。

3-2 DV・性差別・貧困の悪循環

内藤和美（2007）によれば、戦後日本社会において性差別を維持再生産してきた「悪循環」が二つある。第一に、性別分業の悪循環である。つまり、家庭内労働の女性への集中と社会的活動における女性の二流市民化・周縁化の構造こそ、性差別構造の核心なのである。第二の悪循環は、第一の悪循環の結果として生じる「男女間の社会的不平等」と女性に対する暴力の悪循環である。性別分業の悪循環は社会的機会の男性への偏重と女性の排除を生み出し、結果として男女の社会的不平等関係を生み出す。たしかに DV は個人的関係で生じるのだが、その背後にあるのが、男/女というカテゴリー間の不均衡な社会的力関係である。体力のみならず、経済力、発言力、影響力、信用など力関係や立場の優位性の男性への偏在が背後にあり、それらの優位性や力関係の偏在を濫用して行われるのが DV である。DV の結果、女性は自尊感情を損なわれ、自信を失い、他者との関係性、生きる意欲や社会的な力を弱めてしまうことになる。職もない、給料は安く、生活が大変だ、社会的信用もない、ひとりぼっちだ、子どもも問題を抱え、心配だということになれば、「自分さえ我慢すれば」と、暴力的環境に戻ったとしても、被害者は責められるべきだろうか。

日本社会に根強い性別分業の悪循環とともに、暴力の悪循環を止めなければならない。そのためには、DV から逃れた後の生活再建支援の強化こそ必要である。だが、DV 防止法は国・自治体の「自立支援」責務を規定するのみで、自立支援政策の具体的展望を欠く。

都道府県・市町村の「基本計画」でも生活再建支援策は手詰まり状態にある。自立支援事業として、内閣府は民間団体と協力しながら「居場所づくり」事業のモデルプログラムを開発したが、それはまだ生活再建支援策の第一歩に過ぎない。

4 女性の人権視点に立った女性に対する暴力への取組みを

4-1 日本の DV 政策が進まない要因は何か

DV 防止法制定後 8 年が経過したにもかかわらず、日本の女性たちは DV によって「生命の危険」にさらされ続けている。また、DV 夫の元を逃げ出したとしても、夫に見つからないように、身をひそめながら暮らさなければならない。安全を守ってくれるはずの保護命令が発令された後に、居場所を探し出した夫に殺される事件もなくならない。多くの DV 被害者が地域のなかで、心の傷を抱えたまま孤立している。経済的自立は経済不況の中でいっそう困難になっている。

それどころか、どこにも相談せず、沈黙を守る被害者の方が圧倒的に多い。とくに、公的機関への相談が極めて少ない。

なぜ日本の DV 政策が実効性を持たないのか。それは、DV が女性や子どもの人権侵害であるという認識があまりにも不十分だからである。暴力が女性や子どもに与える影響の残酷さを理解しなければならない。夫と妻、恋人同士、親子という、個人的な関係で起きるだけに、与える傷はより深い。

私たちが DV に取り組むのは、DV が暴力によって「人間の尊厳」という人権の中核を傷つけるからである。人間として生きていく上で一番大切な部分を、暴力によって傷つけるからである。DV は、女性や子どもの身体を傷つけ、心を砕き、自尊感情を奪い、人間としての「統合性」を失わせる。

4-2 人間の尊厳を取り戻すこと

最近、日本政府のジェンダーに関する調査会議は、昨年来の経済危機のなかで、人々の抱える生活困難について調査研究を行った。それによると、現代社会の「生活困難」とは、単に経済的困難にとどまらず、精神的ダメージなどの健康侵害、社会的孤立などの社会生活上の困難などの複合的性格をもつ。DV はまさにこのような複合的「生活困難」をもたらすのである。したがって、被害者が被害から回復するためには、避難所をつくることや加害者を処罰することだけでは不十分であり、複合的な「生活困難」をひとつずつ解きほぐし、人間の尊厳を取り戻すための総合的な政策が不可欠である。

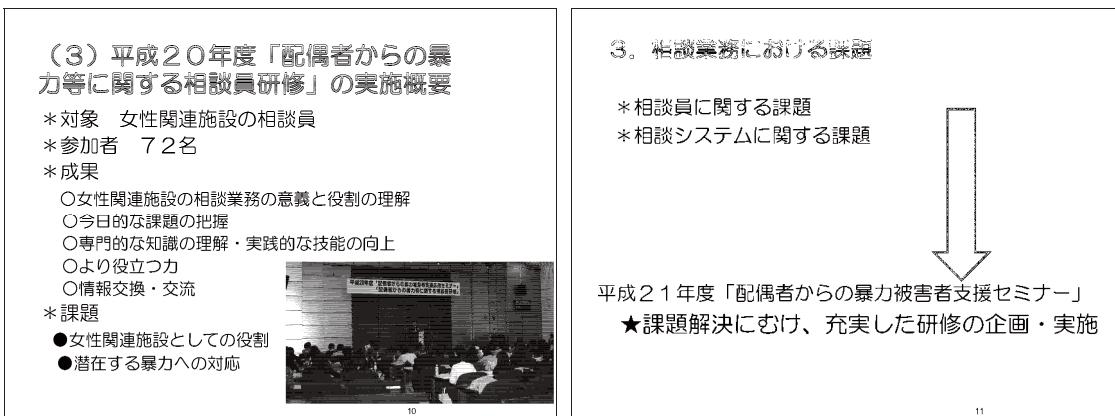
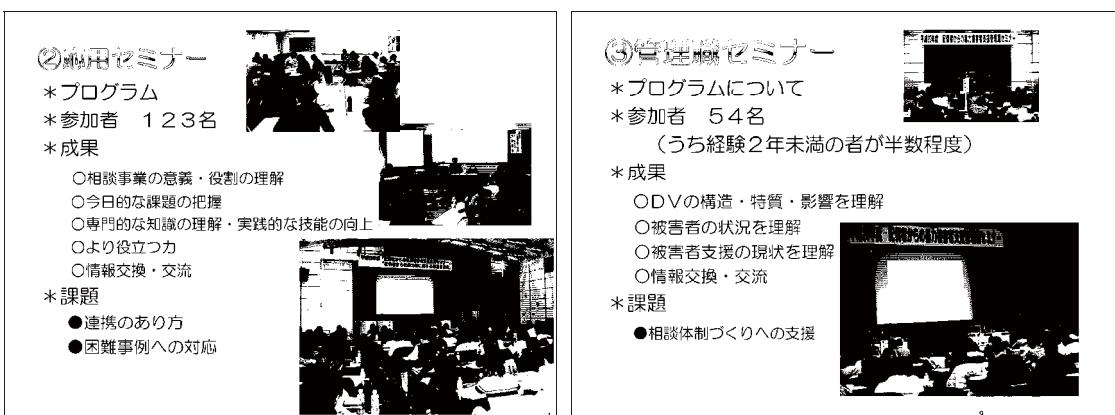
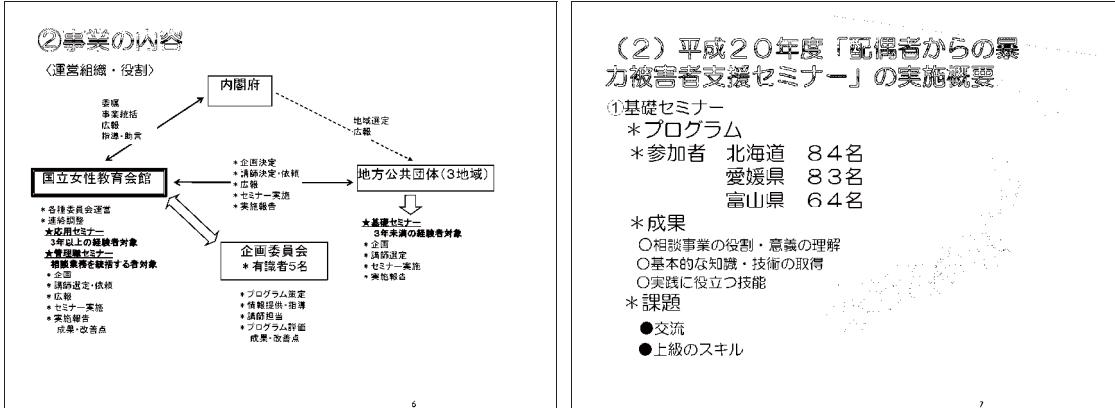
2) 「国立女性教育会館におけるDV関連研修事業について」

国立女性教育会館 事業課専門職員 西脇美江子

<p>平成21年度 アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー</p> <p>国立女性教育会館における DV研修開発事業について</p> <p>2009. 10. 23 国立女性教育会館事業課専門職員 西脇美江子</p>	<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 国立女性教育会館の役割<ul style="list-style-type: none">* 唯一の女性教育のナショナルセンター* 男女共同参画社会形成の促進◎ 配偶者からの暴力に関する研修<ul style="list-style-type: none">* 男女共同参画基本計画（第2次）* 国立女性教育会館のミッション* 相談現場のニーズ
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>1. 女性関連施設等における相談事業の現状</p> <p>(1) 女性関連施設における相談業務</p> <ul style="list-style-type: none">* 男女共同参画センター、女性センター* 女性に関する相談業務<ul style="list-style-type: none">経済・家庭・就労・自己実現・・・* 配偶者からの暴力に関する相談<ul style="list-style-type: none">相談の多くを占める潜在的なDVの顕在化	<p>(2) 配偶者からの暴力に関する相談について</p> <p>①相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none">○ 配偶者暴力相談支援センター○ 婦人相談所○ 男女共同参画センター・女性センター <p>* 2001「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (2003, 2007に改正 現在に至る)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>②研修の必要性</p> <ul style="list-style-type: none">* 相談員の職務内容から* 被害者支援の面から* 研修体制の現状から	<p>2. 国立女性教育会館のDV開発研修事業</p> <p>(1) 「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」</p> <p>①事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none">* 内閣府の委嘱事業 2005年より実施* 地方公共団体の相談業務に対するサポート* 相談担当者を対象に相談業務の質の向上を図る <p>↓</p> <p>国立女性教育会館が受託し、企画・運営を行う</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



3) 「外国籍市民コミュニティと連携したサポートシステムの構築」

シェア=国際保健協力市民の会（SHARE） 国内保健事業部 李祥任
TAWAN 内野ナンティヤー

SHARE

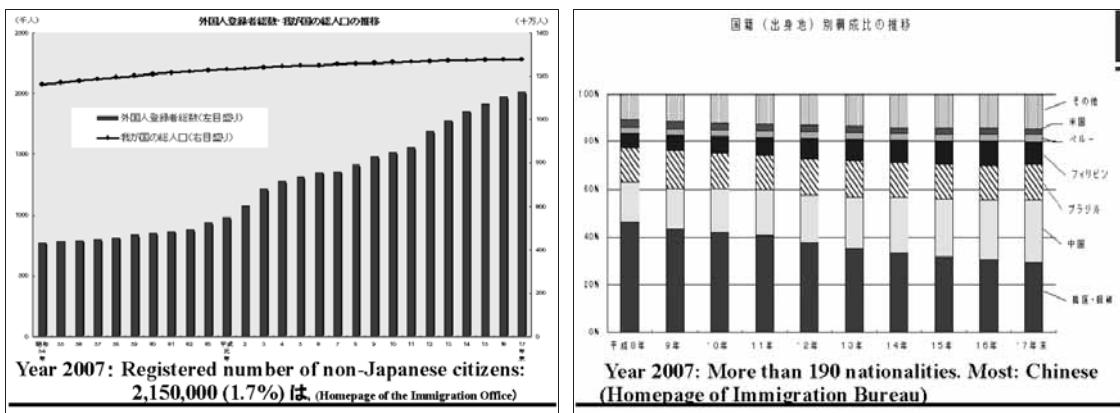
Establishment of a support system through cooperation with migrant's communities

Sangnim Lee, RN
SHARE
 (Services for the Health in Asian & African Region)

SHARE in the World



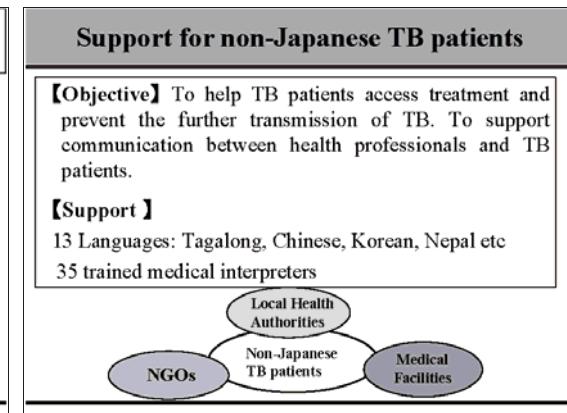
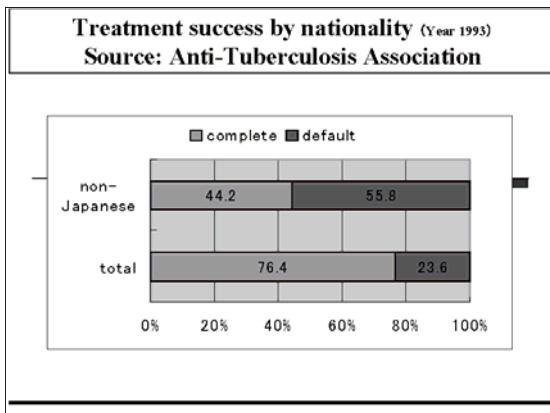
Health for All
 To promote society in where all people can live in good health physically & mentally



Objective: Establish a support system for migrants who face difficulty in accessing healthcare

- Health Service Provision**
 - Free Health Consultations for migrants
 - Telephone consultation for migrants' health
 - (Emergency Support)
- Establishment of a support system through cooperation with migrant's communities**
 - AIDS support for Thai individuals living in Japan
 - Support for non-Japanese TB patients
- Increasing capacity of medical institutions**
 - Trainings for medical professionals who consult non-Japanese
 - Telephone consultation for migrants' health
- Activities to increase awareness**
 - Network building with other NGOs in both Japan and Asia(CARAM-Asia)
 - AIDS Research Project.
 - Presentations at academic conferences.
 - Lectures



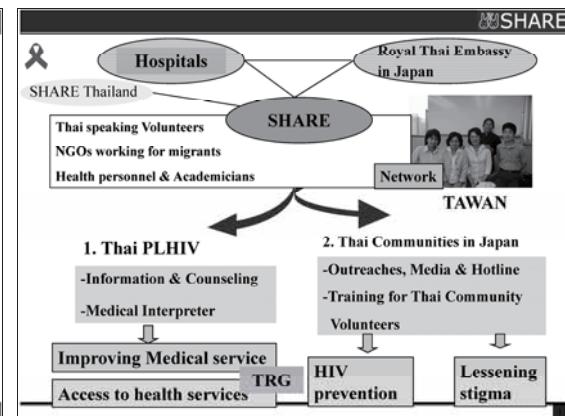
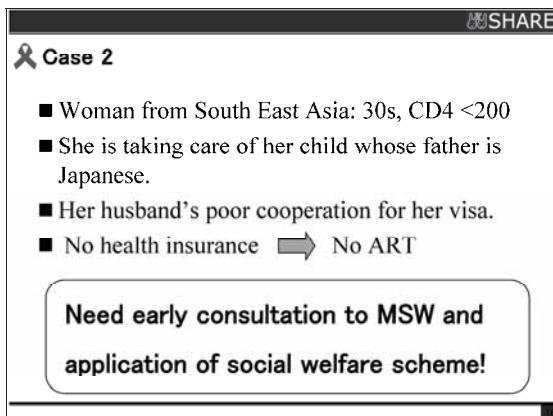
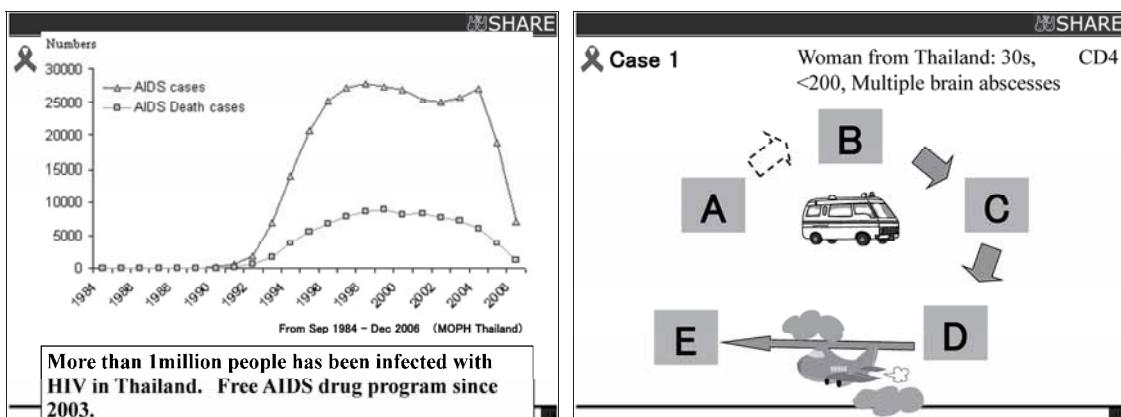
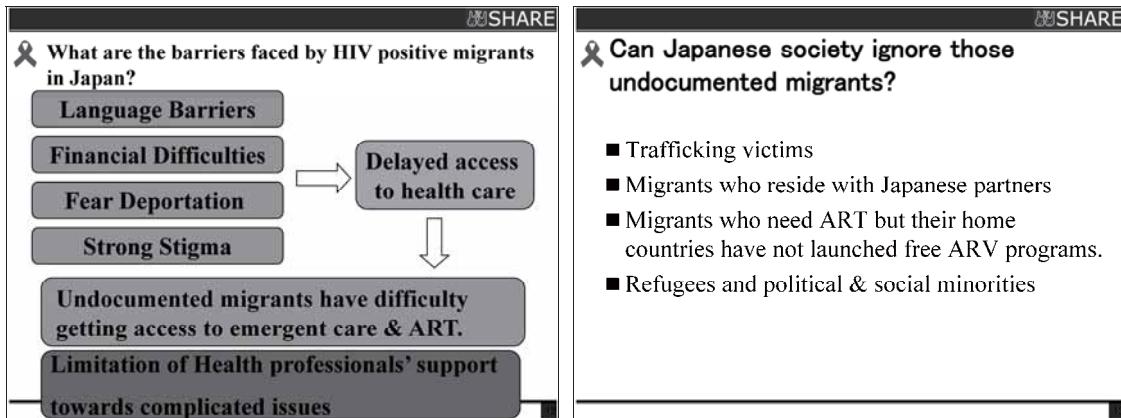


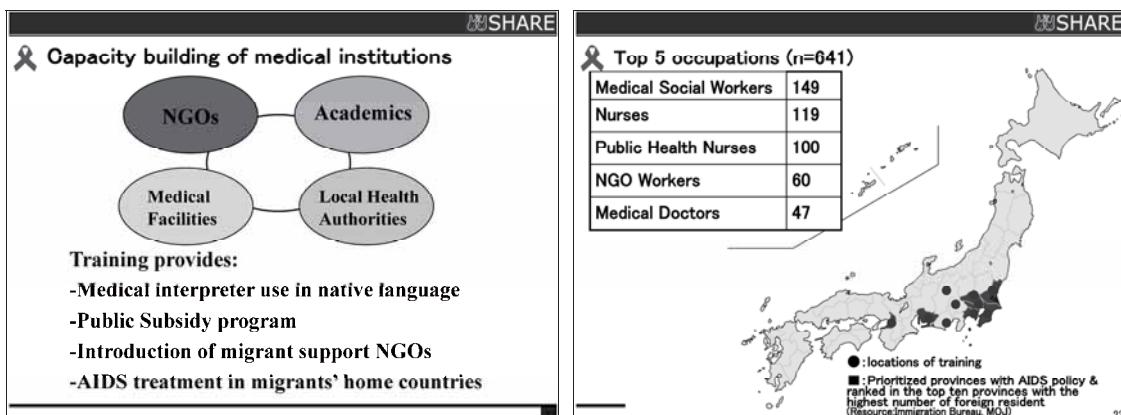
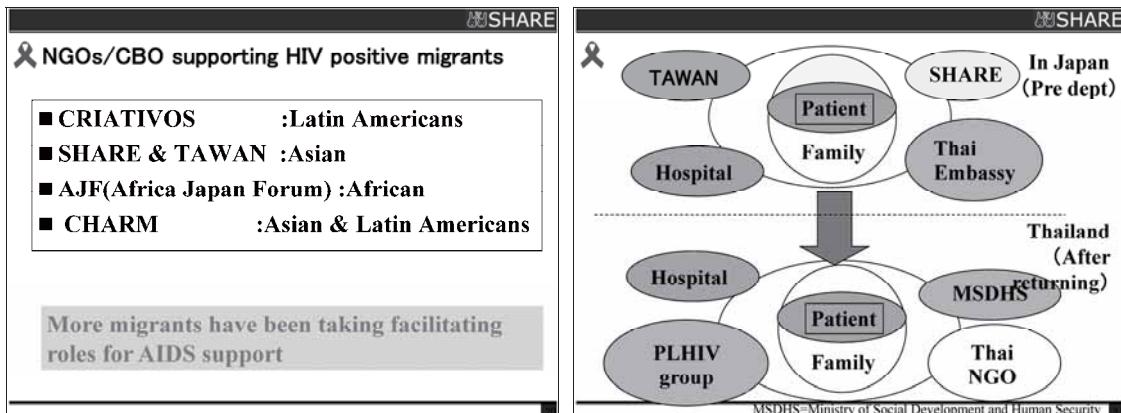
AIDS support for migrants living in Japan

Accumulated number of reported AIDS cases
MoHLW: Until Mar 29, 2009

	AIDS patients
Japanese	4,002(79.7%)
Non-Japanese	1,022(20.3%)
Total	5,024

Registered number of non-Japanese citizens:
2.2mil (1.74%) out of 127.7mil





Outcome (2006–2008)

Cooperation between Hospitals and NGOs	74 cases, 17 countries
Provision of AIDS treatment-information in home countries	59 cases, 6 countries

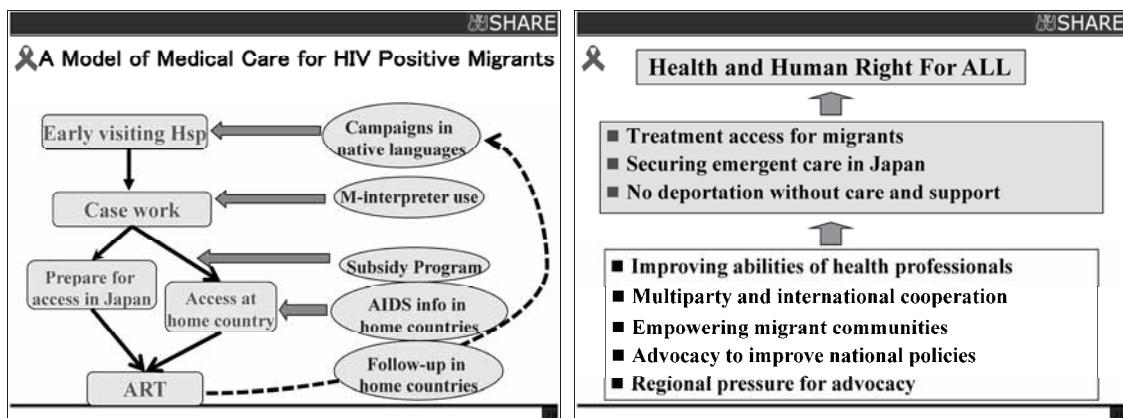
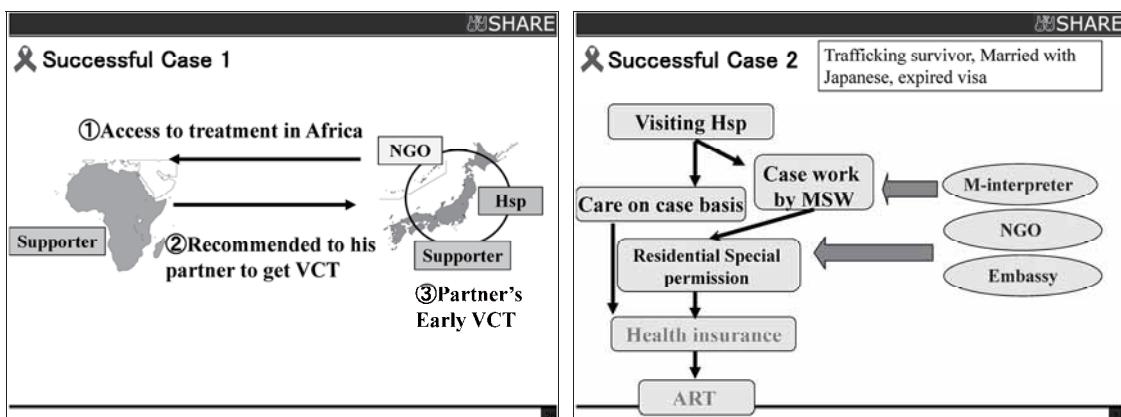
↓

- Migrants gained access to ART .
- Migrants' adherence increased.
- Migrants received AIDS information before returning to their home countries.
- Early access to VCT and medical facilities

CD4 counts of migrants at their first visit at a Migrant Friendly Clinic

Year	N	Median CD4	ART
1996-2003	11	45	0/7
2004-2006	13	84	8/10
2007-2009	9	376	3/3

Takashi Sawada, Minatomachi Medical Center





Why we formed TAWAN

Background 2

- ◆ Can not access to health informations
- ◆ Go to hospital too late with critical conditions
- ◆ Thai Migrants with full blown Aids
- ◆ Their health care is too limited
- ◆ Communication problem
- ◆ Economic problems
- ◆ Strong stigma
- ◆ Etc.

2

Why we formed TAWAN

Background 1

- ◆ TAWAN was started in May 2006 by Thai volunteers which mainly focus on Thai female migrants
- ◆ Supporting Thais in Japan who confront with health problems in Tokyo, Kanagawa and neighbor cities in Kanto area.
- ◆ Our main objective is to support Thai migrants about health care especially HIV/AIDS

1

Purposes

- ◆ To hold health campaign activities to support Thai migrants. Health conditions of Thais will be raised, though conducting health campaign.
- ◆ To support communication about language in order to get consultation early and medical check up. Thais will have enough health information.
- ◆ To strengthen the relation among government, NPO/NGO and volunteer groups in Japan to realize HIV/AIDS problems for making a closer network.

3

Situation and issues

1. Many Thai people are living in Japan

Japanese Population	= 130 million
Registered Foreigners	= 2,100,000
Registered Thai	= 36,000

Resource: Japan Immigration office, January 2009

2. Thai people arrive at the hospital too late.

CD4 at first visits to hospitals (by region (n=144))

Regions	No.	Median CD4	4
North America, Europe and Oceania	18	466	
East Asia and Pacific Islands	17	235	
Latin America	29	254	
Africa	19	116	
Southeast and East Asia	63	83	

Resource : Dr. Takashi Sawada Minute-machi Clinic, Japan 2006

Main of Activities



Activities 2006



Monthly meetings



Training & Attending Seminars

6

Activities 2006



A Health Consultation Corner



Setting up information Coners about HIV/AIDS & Health

7

Activities 2007



Giving information on HIV/AIDS at Thai food festivals

8



Activities



Tawan and SHARE have jointly conducted training on HIV/AIDS for Thai Volunteers

9



LETTER FROM TNP+ To Japanese PM asking for improvements.

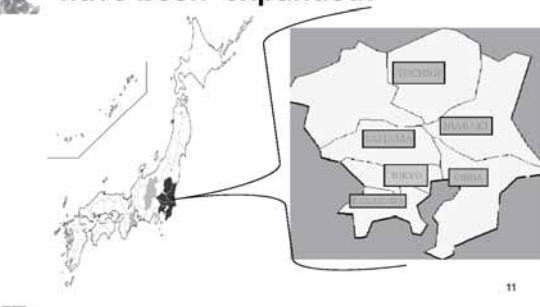
The letter is addressed to the Prime Minister of Japan, Mr. Yasuo Fukuda, and the Minister of Health, Labour and Welfare, Mr. Naoto Kan. It states:

"HIV+ Thai migrants in JAPAN were not properly treated by the Japanese health system."

Resource : TNP+ (Thai Network of People Living with HIV/AIDS) July 30, 2008

10

During 2006 to 2009...
TAWAN OUTREACH AREAS
have been expanded:



11



What we have done *Case 1 (Multi-party efforts to increase AIDS volunteers)

TOKYO- July 2008

- Results :**
-A total of 35 AIDS Volunteers from several Thai communities were trained.
Challenges:
- Limited human resources.
- AIDS is not being felt as a familiar, close issue.



What we have done *Case 2, 3

Collaborating with various Stakeholders to carry out different types of Outreaches in Local Communities.

IBARAKI prefecture:
Community Center.
HIV/AIDS PREVENTION IN THAI COMMUNITY
– September 2008

TOCHIGI prefecture:
Activities in cooperation with Thai Embassy's mobile services.
– June 2009

13



What we have done *Case 4, 5

TOKYO: Mobile workshop at Thai Restaurant.
AIDS can be treated" – June 2009

CHIBA: Mobile Clinic at Thai temple
AIDS can be cured" – April 2009

This could become a good model in carrying out outreaches to other Thai food stores, Thai restaurants, and Thai temples.



What we have done *Case 6

KANAGAWA: Workshop at Community Center

"Because we study about AIDS, we become friends" – July 2009

- Is there a cure for HIV or AIDS ?
Where can we get VCT ?
Condom use is very low and mainly for family planning purposes.

15



PR activity with Public Media.

"WaiWai Thailand"

"SUMAI"
NEWSPAPER

"THAI NEWS"

- Reaches Thai people in Japan nationwide.
- Provide HIV/AIDS information through Thai language to create awareness and inform of the facts.

16

Results and future issues

- 1) It was successful to provide AIDS information and provide VCT and health care at the early stage.
- 2) Network between TAWAN and AIDS volunteers was effective for conducting outreaches. But continuous follow-up is necessary.
- 3) Lack of updated information both in Japan and Thailand about HIV and AIDS
- 4) TAWAN Network is continuing to grow and has will be grow.

17

4) 「教育における男女共同参画の取組み」

文部科学省

男女共同参画に関する教育・学習

文部科学省生涯学習政策局
男女共同参画学習課

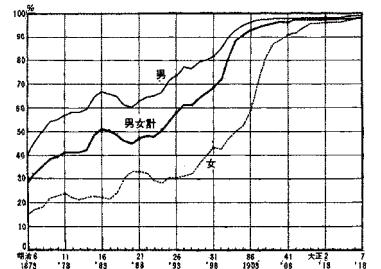


1. 日本の教育制度における男女平等の経緯

- ◆ 1872年 近代的教育制度が成立
 - ◆ 初等教育…男女とも義務教育(実質的には女子の就学率低い)
- ◆ ~1945年 中学校以上は男女別に進学
 - ◆ 高等教育…原則、男子のみ。女性は女子高等師範学校や女子専門学校に進学
- ◆ 1945年～ 教育の機会均等
 - ◆ 高等教育機関が女性に門戸を開放、男女共学が実現

1

義務教育就学率の推移(男女別)



資料出所: 1962年度教育白書 2

女子の在学者数の該当年齢人口に占める比率

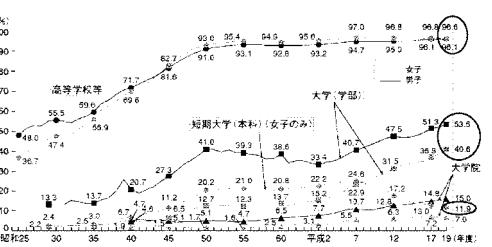
年度	中等教育	準中等教育	高等教育
明治 28年 (1895)	0.2%	2.1%	0.0%
38 (1905)	1.7	10.4	0.1
大正 4 (1915)	12.6	7.5	0.1
14 (1925)	24.9	14.1	0.3
昭和 10 (1935)	33.6	19.1	0.6
25 (1945)	64.7	15.9	1.2
35 (1960)	77.7	33.5	4.1

(注) 該当年齢人口は各教育段階、各年度によつて異なる。(付録参照)

資料出所: 1962年度教育白書 3

2. 教育における男女平等の現状

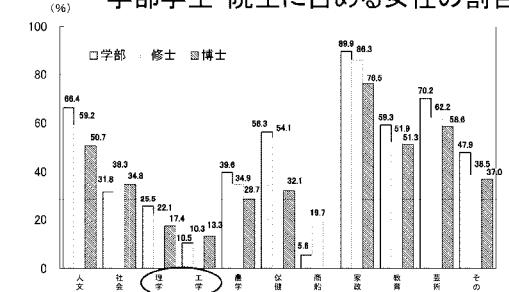
(1) 進学率



資料出所: 2008年男女共同参画白書 4

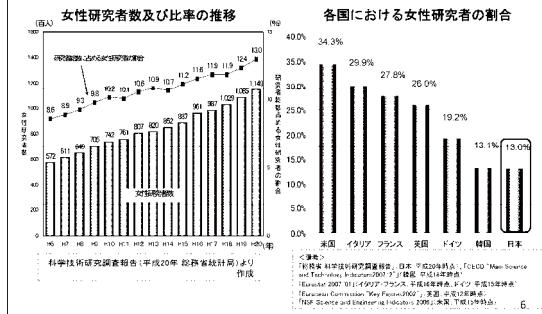
(2) 専攻分野の偏り

学部学生・院生に占める女性の割合

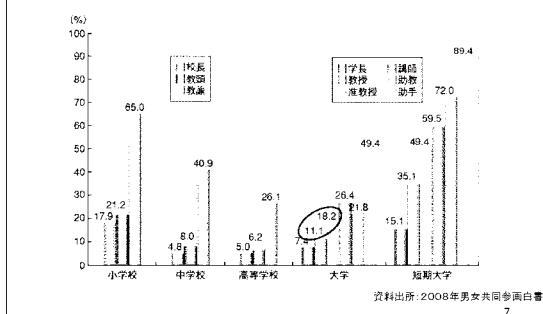


平成20年度学校基本調査より作成 5

(3) 女性研究者数及び比率



(4) 女性教員の割合



(5) 女性学・ジェンダー学

- ❖ 全国の大学・短期大学の約半数で女性学に関連した科目が開講
- ❖ 一部の大学では、女性学・ジェンダー学に関する専門の研究機関を設置
 - ❖ お茶の水女子大学(国立)
 - ❖ 愛知淑徳大学(私立)
 - ❖ 早稲田大学(私立)

8

3. 男女共同参画社会の形成に向けた具体的な施策

- ❖ 学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る
 - ❖ 学校教育
 - ❖ 社会教育
 - ❖ 家庭教育

9

(1-1) 学校教育<幼児教育>

- ❖ 幼児教育の中核としての幼稚園
- ❖ 幼稚園と保育所との連携
 - ❖ 認定こども園(幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的支援)
- ❖ 幼稚園における子育て支援及び預かり保育

10

(1-2) 学校教育<初等中等教育>

- ❖ 学習指導要領(教育内容の大綱的基準)を国が定める
- ❖ 教科・特別活動の中で、「個人の尊厳と良性的本質的平等」「異性の尊重」「男女相互の理解と協力」等について学習
- ❖ 性に関する教育(エイズ・性感染症教育)
- ❖ コンピューター操作や情報モラルに関する教育

11

(1-3)学校教育＜高等教育＞

- ❖多くの国立大学において、女性教職員の採用促進、職場環境整備、セクシュアルハラスメント対策などを実施。大学内保育所も増加。
- ❖日本学術会議が女性科学者の環境改善の具体的措置を政府に要望(2000年)
- ❖理工系の学会が男女共同参画学協会連絡会を発足(2002年、現在51学会)

12

(2)社会教育

- ❖地域の学習拠点
 - ❖公民館、図書館、博物館、女性教育施設
- ❖国立女性教育会館
 - ❖我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして1977年に設置
 - ❖研修、調査研究、情報収集・提供、国内外のネットワーク形成
 - ❖女性アーカイブセンター(2008年～)



13

(3)家庭教育

- ❖地域における家庭教育支援
 - ❖家庭教育支援チームの設置
 - ❖父親の家庭教育への参加を考える集い等



14

4. 文部科学省における女性に対する暴力の根絶に向けた主な取組

- ❖啓発活動
 - ❖暴力によらない問題解決の方法が身につくような教育・学習の充実
 - ❖学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育
 - ❖児童等が自分を大切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育、学校教育や社会教育の機会等を通じて推進
- ❖被害児童等に対する適切な対応
 - ❖学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる

15

- ❖教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策
 - ❖セクシュアル・ハラスメントの防止等の周知徹底
 - ❖相談体制の整備
 - ❖教育関係者への研修
 - ❖セクシュアル・ハラスメントを行った教職員に対する厳正な対処
- ❖調査研究
 - ❖独立行政法人国立女性教育会館における人取引の防止を図る観点からの調査研究・教材の開発

16

平成21年度アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー

学校教育における人権教育の推進について

小林美陽
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課)

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

法律の制定と基本計画の策定

平成9年
人権教育のための国連10年Jに関する国内行動計画
(人権教育のための国連10年推進本部)

平成11年
人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的方針について
(人権擁護法審議会答申)

平成12年
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成14年
人権教育・啓発に関する基本計画(閣議決定)

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

- 人権教育の定義（第2条）
- 人権教育の基本理念（第3条）
- （人権教育への取組は）国、地方公共団体、国民の責務（第4～6条）
- 基本計画の策定（第7条）

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

人権教育・啓発に関する基本計画

- 人権教育・啓発の現状、基本的取り方、推進方策などについて記載
- 女性の人権について → 第4章

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

人権教育・啓発に関する基本計画

第4章 人権教育・啓発の推進方策
2 各人権課題に対する取組
(1) 女性
以下の取組を積極的に推進することとする。
② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯における学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。（文部科学省）
⑩ 女パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシーショアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事業が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事業に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省の取組

- 学校教育における人権教育の推進
- 教職員等に対する研修の実施

文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校教育における人権教育の推進

- ▶ 学校教育において、児童生徒に人権感覚を身に付けさせるための人権教育を推進

中学校学習指導要領（抄）

総則

2 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、（中略）国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

文部科学省

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

- ▶ 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権についての知的的理解を深めるとともに、人権感覚を十分に身に付けることを目指す人権教育の指導方法の望ましい在り方等を中心に検討
- ▶ 第一次とりまとめ（平成16年6月）
- ▶ 第二次とりまとめ（平成18年1月）
- ▶ 第三次とりまとめ（平成20年3月）

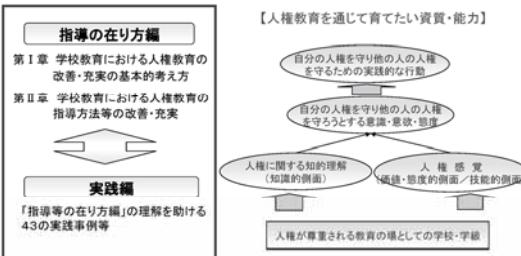
文部科学省

人権教育の指導方法等の在り方について第三次とりまとめ

- ▶ 「人権教育の指導方法等の在り方について」
- 第一次とりまとめ：「人権教育とはなにか」についてわかりやすく提示
 - 第二次とりまとめ：指導方法の工夫・改善のための理論的指針を提供
- ➡ 第三次とりまとめ：
- ✓ 第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載
 - ✓ 「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編

文部科学省

人権教育の指導方法等の在り方について第三次とりまとめ（概要）



文部科学省

人権教育推進地域・推進校

- ▶ 人権教育総合推進地域
- 学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取組を都道府県教育委員会との連携・協力の下で推進し、基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資することを目的として、実践的な研究を実施
- ▶ 人権教育研究指定校
- 学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的として、モデル校を指定し、実践的な研究を実施

文部科学省

教職員等に対する研修の実施

- ▶ 独立行政法人教員研修センターにおける取組
- 教育委員会の指導主事や学校の教員を対象とした「人権教育指導者養成研修」を実施し、人権教育に関する国内外の動向や人権教育に関する効果的な指導方法等について研修を行っている

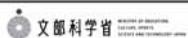
文部科学省

おわりに

学校教育については、第一義的にはその設置主体である地方公共団体等が責任を負っている。

文部科学省はその取組を促す立場にある。

今後とも、憲法や教育基本法の精神に基づき、人権意識を児童生徒が身に付けることができるよう、引き続き人権教育を推進する。



5) 「医療における家族内の暴力への対応」

聖路加看護大学 准教授 片岡弥恵子



医療における 家族内の暴力への対応

聖路加看護大学看護学部
片岡 弥恵子

ドメスティック・バイオレンスの定義 (Domestic Violence: DV)

- 広義: 家庭内の暴力(虐待)
 - 子どもの虐待
 - 配偶者の虐待
 - 高齢者の虐待
- 狹義: 配偶者(パートナー)間の暴力
 - 男性から女性への暴力
 - 親密な関係(夫、元夫、恋人、元恋人、婚約者、元婚約者)

ドメスティック・バイオレンスの形態

- 身体的暴力
 - 外傷など女性に危害を及ぼすかもしれない身体的な力を故意的に使うこと。
- 精神的暴力
 - 女性に対し精神的な危害又は苦痛となる行為。あるいはそうなる恐れのある行為であり、さらに、そのような行為の威嚇・脅しを含む。言葉の暴力や社会的隔離、経済的暴力などがある。
- 性的暴力
 - 女性の意思に反して、性的な行為を強要すること。

ドメスティック・バイオレンスの特徴

- 支配的、権力的な関係性が基盤
- 相手をコントロールする手段として暴力を使う
- 暴力を正当化し、心理的にコントロール
- 長期化・慢性化し、暴力はひどくなる
- 弱者(女性・子ども)の生きる力を奪う
 - 恐怖、身体的・精神的な危害を与える
 - 自尊心の低下、無力感

DVの現状

- 26.7%の成人女性が、これまでにパートナーから身体に対する暴行を受けたことがある。
- 16.1%の女性が、精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けたことがある。
- 15.2%の女性が、パートナーから性的な行為を強要されたことがある。

(内閣府,2006)

DVの現状

- いずれかの行為を一つでも受けたことがあるのは成人女性の3人に1人(33.1%)であり、10人に1人(10.6%)は何度もあった。

(内閣府,2006)

DVの現状

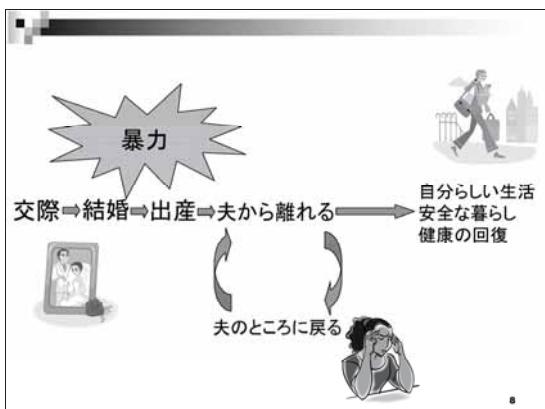
- 毎年約120人の女性が、配偶者(夫)からの暴力の殺人の犠牲者となっている。
(警察庁, 2003)

6

DVの現状

- 都内1ヶ所の医療施設328名を対象とした調査によると、5%の妊婦にDVがあった。身体的暴力は3%の妊婦にあった(日本語版ISAを使用)。
- 同調査にて、VAWS(Violence Against Women Screen)を用いてDVスクリーニングを行ったところ、24%の妊婦が陽性と判定された。
(Kataoka, 2003)

7



DV・虐待は疾患(健康問題)である

- 予防医学の分類にあてはめると...

- 一次予防: DV・虐待が起らないようにする。
- 二次予防: DVの早期発見・介入 合併症を減らす。
- 三次予防: 自立支援 再被害の防止

8

DV・虐待は疾患(健康問題)である

- WHOの疾病、障害及び死因分類「ICD-10 (2003)」では、以下のように分類されている。

損傷、中毒および他の外因の影響	
T74 虐待症候群	
T74.0 忽視または遺棄	
T74.1 身体的虐待	
T74.1.1 被虐待児症候群	
T74.1.2 被虐待配偶者症候群	
T74.2 性的虐待	
T74.3 心理的虐待	
T74.4 虐待症候群	
T74.9 小児虐待	
T74.9 成人虐待	

傷病および死亡の外因	
Y06 遺棄又は放置	
Y06.0 遺棄又は放置、配偶者又はパートナーによるもの	
Y06.1 遺棄又は放置、知人又は友人によるもの	
Y06.2 遺棄又は放置、その他の明示された者によるもの	
Y06.8 遺棄又は放置、詳細不明の者によるもの	
Y06.9 遺棄又は放置、その他の明示された者によるもの	
Y07 その他の虐待症候群	
Y07.0 配偶者またはパートナーによる虐待症候群	
Y07.1 級による虐待症候群	
Y07.3 公的機関による虐待症候群	
Y07.8 その他の明示された者による虐待症候群	
Y07.9 詳細不明の者による虐待症候群	10

DV防止法による医療者の責務

第6条

- 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するように努めるものとする。
- 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

11

- なぜ、妊娠、出産、育児期が大切なのか？

12

なぜ、妊娠期が重要か？ その1

- 周産期(妊娠期から子育て期)は、女性にとって、新しいサポートや社会資源を手に入れる絶好の機会である

13

なぜ、妊娠期が重要か？

- ほとんどの女性が、妊娠すると病院や助産所といった施設を訪れる。
- 平均12-13回の妊婦健診を受ける。
- 助産師や医師といった医療職者との信頼関係を築く機会となる可能性が高い

14

なぜ、妊娠期が重要か？

- 子どもにとって、よい親になりたい
- 子どもの虐待を止めたい
- 将来のことを考える機会になる

「子どものためにも何とかしなくてはいけない。
行動に移さなくてはいけない！」

15

なぜ、妊娠期が重要か？ その2

妊娠・出産、そして胎児・子どもに及ぼす
影響が大きい

16

妊娠・出産への影響

- 直接的な影響
 - 流産・早産
 - 胎児死亡
- 間接的な影響
 - 心理的なストレス(PTSD、抑うつ、自殺企図、不安、睡眠障害、自尊心低下、身体化症状等)
 - 妊婦の喫煙、アルコール

17

子どもへの影響の可能性

- 女性に向けられた暴力は、子どもに向かう可能性がある。
 - DVがある家族では、ない家族に比べ約2倍子どもの虐待が多かった(Rumnn, 2000)。
- 暴力を見て育った子どもは、将来同様の関係性を持つ可能性がある。

18

周産期におけるDVの特徴

- 短期間に繰り返される妊娠
 - DVがあった女性の方が、ない女性に比べ3.4倍多い(Jacoby, 1999)
- 予定外の妊娠(望まない妊娠)
 - 予定外の妊娠であった女性は、計画的な妊娠であった女性よりもDVの割合が2.5倍である(Goodwin, 2000)
- 性感染症
- 性器出血
- 人工妊娠中絶

19

DVに関する誤った考え方

- 女性が、暴力を誘発している。女性にも責任がある
- 逃げようと思えば、逃げられるはずだ。
- 暴力を振るう男性は、特殊な人である。
- 女性は、暴力を楽しんでいる。
- 夫婦の問題は、プライベートであり、他人が踏み込んではいけない。

20

周産期 ドメスティック・バイオレンスの支援ガイドライン



21

支援の実際

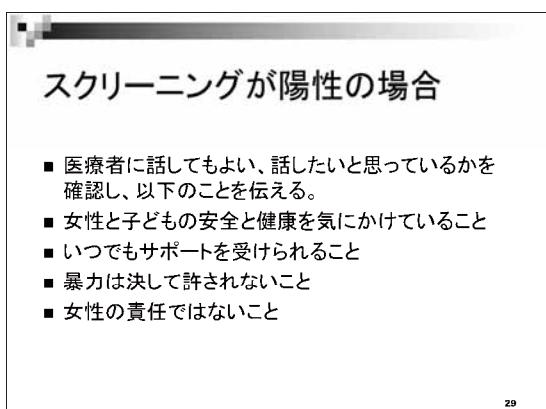
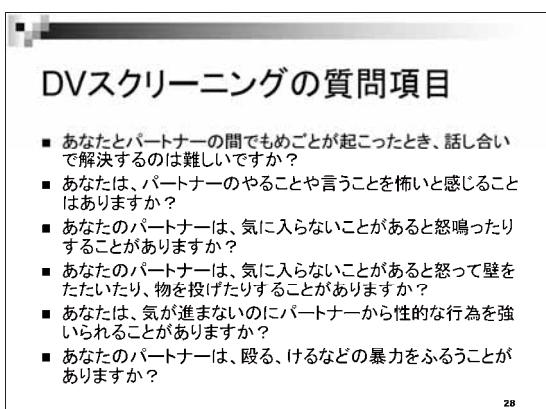
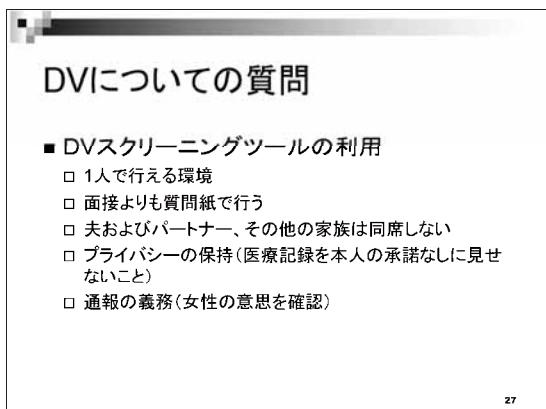
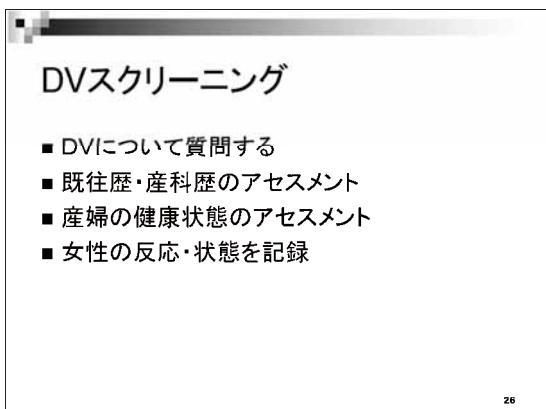
- 支援環境を整える
- DVスクリーニング
- 安全状態のアセスメントと計画
- 社会資源の活用

22

支援環境を整える

- 医療者へのトレーニング
- 女性がDVについて打ち明けやすい環境を創る
 - 施設の安全体制の確立
 - 医療者の態度(暴力は決して許されない、あなたは悪くない等)
 - プライバシーが守られる(一对一の面接、問い合わせへの対応、記録の方法、写真の保管、診療録の開示)
 - 社会資源(ポスター、リーフレット・情報カード等)
 - 他職種・他機関との連携

23



スクリーニングが陰性の場合

- 女性の回答と反応を記録しておく
- 今回の質問が、女性が打ち明ける準備になる
- 医療者に、家族のことを相談してもよいということがわかるきっかけとなる
- 女性が、話すことも話さないことも自分で決めてよいことを伝える機会となる

30

既往歴・産科歴のアセスメント

- 希望しない(予定)の妊娠
- 複数回の流産・中絶
- 頻産婦
- 頭部・頸部・顔面のけが
- 妊婦健診を受けていない
- 過去のDVの経験

31

妊婦の健康状態

- 体重の過剰・過少な増加
- PTSD、抑うつ状態
- 性交に対する不快感・恐れ
- 低出生体重児
 - DVがある妊婦は、ない妊婦に比べ、低出生体重児を出産する確率が1.36倍多い(Murphy, 2001)
- 胎児ジストレスおよび胎児死亡
 - DVがある妊婦は、3.7倍胎児ジストレスや胎児死亡が多かった(Dye, 1995)

32

安全状態のアセスメントと計画

- 女性と子どもが危険な状態にないか？
- 最近、暴力がエスカレートした
 - 凶器(ナイフなど)で脅す
 - 首をしめるなど生命に危険を感じるような暴力がある
 - 子どもへの暴力

33

安全を守るためにの計画

- 大切なものをバックにいれてまとめておく
 - お金、保険証、運転免許書、印鑑、自宅の鍵、着替えなど
- 危険な状態になったときに、逃げる経路を考えておく
- 避難場所を確保しておく

34

女性の選択

- 今後の生活を決めるのは、女性本人である
- 夫との生活を続け、安全を守る計画を実行する
 - 夫から離れる

35

社会資源の提供

女性・支援者に危険が及ばないように、加害男性に見つからないように注意する。

- 名刺サイズの情報カード、生理用品を入れる
- 女性に必ず確認してから渡す

36

支援において大切なこと

- 女性と子どもの安全・安心を最優先に
- 女性の意思を最大限尊重する
- 女性を脅かさない
- 女性が使えるリソースを増やす
- 支援者が1人で抱えない



37

6) 「平成 20 年度 アジア・太平洋地域の女性リーダーエンパワーメント
セミナーに参加して」

女性と子どものための法的支援 代表 ビチュタ・リー

Useful Inputs and Learning from 2008 Women Leader Empowerment Seminar in Asia Pacific Region



Tokyo, October 30th, 2009
By Vichuta LY
Legal Support for Children and Women

LSCW Vision and Mission

Vision:

Our vision is a just and open society in Cambodia in which human rights and the dignity of the individual are respected, within the rule of law.

Mission:

Our mission is to contribute to the development of the rule of law, to promote access to justice and to protect human rights, including the rights of migrants.

LSCW Activities

Our principal activities include:

- ▶ offering free legal advice, assistance and representation to:
 - women and children who are victims of abuse, including rape, domestic violence and sexual exploitation;
 - men, women and children who are victims of trafficking or who are subject to exploitation as a result of migration;
- ▶ providing pre-departure training on safe and legal migration to potential migrants - both those intending to migrate within Cambodia and those looking to work abroad;

LSCW Activities (cont.)

- ▶ delivering training at a provincial level - to local government, NGOs and community leaders - on how to support safe and legal migration and how to identify and address trafficking in their communities;
- ▶ delivering training at a provincial level - to local government, laws and policies
- ▶ working to support the Cambodian migrant community in receiving countries through a migrant support outreach programme;
- ▶ developing a migrant support network to increase service provision to the Cambodian migrant community in destination countries.
- ▶ advocating at national, regional and international on the right of women, children and migrant workers



LSCW staff

1. VAW in Cambodian Context

Overview of VAW in Cambodia

- Domestic Violence
- Rape/ Gang rapes
- Human Trafficking, including sexual and labour exploitation
- Others forms of violence such as acid throw

2.Learning from 2008 NWEC Seminar

- ▶ Role of Center for Women's Education and Women's Archives
- ▶ Legislation and Policies
- ▶ Women in Development
- ▶ Gender based Violence
- ▶ Exchange Cultural

Role of Center for Women's Education and Women's Archives



Women themselves

Libraries for Women

6

7

Body shop
Roles of Women
Advocating roles

8

Legislation and Policies



Woman Rights

Equity and Equality

8

9

Women in Development (Empower Women)



Women and Agriculture

Women Enterprises

Gender based Violence



Violence Against Women
"Comos Shelter"

Migration and Trafficking
"IOM"

10

11

Exchange cultural



Japanese Culture Thai Food

12

3. Implementation of inputs and learning of the seminar

- ▶ Dissemination information among LSCW staff
 - Sharing experience and knowledge
- ▶ Dissemination among Stakeholder
 - Awareness raising on woman right at local communities
 - Organized national consultation on VAW
 - Advocating at National, Regional and International
 - Materials developing

13



Dissemination among LSCW staff
Sharing information to LSCW staff
Gender training
CEDAW training

14

Dissemination among Stakeholder and Local communities



Women and their rights Local community outreach

15



Local Authorities
Field visit among NGOs network

16



National Consultation
Advocated for Women Right
(Right of women migrant)

17



Attended Conference on Women Right
and Family law

18

4. Future Plan for LSCW

- ▶ To promote women through capacities building
- ▶ To organize field trip for women from developing to developed countries
- ▶ To have a National Women Education Center

19

5. Suggestion to NWEC

- ▶ Continue to promote women in every sectors by providing training on woman rights in Asia Pacific Region
- ▶ More research on VAW in Asia Pacific Region
- ▶ Research on legislation in compliance with CEDAW
- ▶ Developing Curriculum and train ToT
- ▶ Provide technical support for developing countries, especially on gender mainstreaming

20

Thank you very much for
your attention

Any Question?

カントリーレポート

フィリピン

ロザリオ・ヒヨン・アソン
フィリピン大学ビサヤ校
人文科学部教授、ジェンダーと開発プログラムディレクター

ジェニファー・クルス・セクソン
フィリピン女性委員会
企画担当官Ⅲ

ロザリオ・ヒヨン・アソン

● 文学および人文科学、ジェンダー学の教授として、女性に対する暴力(VAW)の問題を扱った物語や詩、芸術作品、論文などを教材として積極的に活用することにより、この問題に対する学生達の意識を高める努力をしています。

大学のジェンダープログラムのディレクターとして、教職員、職場責任者、職員、研究者、学生リーダー、カウンセラーを対象としたジェンダー・センシティビティ研修において、VAW の問題を取り上げ、指導要綱や講義、プログラム、研究、活動などに、VAW の問題を組み込むよう働きかけています。

地域のジェンダー・リソース・センター(GRC)のコーディネーターとして、地域住民および政府組織を対象としたジェンダー・センシティビティ研修でも VAW や女性の権利の問題を取り上げ、VAW への関心を深めてもらっています。これらの活動は、特にフィリピン国家警察庁の女性被害担当者や人権指導者委員会、その他の機関の指導者や GRC が主催するジェンダー研修、さらに新聞やラジオ、テレビ、フォーラム、演劇（映画）などのマスメディアの利用、毎年 18 日間行われる VAW 防止キャンペーンや 3 月の全国女性月間といった権利擁護活動の実施を通じても行われています。

全国ジェンダー・リソース・ネットワーク(GRN)のメンバーとして、私自身も VAW の問題や、VAW の被害者を支援するためのメカニズムとサービスに重点を置いた研修を実施しています。

ジェニファー・クルス・セクソン

● 私は、国や地方レベルの政府機関におけるジェンダーと開発に関する戦略を策定・改良するチームや部署に所属しています。また各機関のプログラムやプロジェクト、活動などが、VAW を含むジェンダー問題を効果的に取り入れるツールを開発したり、まとめたりする仕事も行なっています。

さらに、これら政府機関のプログラムやプロジェクト、活動などを診断する技術支援も提供しています。

FY2009 Women Leader Empowerment Seminar in Asia Pacific Region

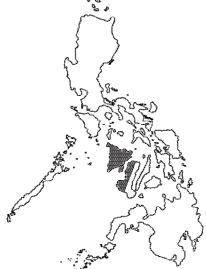
Country Report

PHILIPPINES

Rosario H. Asong, PhD
University of the Philippines Visayas

Jennifer C. Sexon
Philippine Commission on Women
Formerly National Commission on the Role of Filipino Women

Country Overview



Philippine population:
88,574,614 persons
as of August 1, 2007
sex ratio of 101.4
for every 100 females
there were 101 males

Region VI (Western Visayas)
as of August 2007 6.8 million
as of the year 2000:
Females: 773,007
Males: 786,175

Source: National Statistics Office

Country Overview



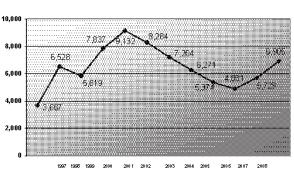
- Approx 12M of the 33 M employed Filipinos are women
- Girls are faring better in terms of enrolment and completion rates compared to boys
- Women legislators in Senate is at 10%, in the Lower House of Congress- 21%
- Dismal participation of women in judiciary
- Women dominate the bureaucracy especially the technical or second level positions

National Situation of VAW

- In 2008 the number of VAW cases reported to the police rose by 21 percent from the 2007 report. The increase caused the trend to go upward after a six-year downward trend from 2001 to 2006.
- For the past twelve years since 1997, the trend peaked at a record high of 9,132 VAW cases in 2001.

National Situation on VAW

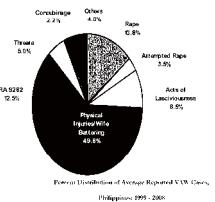
- In 2008, the number of VAW cases reported to the police rose by 21% from the 2007 report



Number of VAW Cases Reported to the Philippine National Police
1997-2008

National Situation on VAW

- Physical injuries and/or wife battering remains to be the most prevalent case of VAW



Proven Distribution of Average Reported VAW Cases
Philippines 1999 - 2008

National Situation of VAW

Top Cases within a 12-year period (1997-2008):

1. Physical injuries and/or wife battering (49.6%)
...decreasing in 2001-2006
2. Rape cases reported (13.8%)
...downward trend in 1999-2008
3. Violation of RA 9262 (12.5%)*
*5-year data only
4. Acts of lasciviousness (8.5%)
...downward trend in 1999-2006

Region VI Situation of VAW

STATISTICS ON ABUSED CASES AGAINST WOMEN

Referred to/Handled by Reporting Police Regional Office VI

Period Covered: January to July 2009

	Total Abuse Cases	Abuse Cases Solved	Abuse Cases Unsolved	Abuse Cases Cleared
TOTAL	681	519	162	590

TOP 3 cases:

- 1.RA 9262: 407 cases
- 2.Physical Injuries: 96 cases
- 3.Rape: 36 cases

International Commitments

- Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women (CEDAW)
- Beijing Platform for Action (BPA)
 - calls on governments to eliminate VAW by adapting strategies that should start with the institutionalization of a gender perspective in all policies and programs to ensure that decisions made had considered their effects on men and women

Legal Framework

“The State recognized the role women in nation building and shall ensures the fundamental equality before the law of women and men”

-Article II, Section 14 ,1987 Philippine Constitution

Legal Framework and Government Policy on VAW

- Republic Act No. 7877 , "Anti-Sexual Harassment Act of 1995.
- Republic Act No. 8353 , "Anti-Rape Law of 1997."
- Republic Act No. 8369 , "Family Courts Act of 1997"
- RA No. 8505 , "Rape Victims Assistance and Protection Act of 1998"
- Republic Act No. 9208 , "Anti-Trafficking in Persons Act of 2003."
- Republic Act No. 9262 , "Anti-Violence Against Women and their children (VAWC) Act of 2004."
- RA 9710 , Magna Carta of Women of 2009

National Mechanisms to address VAW

- Inter-Agency Council on Violence Against Women and Their Children (IACVAWC)
 - Composed of 12 national government agencies
- Inter-agency Council Against Trafficking (IACAT)
 - Composed of 8 national government agencies and 3 representatives from non-government agencies representing women, children and OFW sectors

Other mechanisms/strategies to promote VAW responsiveness

- Gender Justice Awards
- VAW Responsive LGUs Awards
- 18-Day Campaign Against VAW

Examples of Government Interventions/Mechanisms at the Local Level

Formation of the following:

- Inter-Agency Committee Against Trafficking (IACAT): National, Regional, Provincial levels
- Regional Gender and Development Committee (RGADC)
- "Bantay Abuso" (Iloilo)

Philippine National Police (PNP)

Region VI: Women and Children's Protection Desks

Area	Desk/Office	Personnel *all sex women
Regional Office	1	6
Iloilo City	1	7
Iloilo Province	44	70
Antique Province	19	31
Aklan Province	19	37
Capiz Province	18	29
Gumina Province	6	9
Bacolod City	1	11
Negros Occidental	33	54
Total	142	254

Examples of Government Interventions/Mechanisms

Formation of the following:

- Inter-Agency Committee Against Trafficking (IACAT): National, Regional, Provincial levels
- Regional Gender and Development Committee (RGADC)
- "Bantay Abuso" (Iloilo)

Philippine National Police (PNP)

Region VI: Women and Children's Protection Desks

Area	Desk/Office	Personnel *all sex women
Regional Office	1	6
Iloilo City	1	7
Iloilo Province	44	70
Antique Province	19	31
Aklan Province	19	37
Capiz Province	18	29
Gumina Province	6	9
Bacolod City	1	11
Negros Occidental	33	54
Total	142	254

Examples of Government Interventions/Mechanisms

Dept of Social Welfare and Devpt. (DSWD) Regional:

- 1 Regional Haven for Women, 1 Home for Girls , Counseling services

Department of Health (DOH) Regional: Women's Desk for VAWC cases

Iloilo Provincial Women's and Children's Protection Center:

Dialogues and baranggay monitoring, Disciplinary actions for perpetrators

Municipality of Pavia Women's Desk :

Videoke bars and internet café monitoring inspections, recording of and assistance in filing of cases, disciplinary action for perpetrators, emergency care

Examples of Government Interventions/Mechanisms

Antique Province:

- Violence Against Women and Children Task Force
- Temporary Center for the Protection and Development of Women and Children
- Center for the Development and Protection of Victims of Violence Against women and Children (VAWC)
- Financial, Medical and legal Assistance to Women and Children in Especially Difficult Circumstances
- male law enforcers are sensitized to women's needs; police women are made available in every municipality to address women's needs
- Reporting system on VAWC strengthened

Examples of Government Interventions/Mechanisms

- Training of VAW paralegal volunteers to assist in counseling VAWC victims
- Legal, social and health programs responsive to the needs of women and children
- Separate detention cell for men and women
- Establishment and operationalization of Permanent Center for the Protection and Development of Women
- Establishment and operationalization of Permanent Center for the Protection and Development of Women

Examples of Civil Society Intervention

- Assistance of private individuals, religious and other organizations and institutions.
- Chameleon Association: A French-Filipino association which protects and rehabilitates girls in difficult circumstances
- SM Foundation and Zonta Club International: Infrastructure for women and children's desk
- Visayan Forum: Provides assistance to victims of trafficking, prostitution, sexual abuse, Provides support to household helpers/kasambahays who are prone to be abused (physical, sexual), "Halfway House", Anti-trafficking watch

Best Practices to Eradicate VAW

- Issuance of Protocols, Standards and Guidelines
 - Performance Standards and Assessment Tools for Services Addressing VAW in the Philippines
 - Manual on Law Enforcement and Trafficking in Persons Case
 - Guidelines in the Establishment and Management of a Referral System on VAW at the LGU level

Best Practices to Eradicate VAW

- Establishment of Men Opposed to Violence Everywhere (MOVE)
 - a network of men who pledged never to never to commit, condone, or remain silent about violence against women. ...
- Women's Safety Module in the 2008 National Demographic and Health Survey (NDHS)

Best Practices to Eradicate VAW

Collaborative efforts:

- PNP: coordination with DSWD (for temporary shelter, for legal fees of victims to be waived) and the Visayan Forum Foundation
- Inter-agency activities:
 - ❖Fora, Symposia, Round Table Discussion and 18-day campaign on the Elimination of Violence Against Women and Children (Nov 25 – Dec 12)
 - ❖Women's Month advocacy activities
 - ❖Training using Rights-Based Approach (Based on Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women - CEDAW); Sexual and Reproductive Health Rights (SRHR), Human Rights, etc.
 - ❖Information Dissemination
 - ❖Film showing

Best Practices to Eradicate VAW

Collaborative efforts:

- PNP: coordination with DSWD (for temporary shelter, for legal fees of victims to be waived) and the Visayan Forum Foundation
- Inter-agency activities:
 - ❖Fora, Symposia, Round Table Discussion and 18-day campaign on the Elimination of Violence Against Women and Children (Nov 25 – Dec 12)
 - ❖Women's Month advocacy activities
 - ❖Training using Rights-Based Approach (Based on Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women - CEDAW); Sexual and Reproductive Health Rights (SRHR), Human Rights, etc.
 - ❖Information Dissemination
 - ❖Film showing

Best Practices to Eradicate VAW

Collaborative efforts:

- PNP: coordination with DSWD (for temporary shelter, for legal fees of victims to be waived) and the Visayan Forum Foundation
- Inter-agency activities:
 - ❖Fora, Symposia, Round Table Discussion and 18-day campaign on the Elimination of Violence Against Women and Children (Nov 25 – Dec 12)
 - ❖Women's Month advocacy activities
 - ❖Training using Rights-Based Approach (Based on Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women - CEDAW); Sexual and Reproductive Health Rights (SRHR), Human Rights, etc.
 - ❖Information Dissemination
 - ❖Film showing

Major Challenges/Obstacles in the Eradication of VAW

- Legal, social and cultural factors impede the women's access to justice and social services
- At the local level, there is a need to establish an integrated, multidisciplinary approach and standard procedures of work with VAW victims
- MOVE Philippines members need to continuously build their capacities in the provision of technical assistance
- Need to have a harmonized system of documenting VAW cases

Major Obstacles to Eradicate VAW

- Indecision/withdrawal of victims in filing cases
- Financial difficulties/economic dependence
- Long and tedious legal system process/settlement of cases and half hearted help from lawyers offering free legal assistance
- Limited number of temporary shelters
- Insufficient/lack of provision of community-based (psychosocial/economic) support systems in local government units for both victims and perpetrators
- "Ningas Cogon" system
- Insufficient social services

Conclusions/Recommendations

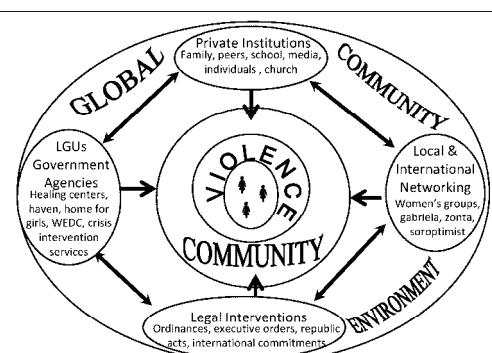
- Sustain advocacy on VAW
- Setting up of functional VAW Referral Systems
- Capacity development of MOVE members
- Institutionalization of a National VAW Documentation System
- Forging of partnerships between government and non-government stakeholders

Conclusion/Policy Recommendations

- Gender and Development (GAD) Budget must be utilized. A VAWC budget must be allocated in local government units for full implementation of programs to eradicate violence - DSWD
- Implement support services like livelihood to families below the poverty line - DSWD
- In local government units, the Municipal Social Welfare Development Officer should be the GAD focal person instead of the Human Resource Officer whose term is co-terminus with the government official for continuous programs – DSWD

Some Recommendations

- Full implementation of national referral system. Generation of database and conduct of research.- DSWD
- Introduce rights education in the academe as a preventive measure - DSWD
- Assigning of women prosecutors to handle VAWC cases – PNP
- Conduct of Gender Sensitivity Trainings and seminars to prosecutors – PNP



バングラデシュ

ロウシャン・アラ・ベゲン
女性子ども省
女性部長

カムルン・ナハール
ナリポッコ
プログラムマネージャー

ロウシャン・アラ・ベゲン

- バングラデシュでは、女性子ども省が女性関連活動の中心となっています。女性部は、同省の管轄下にあり、バングラデシュを男女平等な国に導き、女性に対する暴力を減らし、開発、正義と平和を実現することを目的としています。女性子ども省は政策や法律を決定するパイオニアで、女性部はそれらの政策や法律を全国で実施する機関です。女性部の部長としての私の仕事はすべて、女性の地位向上ならびに女性を取り巻く状況の改善に関連しています。女性子ども省(MOWCA)にも女性部(DWA)にも暴力防止のための窓口があり、部署レベルでも、暴力の被害者に対して法的・医学的・心理的サポートを提供しています。また女性に対する暴力を防止するための委員会、中央ならびに県、ウポジラ（郡）レベルに存在します。さらに医科大学 6 校には、ワン・ストップ・クラインシス・センター(OCC)と呼ばれる総合支援センターがあり、多部門にわたる関係機関のネットワークから成るチームが協力して、女性や子どもに対する暴力問題の監督・管理を行っています。私は女性部の部長として、これらの問題のモニターを続け、その解決に取り組まねなければなりません。大切なのは VAW を減らすだけでなく、VAW を完全になくすことです。よって私は、VAW 根絶のための大きな責任を担う立場にあります。

カムルン・ナハール

- 私は弁護士で、ナリポッコのメンバーでもあります。ナリポッコとは、女性活動家の組織です。
現在は、ナムポッコで「女性に対する暴力問題に取り組むための国家介入の監視」プログラムのプログラムマネージャーをしています。
また VAW に関する政策や法律の施行と直接かかわっている医師や警察官、弁護士など、政府のサービス提供者とも、密接に協力し合っています。人権の保護と促進のため、政府とも協働しています。私たちの研究成果分析に基づき、意思決定者や政策立案者に対するロビー活動やアドボカシー活動を行っています。
ナムポッコは、さまざまなレベルの女性代表団体と共に活動を続けています。私は、これらの組織における VAW 問題に関する能力開発を支援する機会をいただいています。また VAW の被害者に対して、法律相談やアドバイスも行なっています。

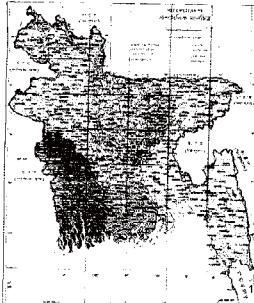
**Eradication of
Violence against Women
(Bangladesh Perspective)**

Rowsan Ara Begum
Director General

Department of Women Affairs
Ministry of Women and Children Affairs
Government of the People's Republic of Bangladesh

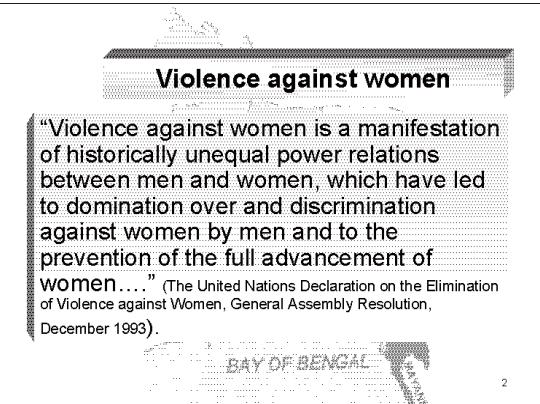
Bangladesh

- Area : 144,000 sq.km.
- Bay of Bengal in South, three direction bordered by India and South eastern edge has small border with Myanmar
- Population : 161 million
- Population- Urban-34.6%
Rural-65.8%
- Sex ratio- Male: Female-106:100
- Literacy rate- Male : Female-49.1
49.1
- Life expectancy-Male: Female-66.4: 67.8
- About 40% women physically abused by their husbands
- About 15% women experienced of severe Physical Violence



Violence against women

"Violence against women is a manifestation of historically unequal power relations between men and women, which have led to domination over and discrimination against women by men and to the prevention of the full advancement of women...." (The United Nations Declaration on the Elimination of Violence against Women, General Assembly Resolution, December 1993).



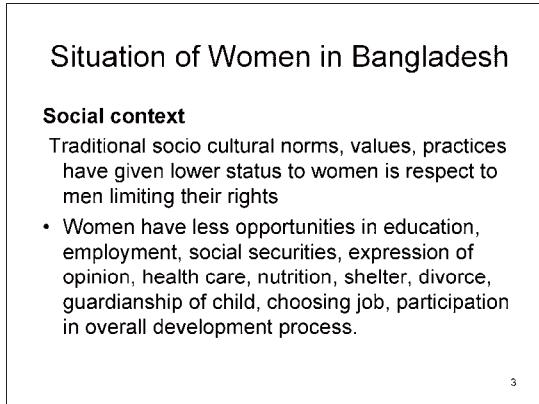
2

Situation of Women in Bangladesh

Social context

Traditional socio cultural norms, values, practices have given lower status to women in respect to men limiting their rights

- Women have less opportunities in education, employment, social securities, expression of opinion, health care, nutrition, shelter, divorce, guardianship of child, choosing job, participation in overall development process.

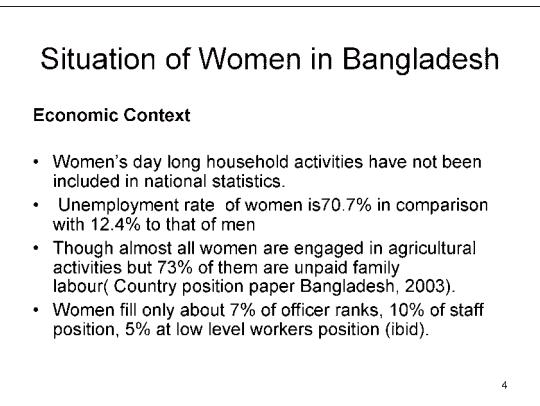


3

Situation of Women in Bangladesh

Economic Context

- Women's day long household activities have not been included in national statistics.
- Unemployment rate of women is 70.7% in comparison with 12.4% to that of men
- Though almost all women are engaged in agricultural activities but 73% of them are unpaid family labour (Country position paper Bangladesh, 2003).
- Women fill only about 7% of officer ranks, 10% of staff position, 5% at low level workers position (ibid).

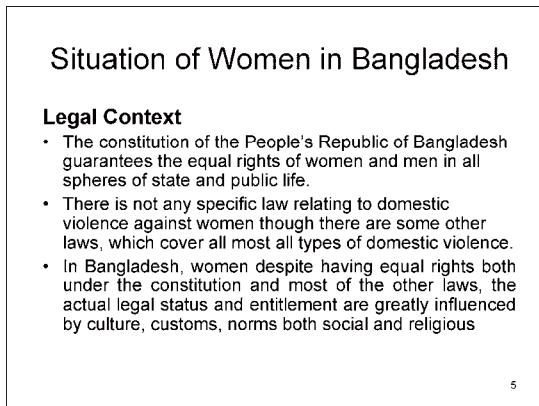


4

Situation of Women in Bangladesh

Legal Context

- The constitution of the People's Republic of Bangladesh guarantees the equal rights of women and men in all spheres of state and public life.
- There is not any specific law relating to domestic violence against women though there are some other laws, which cover all most all types of domestic violence.
- In Bangladesh, women despite having equal rights both under the constitution and most of the other laws, the actual legal status and entitlement are greatly influenced by culture, customs, norms both social and religious



5

Factors of Violence Against Women

- Domestic Violence
- Wife beating
- Abduction
- Trafficking in women and children
- Rape
- Acid Attack Burn
- Homicide
- Psychological abuse
- Sexual exploitation
- Dowry related violence
- Violence during pregnancy
- Forced prostitution
- Abuse and harassment

6

Types and number of Domestic Violence :

Category	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	Total
Homicide	630	891	849	895	1010	1086	837	720	6918
Suicide	351	702	785	641	563	478	337	281	6260
Physical violence	128	308	339	853	1350	1118	481	269	4846
Dowry related violence	79	121	147	120	131	112	148	102	960
Dowry related murder	114	169	206	233	208	274	176	170	1550
Forced marriage	6	-	10	4	6	4	10	5	45
Total	1308	2191	2336	2746	3268	3072	1989	1547	20579

Source: Bangladesh Mahila Parishad, based on 14 National Dailies.

7

Physical Assault Victims



8

Burn Victims



Reasons of Violence Against Women

- Lack of gender equality
- Lack of awareness and knowledge about rights
- Poverty
- Low educational level
- Women's lower position
- Socio-cultural restrictions
- Tendency to coercively control women
- Polygamy
- Misinterpretation of Religion
- Misapplication of Religious belief

10

Consequences of Violence

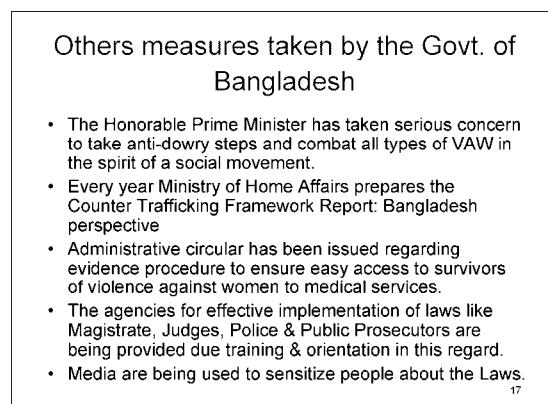
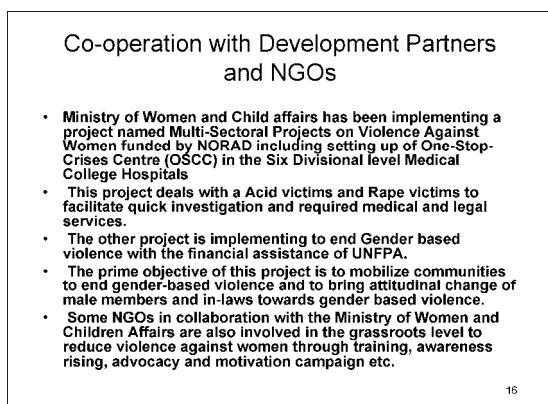
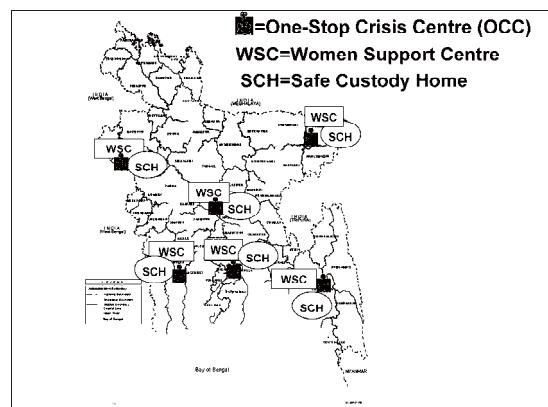
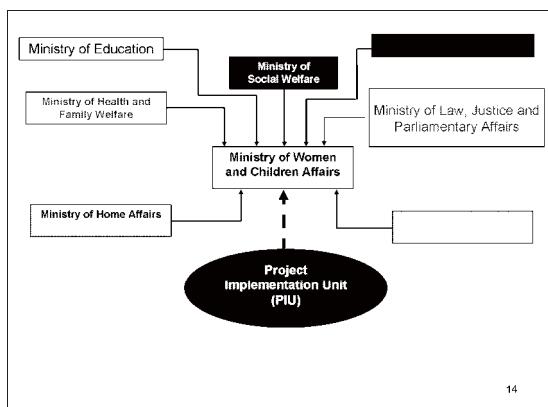
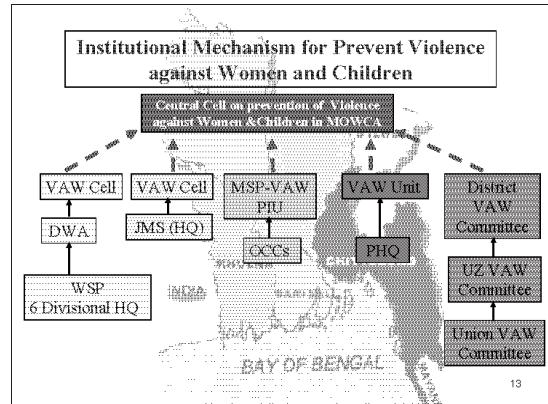
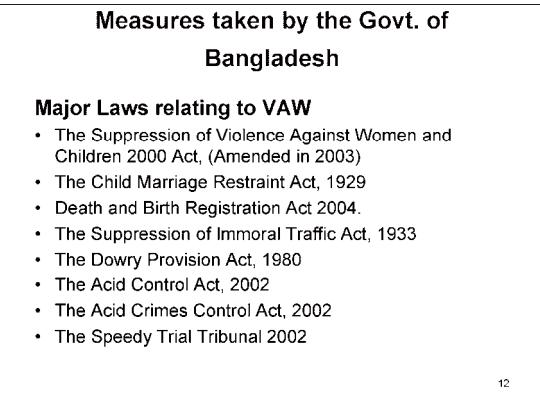
Physical and mental consequences

- A. Fatal: Fatal outcomes are homicide, suicide, maternal mortality and AIDS related death,
- B. Non-fatal: Non-fatal outcomes includes permanent disabilities, unwanted and complicated disabilities, HIV and other STD, depression, anxiety, chronic pain syndrome, suicidal thoughts etc.

Social and Economic impact

- VAW reduces the quality of life with a permanent constrain on women's mobility
- Limits Women's access to resources and basic activities.
- VAW makes them economic and social liabilities to their families as well as to their society

11



Challenges for Addressing VAW

- 1) People are not aware about the type and extent of violence against women.
- 2) People specially women are not acquainted with the legal consequences of offence
- 3) Large number of victims consider it as private and do not share with others.
- 4) Social stigma and avoidance leads to conceal the incidence.
- 5) Access to justice is still very limited.
- 6) People are not aware about where to go and what to do?
- 7) Limited cooperation and coordination among the institutions and stakeholders.
- 8) Services are limited to specific locations.
- 9) Men's involvement in combat VAW is still negligible

18

Strategic Needs to combat VAW

- 1) Comprehensive awareness program for common people about existing laws.
- 2) Incorporating the VAW issues in the educational curricula.
- 3) Strengthening the VAW committees at various level.
- 4) 100 percent reporting of the VAW cases.
- 5) Collaboration among the programs and donors, stakeholders.
- 6) Reach the services to hard core poor and women in rural areas.
- 7) Comprehensive planning which involve both GOs-NGOs.

19

Conclusion

- It is globally recognized that women's rights are human rights.
- For an impartial world and to make a good nation violence against women should not only reduce but it should be stopped.
- To ensure overall development, justice and peace VAW shall have to be stopped.
- For this it is needed united apprehension and collaboration of both men and women with systematic and institutional arrangement.

20



21

FY2009 Women Leader Empowerment Seminar in
Asia Pacific Region

Country Report

Kamrun Nahar
Bangladesh
Naripokkho

Country Overview

Name : The People's Republic of Bangladesh

- Parliamentary form of government, headed by the Prime Minister
- Bangladesh has got a population of about 143.90 million, Male- 74.0 and Female- 69.81 Million.
- Bangla is the official language of the country. English is the second language and widely used.
- Bangladesh is a land of religious freedom and tolerance. People of all caste, creed and religion live here in perfect harmony. Approximate ratio of population on the basis of religion is as follows: Muslims 86.6%, Hindus 12.1%, Buddhists 0.6%, Christian 0.4% and other 0.3%.
- Poverty is deep and widespread; almost half of the population lives on less than one dollar a day.
- Per Capita GDP/GNI US\$554 / US\$482 (2005-06)
- GDP/rate of growth US\$ 68.14 billion /6.71% (2006-07)

Situation of VAW statistics & salient features)

Source: Police headquarters, GOB

Year	Violence by downy	Acid throwing	Abduction	Rape	Murder after rape	Trafficking	Injured	other	Murder	Total
2004	3081	198	1594	3097	17	68	134	4564	62	12815
2005	3130	177	2069	2796	22	138	49	2949	97	11427
2006	3417	135	2087	2566	14	107	75	2558	109	11068
2007	4146	137	2736	3495	33	113	74	3374	142	14250
2008	4487	120	2874	3387	65	105	87	3023	131	14279

Social Legitimacy of VAW

- Wife beating and hitting is not viewed as a crime, and is socially accepted by both women and men.
- Blaming the “victim” and imposing further restrictions on women is a common response to violence against women.
- Poetry, literature, songs, drama, cinema and other media portray gender stereotypes and perpetuate the ideology of women's subordination.

Legal Status of Women

- Women's rights in respect to equality and affirmative action are guaranteed in the Constitution of Bangladesh.
- Bangladesh is a state party to the UN Convention on the Elimination of All forms of Discrimination Against Women (CEDAW) and the UN Convention on the Rights of the Child (CRC).
- Women, irrespective of their class, caste, religion and ethnicity, are discriminated against in personal laws related to their rights in marriage, the dissolution of marriage, guardianship of children and inheritance as well as in laws related to their right to transmit nationality to their children or husbands and in their standing on giving evidence.

Legal Framework

- Acid Attack Crime Repression Act 2002 and Acid Control Law 2002
- Suppression of Violence against Women and Children Act 2000 as amended in 2003
- SAARC Convention on Trafficking in Women and Children for Purposes of Prostitution

Government Policy on VAW

- The National Women Advancement Policy 1997/2008 addressed VAW in a comprehensive manner.
- The National Strategy for the Acceleration of Poverty Reduction (NSAPR) recognized gender equality as a key goal and recognizes VAW as a key issue for development.

Civil Society Intervention

- Advocacy for Reform and Formulation of law and policy
- Monitoring of GOB services for VAW
- Campaign, Networking
- Legal Aid and Counselling, Mediation and arbitration
- Medical Treatment and Psychological Counselling
- Shelter for Victims of Violence
- Creating Community Level Pressure to Ensure Access to Services and Justice for the Prevention of VAW
- Rehabilitation/Reintegration and Socio-economic Support

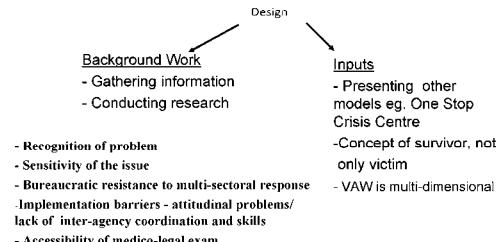
Overseas Development Aid

- A total of about US\$ 59.03 billion of external assistance was committed up to June 30, 2008 of which, 11.14 % food aid, 18.76 % commodity aid and 70.10 % project aid.
- Since independence (1971) up to 30 June 2008, a total amount of about US\$ 48.52 billion of foreign aid was disbursed, of which 43.91% was grants and 56.09 % was loans. 13.27 % was disbursed as food aid, 22.48 % as commodity aid and 64.25 % as project aid.
- Government reports show the share of grants in the total aid package has declined over recent years. The decreasing volume of grants has resulted in a larger proportion of loans in the total aid package.

Source: Economic Relation Department Government of Bangladesh

GOVERNMENT MULTI-SECTORAL PROGRAMME ON VAW (MSP-VAW): best practices to combat VAW

1996 – Lobby Ministry of Women and Children Affairs to convene an inter-ministerial working group



Major Obstacles to Eradicate VAW

- Access to, and service from law enforcing agencies and health system
- Lack of accountability and effectiveness in dealing with VAW
- Lengthy, expensive, often corrupt and very unfriendly judiciary system to women

Conclusion/Policy Recommendations

- Interventions of violence have to be designed at different levels.
- At the community levels, there is a need for shelters, facilities for child care, education and training opportunities, credit, housing as well as employment opportunities for women.
- At state level, women need equal rights, women sensitive health and law enforcing policies, judicial procedures.

ネパール

サビーナ・ダルシャンダリ
アシャ・ネパール
社会サービススタッフ

サビーナ・ダルシャンダリ

- アシャ・ネパールは女性と子どものための人権団体で、シャクティ・サムハとシャクティ・ミラン・サマジという 2 つの地域団体と協力しながら活動を進めています。これらの組織はそれぞれ、人身売買の被害者と HIV 感染女性によって運営されています。私は HIV 感染女性の保護施設であるシャクティ・ミラン・サマジ(SMS)のプロジェクト・コーディネーターを務めています。この施設における SMS 活動のモニター、指導、新入所者の受け入れ時における候補者評価チームの支援、適切な訓練や仕事を見つけるジョブ・コーディネーターの補助、体系的カウンセリングを確立するチームの支援などが私の職務です。この保護施設の主な目的は、訓練や就職斡旋を通じて、HIV に感染した女性達が自立できるようにすることにあります。

FY2009 Women Leader Empowerment Seminar in Asia Pacific Region

Country Report

Name: Sabina Darshandhari
Country: Nepal
Affiliation: Asha Nepal
Submitted on 10/09/2009

Country Overview

- Nepal is a country with immense cultural and geographical richness and diversity. It is also home of 23 million people among it, the women covers 11,587,502. The female literacy rate is 43.6% in comparison to 70.3% of male literacy rate, according to UNESCO data, 2007.
- Nepal ranks 86th out of 93 countries in the GEM(Gender Empowerment measure) according to human development report 2007-2008.
- It is the country where there is the living goddess and where most of people worship goddesses, where the country was ruled by powerful women in past. In other way, there are rampant incidents of different kinds of violence on women. VAW has continued throughout the history unreported and unchallenged.

NWECL 2009 Women Leader Empowerment Seminar 1

The women are considered as second-class citizen. They are deprived of education, nutritional food and health services. They don't have direct access to resources and haven't included on decision making in family sphere.

- Nepal has ratified all major human rights treaties including the UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women. The democratic Constitution (1990) of Nepal guarantees equal protection and non-discrimination based on gender to all Nepalese citizens.

There are no specific laws that define or treat VAW in Nepal as a special form of violence. Current Nepalese law does not provide for a specific act to book perpetrators of VAW or create support systems for women victims of violence.

NWECL 2009 Women Leader Empowerment Seminar 2

However, there are special acts regarding rape, incest, intent to rape, bestiality, general assault, trafficking of women for prostitution provided within the new National Civil Code of the country. Recently, Act on Domestic Violence Against Women was passed out by government but it is still doubt about its enforcement.

The law of the country does not obligate the government to establish any support system or rehabilitation measures for the victims of VAW.

NWECL 2009 Women Leader Empowerment Seminar 3

Situation of VAW (statistics & salient features)

VAW can be defined as violation of a woman's personhood, mental or physical integrity, or freedom of movement. It is the result of unequal power relation between women and men. Underlying this power relation is patriarchy, the social structure that is constructed, reinforced and perpetuated by socio-political institutions put in place by men and which thereby ensure that men, by virtue of their gender have power and control over women and children. Violence against women thus refers to all forms of violence, including traditional forms of violence in the Nepali context, inflicted on women on account of their gender. (Women's Beijing Declaration and Platform for Action)

NWECL 2009 Women Leader Empowerment Seminar 4

The distinguishing forms of VAW have been identified :

- Domestic violence • Sexual slavery, prostitution and international trafficking of women • Incest • Reproductive rights violation • Rape • Sexual harassment • Sex discrimination • Medical abuse • Abuse of women with physical and mental disabilities women • Culture bound practices harmful to women • Ritual abuse with religious cults • Marital rape • Pornography and abuse of women in media • Abuse of women in refugee or relocation camps • Custodial abuse • Female foeticide • Dowry related violence and murder.
- The magnitude of VAW is very high in Nepal. According to the study over 7236 cases conducted by WOREC(Women Rehabilitation Center), 2008, Domestic violence constitutes 73 %, sexual harassment 11%, rape 9%, social violence 7%, murder 4%, trafficking 3% and others 2%.
- The reasons behind violence: Social cause 65%, cultural cause 14%, economic cause 18%, political cause 2% and others 1%.
- VAW directly effects their personal development, their working capacity, education, work, leadership capacity etc. VAW causes 43 % mental effect, 41 % physical effect, 3% health related effect, 9% social effect over survivors.

NWECL 2009 Women Leader Empowerment Seminar 5

Statistics and Salient features

- Trafficking is the huge crime to the humanity. According to ILO rapid assessment, in Nepal, each year, it is estimated that 12000 young girls and women are trafficked within and outside country for different purposes. The problems they face are unbearable. The girls and women are trafficked due to different kinds of violence in home and workplace. Being trafficking survivors, they are stigmatized, oppressed and discarded out from family and society.
- In recent few decades, the numbers of women infected by HIV/AIDS are increasing in Nepal. According to the data of NCASC (national center for AIDS and STI control), there are 70,256 people estimated to be living with virus. HIV/AIDS prevalence is high in several groups including Female sex workers, their clients and ID users. Currently, there is increasing trend of spreading of HIV/AIDS in migrant laborers and their house wives. Looking at this scenario, there is huge correlation between VAW and HIV.

Legal Framework

- Court regulations regarding in camera proceedings
- Guideline for health professionals on how to deal with the cases of violence against women 2008
- Guideline for the protection of women and Children victims and witnesses of crime 2008
- Domestic Violence(Crime and Punishment) Act,2008
- Human Trafficking(Control) Regulation 2008
- Human Trafficking (Control) Act 2007
- Interim Constitution of Nepal,2063(2007)
- Act for Gender Equality 2006

NWECI 2009 Women Leader
Empowerment Seminar

7

Government Policy on VAW

- 13 point national policy to combat trafficking and all discriminatory and exploitative practices ,2008 directed towards women, uplift their socio-economic status, and protect victims of sexual exploitation.
- Access to Justice program, 2008
- National plan of action against trafficking in children and women for sexual and labor exploitation, 2008
- Beijing Platform for Action, 2000
- The National plan adopted mainstreaming, eliminating gender inequality and empowerment as its major policies on women and thus moved towards a gender approach to women's promotion.
- Nepal has ratified all major human rights treaties including the UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW),CRC, Universal Declaration of human right.

NWECI 2009 Women Leader
Empowerment Seminar

8

Civil Society Intervention

- Many NGOs are advocating the government on the issues of VAW and to formulate specific laws on VAW for example: FWLD,WOREC,Shakti Samuha etc. The civil society and women's organization are collaborating with government to develop laws on VAW.
- Nepal has introduced many legislative provisions that specifically address different forms of violence. Marital rape is considered as crime. The government has recently passed out Domestic Violence Act,2008.Nepali government has considered VAW as the violation of civil or human right.
- Different NGOs are providing trainings and workshop how to deal with VAW ,whether it is sexual abuse or trafficking to the police, prosecutors and judges.

NWECI 2009 Women Leader
Empowerment Seminar

9

- Nepal has National Rapporteurs who oversee and monitor anti trafficking activities.
- Formulation of National Women Commission, Human Rights Commission and Dalit Commission, signature of optional protocol to the CEDAW, and formulation of Taskforce against VAW are the positive provisions made by government
- Different organization use Hotlines and help lines providing important access to information and support systems to victim of violence against women.
- Many NGOs are running shelter homes for the victim of VAW where they get legal counseling, legal support, counseling, skill oriented training.
- Many NGOs are providing effective services for the victims of trafficking, immediate protection,medical,legal and counseling needs, while remaining sensitive to the complexities of their situation.
- Mobilization strategies at the community level is done by many organizations. Mothers' group are very active in different parts of Nepal to stop liquor sale and use which helps to decrease VAW
- Different campaigns to eradicate all forms of violence are launched. For example: We Can, White Ribbon campaign etc.

NWECI 2009 Women Leader
Empowerment Seminar

10

Overseas Development Aid

- United Nation Development fund for women.
- UN division for the advancement of women
- USAID
- AUSAID
- Amnesty International
- Free the slaves
- Action Aid
- Oxfam
- Unifem
- Care Nepal
- Action Aid
- Terre de homes
- Asha Nepal

NWECI 2009 Women Leader
Empowerment Seminar

11

Best Practices to Eradicate VAW

- Women's programs implemented by NGOs are diverse in nature but focused on group organization, awareness raising and savings-credit activities. Their other activities include advocacy against trafficking, legal literacy, community development, gender training, income generating activity/credit, community development, environment, etc.
- One kind of activity, which has been undertaken by large and small NGOs, some of which have converted themselves into banks, is savings-credit and small income generation. In-spite of small investment, income generation seems to be the most popular strategy. A visible by-product of such social mobilization is the struggle against alcohol use and domestic violence at the grass roots for a large number of CBOs and NGOs.

- Rehabilitation centers are being run by NGOs.
- There are different campaigns to eradicate VAW. For example- "We can", White Ribbon Campaign.
- National Rapporteur in Trafficking in women and children, Anti-trafficking National task force, National coalition on VAW are mechanism to monitor the activities of trafficking and VAW.
- Safeguarding the rights of victims and creating a system that respects the privacy, dignity and autonomy of victims and is conducive to reporting, is an important principle of good practice. Courtroom procedures that protect the privacy of victims during trial, such as allowing evidence to be given by video link or restricting access to courtrooms during rape trials, are being used.

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 12

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 13

Major Obstacles to Eradicate VAW

- Some organizations provide training to the Medical practitioners on sexual abuse and rape; In service and training for prosecutors and police.
- Hotlines and Help lines are provided by some organizations to access information.
- Nepal has adopted Gender Responsive budget from 2007.

- It will take time to eradicate deeply rooted traditional norms and values and gender biased social structure.
- There are not specific legislation to address VAW. Even though there are many legal provisions on different kinds of VAW, they are not enacted and enforced.
- Nepal has more than 100 legal provisions that directly discriminate women.

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 14

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 15

- The police, prosecutors and judges are not sensitive towards VAW, laws and their legal responsibilities. Police and judiciary are so corrupted that the court hearing is delayed and long which will victimize them many times.
- It is not easy access to justice. VAW survivors are not aware of their legal rights. There are not sufficient legal counseling and legal support to the victims of violence. Since the case takes long time, the organizations couldn't bear the legal support cost.
- There are no enough provision of crisis intervention and rehabilitation centers for VAW victims.

- It is considered that the children are the responsibilities of women. Mothers stay with their abusive husband and family for their children.
- In the shelter homes and rehabilitation centers, there is very poor level of counseling and psychological support. There is tendency of victims to be broken down easily on small matters. They lost their direction, self-esteem, and self-integrity so they need proper and professional counseling.

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 16

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 17

Major Obstacles to Eradicate VAW

- Many organizations have limited knowledge on human rights, women rights and violence against women and counseling support so they don't treat the victims properly. It will hinder the rehabilitation process of victims.
- Lack of skill oriented and practical education system in Nepal.
- Majority of women have still no access to resources and have no right on decision making process whether in family or workplace or in governmental programs.

- Although Media are comparatively sensitive towards VAW and gender than before, there is still not enough research and work done by media. There is lack of dissemination of information in the local language.
- Lack of Political commitment of national parties and inefficiency of government to eradicate VAW.
- Poor functioning of National coordination mechanism. Poor coordination between stakeholders.
- Donor based programs. They can't correlate their programs with the local and national issues, situation, culture, religion, history and political situation so these programs can't achieve as they targeted.

NWECI/2009 Women Leader Empowerment Seminar

19

Conclusion/Policy Recommendations

- It is necessary to establish High commission committee on VAW which will monitor and refer the activities on doing enough research and investigation on VAW in governmental level; collecting statistics; giving support and penalty to the victims and taking effective steps to punish the perpetrators .
- Government should be responsible to establish mechanism which ensures to create the environment where Victims will get access to health service and counseling.

- The government should formulate the strategies, programs to enhance the knowledge that women have right over their own body, productivity, reproductive and sexuality and it should be responsible on it's enforcement.
- Nation-wide implementation of a legal program package including creating legal awareness among women and girls; more dedicated and effective law enforcement; formulation of adequate laws to protect women, girls and children against all forms of violence.

NWECI/2009 Women Leader Empowerment Seminar

21

- Awareness creation on a national level about non-acceptability of violence against women, girls and children. An awareness campaign should be initiated using both modern and traditional channels of communication and major regional dialects.
- Orientation and training programs for police, lawyers, NGOs and medical practitioners on the issue as well as on how to deal sensitively with victims of violence. Invest in strategies to educate them about laws and their legal responsibilities. Enact and enforce laws that prevent all forms of VAW. Take all necessary legislative, administrative, social and economic measures to protect women from all forms of violence in private and public spheres.

NWECI/2009 Women Leader Empowerment Seminar

22

- The women's cells in police stations should be more active. VAW should be taken as public offense.
- Develop and fund programmes to improve legal aid services and other forms of support so that women can claim their rights.

NWECI/2009 Women Leader Empowerment Seminar

23

Conclusions and Recommendations

- It is necessary to change the prevailing traditional patriarchal thoughts, the words defining the masculine gender; and attitude to eradicate VAW. For this, it is necessary to reform the curriculum of school to the policies of government. Launch gender and sexual education from the primary level.
- Victims support programmes including provision of safe housing and access to medical services followed by emotional counseling and crisis intervention services. Expand women's access to support services and economic resources so that they can escape and recover from abusive and health threatening relationships.

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 24

- Invest and bring more programs to provide training/education/socio psychological support to ensure sustainable reintegration and self sufficiency.
- Ensure security, support and livelihood for VAW victims and their children.

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 25

- It is necessary to give training on woman's right and legal rights to women along with men. The government and NGOs should develop a mechanism to give counseling and awareness to perpetrators on VAW. In case of domestic violence, if family will support the victim and poverty is the case, then there should be family support program like IGP support to victim's family.
- As alcohol abuse is seen to be one of the main causes of VAW, measures to curb the sale of alcohol to violence-prone personalities should be initiated along with treatment programs for alcoholics.

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 26

- Establishing a network among NGO workers, legal and medical practitioners and the police.
- Encouragement and support to NGOs, CBOs and other civil society working with this issue.

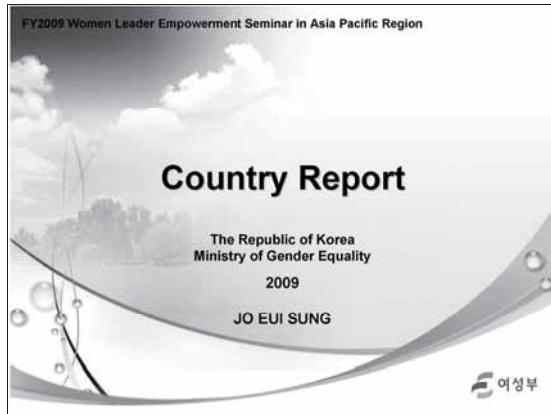
NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar 27

韓国

ユイ・スン・ジョ
ジェンダー平等省
女性の権利計画部門スタッフ

ユイ・スン・ジョ

- 赤線地帯で働く女性の自立を支援するプロジェクトを担当しています。私たちは、強制売春の被害者の能力を開発し、教育および訓練の機会を提供することを目的に女性人権センターを運営しています。
また女性の人権侵害を防止し、売春業から抜け出すための支援も行なっています。カウンセリングをはじめ、医療、法律、職業訓練サポートも行なっており、2009 年には 14 の赤線地帯でこれらのプロジェクトが実施されています。



1. Country Overview

Legislation of Acts & Establishment of Master Plan

- Act on the Punishment of Procuring Prostitution and Associated Acts(2004)
- Act on the Prevention of Prostitution and Protection of Victims Thereof(2004)
- Master Plan on the Prevention against Prostitution(2004)

Outcome of Anti-Prostitution Effort

- Decreased number of a red-light districts & Women in the districts
- Improved of public awareness "Prostitution = illegalness"

Change of Environment

- Prevention of new types of prostitution : Surveillance, tax collection, Regulation on lewd websites, etc.

- 1 -

2. Situation of VAW

- The number of sex trade criminal execution(2008) : 36,513
- The number of brothels

2004	1,679
2008	935

 44% decreased
- Public awareness "Prostitution = illegal"

2005	54%
2008	80%

 26% increased
- The number of women in the districts

2004	5,567
2008	2,282

 59% decreased

- 2 -

3. Legal Framework

< Act on the Punishment of Procuring Prostitution and Associated Acts >

Tougher punishments for brokers and clients of the sex trade

- Prohibition on procuring or detaining another person for prostitution, advertising prostitution, and recruiting, obtaining women in the sex trade
- Punishments
 - Sex trafficking : more than 3 years imprisonment
 - Procuring prostitution : up to 3 years imprisonment or up to 25,000 \$
 - Clients of prostitution : less than 1 year imprisonment or up to 2,500 \$ ('John Schoo' educational program for first-time offenders)
- Protection of rights of foreign female victims
- No deportation order until the disposition not to institute a public action or prosecution of the case

- 3 -

3. Legal Framework

< Act on the Prevention of Prostitution and Protection of Victims Thereof >

Prevention of Prostitution and Support for Victims of prostitution

- Education on prevention of prostitution
 - From primary and secondary schools to governmental bodies, local government, and public institutions
- Support for Victims
 - 42 shelters, 10 group-homes, 6 job-training centers and 29 counseling centers for victims of prostitution
 - Budget of 2008 : 12 million \$
 - Counseling, medical support, legal support, technical training etc.

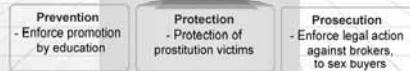
- 4 -

4. Government Policy

Master Plan on the Prevention of Prostitution

- 15 ministries and offices established "Master Plan(2004)" in cooperation with each other and analyze annual accomplishments
- And supplement "Master Plan(2007)" to consider change of environment

Vision Safe Society without Sex Trade and Violation of Human Rights
Objective Reduce Sex Trade Industry & Protection for victims



Annual evaluation of local Governments' policies

- Encourage 16 local Governments' interest on the anti-prostitution policies

- 5 -

5. Civil Society Intervention

Cooperation with NGO in all policy procedures

- Formation of policies**: gathering opinion through seminar and discussions
- Implementation of policies**: operation of shelters, group homes, job-training centers, counseling centers, etc.
- Evaluation of outcomes**: comprised in policy evaluation committee, make a few remarks via media, etc.

Operation of 'Women's Human Rights Commission of Korea'

- Network between government and NGOs

- 6 -

6. Best Practices

Restricting the issuance of passports and cancellation of passports to offenders

- Revision of 'passport law'(2008)

Expansion of a target group in education for the prevention of prostitution

: from elementary and secondary schools to national, local governments, and public organizations

- Revision of "Act on the Prevention of Prostitution and Protection of Victims Thereof"(2008)

- 7 -

6. Best Practices

Ineffectiveness of loan regarding with sex trade

Confiscation of profits through prostitute and punishment of building owner

- "Act on the Punishment of Procuring Prostitution and Associated Acts"

Regulation on lewd websites, distribution and reproduction of obscene materials, and spam

- 8 -

7. Major Obstacles

Public Awareness on "Prostitution"

Anti-prostitution policies be supported by the majority
 However, there are still partial group insisting legalization of prostitution

Uprising of new types of prostitution

Diversification of business and becoming unlawful prostitution make governments' control difficult

- 9 -

8. Policy Recommendations

Establishment of international cooperation for anti-prostitution

- Inter-national cooperation through MOU for international execution of prostitution
- Protection of other countries' victims' rights
- Operation of seminar for sharing policies related to prevention of prostitution and protection of Victims Thereof

- 10 -



タイ

パトラバディー・コンボン
社会開発・人間の安全保障省 事務次官室
社会開発・人間の安全保障基準局
プロジェクトマネージャー

パトラバディー・コンボン

- 社会開発と人間の安全保障の指標を策定します。
社会開発と人間の安全保障の基準を設定します。
他の関連機関と協力し、生活の質を向上させるためのネットワーク業務を運営しています。
VAW 根絶のために、政府組織や NGO、民間部門、ビジネス部門、学術機関、地域そして一般の人々など、すべての関係者をまとめます。
- * 社会開発と人間安全保障の対象には、子どもならびに青年、男性、女性、障害者、高齢者、恵まれない人々など、あらゆる人達が含まれています。

FY2009 Women Leader Empowerment Seminar in Asia Pacific Region

Country Report

Phatravadee Khongvong

THAILAND

Ministry of Social Development and Human Security

Country Overview

- The Government of Thailand has made best effort to deal with the issue of eradicate violence against women and children as well as human trafficking through various measures.
- Thailand has abided by crucial international agreements on violence against women and children : DeVAW, CEDAW, CRC

NWEC/ 2009 Women Leader Empowerment Seminar

5

Situation of VAW (statistics & salient features)

Violence Against Women and Children and Domestic Violence in 2005 - 2008

	Physical Assail	Rape	Sexual Harassment	Murdered / Kidnapped / Child Abduction (Detained)	Attempted Murder	Husband	Others (not specify)	Total
Husband	1,412	14	2	0	4	6	5	1,464
Father	13	24	13	0	0	0	7	124
Stepfather	18	26	20	0	2	2	2	107
Mother	10	0	1	4	0	1	0	25
Stepmother	9	0	0	0	0	0	0	9
Relative	247	180	107	3	2	4	7	395
Friend / Intimate	1,358	2,347	1,209	77	328	23	14	4,390
Stranger	406	210	243	9	24	12	4	1,327
Employer	7	11	9	0	0	0	0	30
Others	196	219	45	8	23	9	2	490
Not Specify	325	69	38	0	9	2	2	371
								16,816

NWEC/ 2009 Women Leader Empowerment Seminar

2

Legal Framework

- Constitution of Thailand B.E. 2550
- The Anti-Trafficking in Persons Act B.E. 2551
- Measures in Prevention and Suppression of Trafficking in Women and Children Act B.E. 2540
- Prostitution Prevention and Suppression Act B.E. 2539

NWEC/ 2009 Women Leader Empowerment Seminar

3

Legal Framework (con.)

- The Penal Code Amendment Act (No. 14) B.E. 2542
- The Criminal Procedure Code Amendment Act (No. 20) B.E. 2542
- Money Laundering Control Act B.E. 2542
- Labor Protection Act B.E. 2541
- Witness Protection Act B.E. 2546

etc.

NWEC/ 2009 Women Leader Empowerment Seminar

4

Government Policy on VAW

- Capacity building
- Intelligence exchange among network
- Improvement and amendment
- Campaign to increase public awareness
- Remedy and rehabilitation
- Change of discriminatory attitudes

NWEC/ 2009 Women Leader Empowerment Seminar

5

Civil Society Intervention

- Work in the front line with women survivors of violence
- Shelters women suffering from domestic violence and sexual violence
- Provides training for village women leaders, community leaders and school children
- Support exchange program in which women share their experiences

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar

6

Overseas Development Aid

- JICA-BATWC five years project on "Strengthening of MDT for Protection of Trafficked Persons in Thailand" sign for cooperation among countries on March 17, 2009
- UNIFEM : Trust Fund in Support of Actions to Eliminate Violence against Women

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar

7

Overseas Development Aid (con.)

- The United States supports the development of rule of law :
 - funding a grant
 - sponsors workshops
 - seminars with Thai and U.S. officials and judicial experts

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar

8

Best Practices to Eradicate VAW

- Say NO to Violence Against Women campaign by UNIFEM Goodwill Ambassador HRH Princess Bajrakitiyabha
- Youth Say NO to Violence Against Women program
- Designate the 25th of November as End Violence Against Women Day in order to raise public awareness of VAW

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar

9

Major Obstacles to Eradicate VAW

- Cultural Construction
- Gender perspective
- Lack of adequate laws protecting women's basic human rights
- School curricula have not completely eliminated gender stereotypes
- Sex education is not integrated

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar

10

Conclusion/Policy Recommendations

- Strengthening women understanding / attitude on Human Rights
- Awareness raising overall communities
- Public Relation and Fund Raising
- Create new campaign
- Collaborate with trust and Faith

NWECI 2009 Women Leader Empowerment Seminar

11

パプアニューギニア

ミリアム・ヴァリモセセ・ロヴァイ
HIV/AIDS 対策企業連盟(BAHA)
HIV/AIDS 政策立案地域コーディネーター／研修プログラムオフィサー

ミリアム・ヴァリモセセ・ロヴァイ

- 私の主な仕事は、HIV/AIDS 開発や手続き、ジェンダーに基づく暴力(GBV)、性感染症(STI)、各企業における結核対策の作成に関するものです。
これには、民間セクターの商社、法人企業、鉱業・探査の会社、証券会社、ホテル業界、船舶・輸送業、その他産業と協力して進めています。
また指導者育成セミナーや、アドボカシー、意識向上のためのプログラムを企画・実施し、市民社会や NGO と共に健康に関するプログラムも実施しています。
さらに従業員を秘密厳守のカウンセリングや HIV/AIDS 治療向けのデイケア・センターに紹介したりもしています。HIV/AIDS グループと同居し、世話をするボランティアとも協力しています。



FY2009 Women Leader Empowerment Seminar in Asia Pacific Region

Country Report
BUSINESS COALITION AGAINST HIV&AIDS[BAHA]
PAPUA NEW GUINEA
By
Miriam Varimosese LOVAI
Regional Branch Manager and HIV&AIDS Workplace Policy Development and Training Program Officer.





Papua New Guinea



A world map with a red dot indicating the location of Papua New Guinea in the South Pacific. A line connects this dot to the flag of Papua New Guinea, which is displayed above the map.



Country Overview

- Population: 6.8million, Birth rate: 1.5%- 2%
- Maternal Mortality rate is at 377 to 7-800 per 100,000 live births.
- Leading causes of Deaths : Pneumonia, Malaria, Hemorrhage HIV&AIDS.TB.
- This profound negative effect impacts & affects the situation and circumstances of women in development.

2



Social Factors

- Culture
- Village court magistrates are mostly men who see Domestic Violence as a private family matter.
- Poor Police response to victims of gender based violence and also low women police Officers.
- Most women choose to remain silent, due to fear, blame ,shame and lack of services.

3



Situation of VAW (statistics & salient features)

- Violence against Women has reached high levels of inequality between men and women according to an AusAID Gender Equality performance report 2006-7(AusAid2008)report.

It indicates the existence of these issues of concern which affect Women's lives. Less women participate in waged employment, very, very low representation in the parliament, Illiteracy rate is higher in women than men. Tertiary enrollment though low among both sexes, it is significantly much lower for women than men.

4



Study Statistics -415cases

- Lewis, Mauria and Walker(2008) found that;
- Fifty-eight percent of women had experienced physical and emotional abuse in relationships.
- Forty-seven percent had experienced financial abuse in relationships.
- Forty-four percent had experienced sexual violence.
- Thirty-eight percent had experienced forced social isolation in their relationship.

5



Legal framework

- The Legal system and Policy for Violence Against Women is well in place , *The Criminal Code Act 1974, however this Act does not criminalize domestic violence, common assault are all punishment by terms of imprisonment. In 2003 Further amendments to the Evidence Act (1975) did give a range of provisions for giving evidence (Office of the Secretary for Justice and Attorney General 2007).*

6



Government Initiatives

- Family support centre –Port Moresby General Hospital(2007).
- PNG a party to the Convention on Elimination of all forms of discrimination against Women (CEDAW)
- United Nations Security Council adopted resolution 1820 on the cessation of all forms of violence against civilians in conflict zones
- International Women's Development AID-Law and Justice strengthen through Papua New Guinea Police Department.
- UNIFEM Trust Fund to end Violence against Women. Family and Sexual Violence Action Committee.

7



Government Policy on VAW

- Changes to Papua New Guinea's legislation on sexual offences**
- With technical expertise provided by the UNICEF from 2000 to 2002, the FSVAC and the DCD prepared amendments to the Criminal Code and Evidence Act, both of which were passed by Parliament in 2002.
- Features include:
- Clearly defined **sexual offences against children** (under 16 years for most offences, under 18 years for others). Offences include sexual touching and sexual exploitation, with increased penalties for those in a position of trust, such as parents, teachers and the police.

8



- Definition of incest expanded to cover more categories of relationships, in line with custom.
- Court procedures improved to protect survivors' safety and dignity.
- Definition of rape expanded to cover penetration of the mouth or anus and use of objects, requirement for medical corroboration removed; victim's previous sexual conduct not admissible as evidence.
- Rape in marriage became illegal.
- UNIFEM and DCD are now collaborating on a three-year project to educate communities, leaders, health service providers, legal aid organisations, the police and the judiciary about the amendments in two pilot provinces.
- Progress will be monitored and evaluated annually.

9

Government Policy on VAW

- PNG's Justice Sector Gender Strategy, 2005–2010 Strategies:**
- Develop policies and practices that will enable men and women to participate equally as employees of the
- Law and Justice sector.
- Develop and support a human rights approach to service delivery throughout the sector.
- Develop sector-wide knowledge and involvement in the prevention and management of HIV/AIDS.

10



- Strengthen relationships between sector agencies and civil society organisations to promote non-violent conflict resolution.
- Increase women's access to the formal justice system.
- Monitor women's experiences of restorative justice initiatives and encourage gender equitable practices.
- Enhance PNG's capacity to provide detailed information on the situation of women and men before the law.

11

- Specific activities related to violence against women include:
- Training prosecutors and magistrates on the new Sexual Offences legislation.
- Developing and providing training on a medico-legal *pro forma* on sexual assault.
- Piloting a 'court accompaniment' program with the Salvation Army for survivors of rape or child sexual abuse.
- Supporting the Police Commissioner's efforts to improve police response on domestic violence.
- Setting aside one day a week in the National Court to hear sexual offence cases.
- Reviewing and updating village court policy to include family and sexual violence.

12

HIV&AIDS prevention of Violence Against Women

- HIV/AIDS as an entry point for prevention of violence against women
- These initiatives have been introduced through the collaboration between the National AIDS Council and AusAID's HIV/AIDS support programs:
- Required training since 2002 for all paid and unpaid persons working on HIV/AIDS, with core modules on gender inequality, violence against women and human rights.
- The *National Gender Policy and Strategic Plan on HIV and AIDS 2006–2010*, adopted in 2007, which asserts gender inequalities and violence against women as priority strategies (National AIDS Council of

NWEC/2009 Women Leader Empowerment Seminar

13

- Papua New Guinea 2006a). This is a first in the Asia-Pacific region.
- A gender advisor position created in the National AIDS Council.
- A handbook distributed to all organisations working on HIV, giving guidelines on how to integrate gender sensitivity and prevention of violence against women into activities on HIV/AIDS (National AIDS Council of Papua New Guinea 2006b).
- Skills for addressing the links between violence against women and HIV testing and disclosure included in training for voluntary counselling and testing (VCT) counsellors.

14

- A training course for men and boys, accredited by the National AIDS Council, addressing gender equality and violence against women.
- Community Conversations: a method for community mobilisation around HIV/AIDS that addresses gender power inequalities and is now being widely adopted by Government and NGOs.
- Save the Children's work with young people in Goroka on sexual health, using participatory action research that makes the links between violence against women and HIV/AIDS. Two gender advisor positions created within AusAID's program of support on HIV/AIDS (Sanap Wantaim)

15



CIVIL Society Interventions

- Individual and Community Rights Advocacy (icraf) Forum
- East Sepik Council of Women Soroptimist International Club of Lae.
- 1Womens and children's support centre-Lae Angau Hospital set up by Soroptimist International Club for 7yrs.
- Violence and Trauma clinical care centre managed by Medicines Frontier (MSF) Angau Hospital.
- Seif Meri House- Anglicare Stop AIDS.
- BUSINESS Against HIV&AIDS Advocacy and Training against Gender based Violence in the Private Sector workplace. (BAHA)

16



PRACTICES to Eradicate VAW

- Advocacy and Training through Public Service Training.
- Workplace Policy to be reviewed in the Private and Public Services General Order.
- Training into the Private Sector Chamber of Commerce & Mining and Industry.
- All VCCT& Reproductive clinics to conduct awareness on VAW programs.

17



MAJOR OBSTACLES to Eradicate VAW

- Very low Women Representation in all Public and Private Sector Executive Employment positions.
- Very low representation in Political & Legislation decision making Bodies.
- School curriculum not adequately covering Life skills and Gender based Violence programs.
- Female School enrollment at Tertiary level very low
- High Illiteracy levels in Women.
- More Workplace Policy development into the Private Sector on Gender Based Violence as they employ the largest Economic based sector.(120,000,000)

18



Conclusion-Policy Recommendations

- Literacy to be taught by Local Level Government Council in Districts.
- Local Level Councils to send girls to schools. Provinces to sponsor girls Education through award systems Paid Voucher (fees) for every parent that sends their daughters to school.
- Build through SUPPORT centers and refuge shelters for longer periods.

19

References

- PNG – Law Reform Commission (LRC) 1992
- 4 National Sex and Reproductive Research Team 1994
- 5 The greater the gender disparity in basic capabilities, the lower a country's gender-related development index compared with its human development index.
- 6 A measure of development by combining indicators of life expectancy, educational attainment and income into a composite index
- (http://hdr.undp.org/en/media/hdr_2007-2008_tables.pdf).
- 7 Written communication, Elizabeth Morgan, LJSP Village Courts Advisor.
- 8 Personal communication, Elizabeth Morgan, LJSP Village Courts Advisor.
- Rape victims at PMGH in 1985(n=91) (Wohfahrt et.al.)

20

- UNAIDS Epidemiological Fact Sheet on HIV&AIDS and Sexually Transmitted Infections for PNG,2004.
- PNG has the Highest rate of STI's in the region'-HIV& AIDS in PNG AusAID Fact Sheet.
- PNG Common Country Assessment Dec.01.UNCountry Team, Port Moresby: www.undp.org.pg
- UNAIDS,UNFPA and UNIFEM,2004 ,Women and HIV&AIDS; Confronting the Crisis .
- UNIFEM, Australia National Committee, Briefing Paper Violence Against Women In Papua New Guinea.
- UNIFEMUN Trust F
- HIV and VAW study, Lewis2005-6
- Rape victims at PMGH gynecology clinic)Seginami,Study,2004-7
- The Gender Equality: Annual Thematic performance Report 2006-07 Aus Aid (2008)
- The National Department Of Health Corporate Plan2009-2013

21

インドネシア

チプット・エカ・プルウィアンティ
女性エンパワーメント国務大臣府
海外協力課長

クララ・ハンダヤニ・サロンベ
プリ財団
副心理士／トレーナー

チプット・エカ・プルウィアンティ

- 私は 8 年間にわたって、女性エンパワーメント国務大臣府内の企画・海外協力局で働いてきました。それ以前はデータ部の担当者として、ジェンダーに関するデータの統計と集計が主な仕事でした。その際、インドネシアにおける VAW の深刻さについて、全国規模の統計をまとめた責任も負っていました。現在はデータの責任者ではないものの、企画担当者として、同府内の VAW 根絶のための分野で政策や行動計画の策定をしています。外交面でも、VAW に関するデータや情報を用い、援助供与機関に対する支援要請案を作成しています。

クララ・ハンダヤニ・サロンベ

- 私は、VAW 被害者に心理的サポートを提供する組織、プリ財団に勤務する心理士です。私の仕事は主に、VAW 被害者に対して、心理的な支援（必要に応じて、カウンセリングやその他のセラピーなど）を行なうことと、VAW 裁判の訴訟手続きで、鑑定人を務めることです。また VAW 問題への意識を高めるための教材開発や、VAW 被害者を地域の世話役に紹介する研修を実施しています。

FY2009 Women Leader Empowerment Seminar in
Asia Pacific Region

Country Report

Ciput E. Purwianti &
Clara H. Salombe
INDONESIA

Affiliation:
-The State Ministry of Women Empowerment
-PULIH Foundation

Country Overview

- Indonesia consists of 17,500 islands
- Total population is about 228.4 million (women contribute 49.9%)
- There are over 300 ethnic groups which speak in 365 different local languages and dialects and 5 religions
- Consists of 33 provinces, 480 districts and municipalities

NWEC/ 2009 Women Leader Empowerment Seminar

INDONESIA IN THE MIDDLE OF THE WORLD

Situation of VAW

WOMEN WHO BECOME VICTIMS OF VIOLENCE (%)

Category	Total	Urban	Rural
Total	3.07	3.08	3.06

Women who become victims of violence in urban areas are relatively same with their colleagues in rural areas, whereas 64% and 71% of the cases occurred at home respectively, very few were reported perpetrated at the workplace (about 4%)

Source: MoWE incooperation with Statistics Indonesia, Susenas 2006

VIOLENCE AGAINST WOMEN BASED ON TYPES OF THE VIOLENCE (%)

Type of Violence	Total	Urban Areas	Rural Areas
Abruse	23.3	25.3	20.8
Harrasment	65.8	65.8	65.8
Offense	11.3	12.8	10.2
Neglected	17.9	17.7	18
Others	10.2	18.2	14.5

Types of violence against women which mostly occur are harrasment (65.8%) and abuse (25.3%)

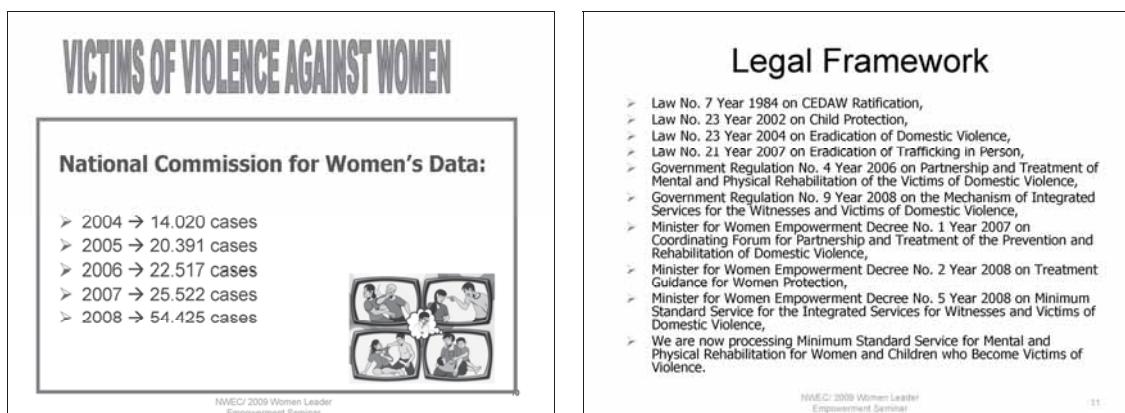
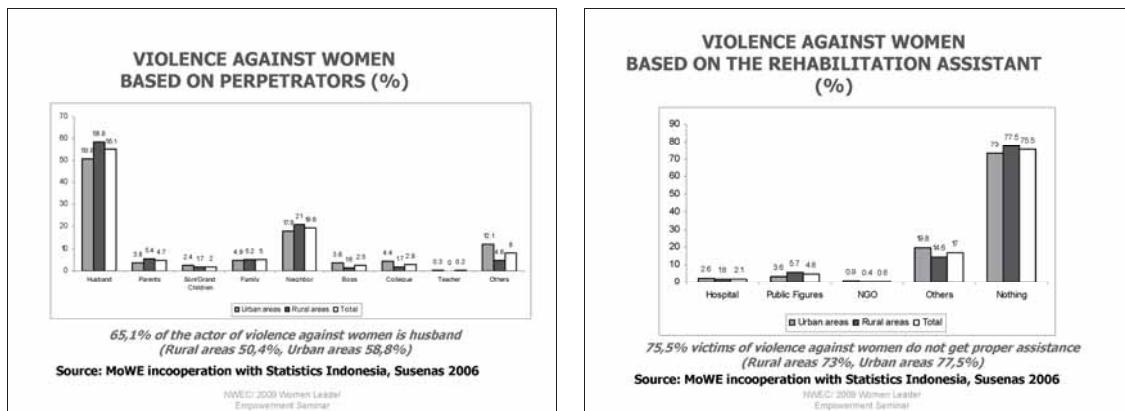
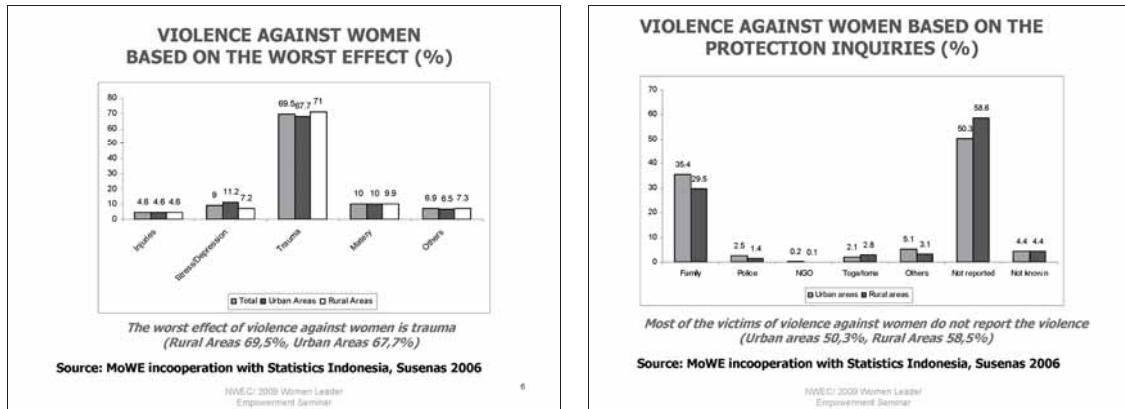
Source: MoWE incooperation with Statistics Indonesia, Susenas 2006

VIOLENCE AGAINST WOMEN BASED ON THE MAIN CAUSE (%)

Main Cause	Urban Areas	Rural Areas
Economical problem	33.1	35.1
Unobedient	10.5	14
Bad behavior	14.3	12.9
Envy	14	14
Others	28.1	23.9

The main cause of violence against women is mostly economical problems (Rural Areas 33.1%, Urban Areas 35.1%)

Source: MoWE incooperation with Statistics Indonesia, Susenas 2006



Government Policy on VAW

- “Zero tolerance policy” for all kinds of violence against women,
- Gender Equality.

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

12

STRATEGIES

- * Developing and synchronizing laws and policies,
- * Improving coordination and partnership,
- * Strengthening institutional capacity and network in local, national and international levels,
- * Conducting affirmative action in certain conditions.

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

13

The diagram illustrates a process flow:

- VIOLENCE** leads to **PROTECTION**.
- PROTECTION** leads to **Prevention** (labeled "Before").
- Prevention** leads to **Execution** (labeled "After") and **Empowerment**.
- Execution** includes:
 - 1. Services → "Minimum Standard Service"
 - Complain Response
 - Health Service
 - Social Rehabilitation
 - Legal Assistance
 - Reintegration
 - 2. Empowerment
 - Education
 - Health
 - Economy
 - Social

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

14

Civil Society Intervention

- Advocacy to push government providing better services to VAW survivors and constructing gender sensitive policy.
- Networking and cooperating between institutions that work on VAW issue in responding VAW cases.
- Disseminate information about VAW to raise community and stakeholders awareness about VAW.
- Building capacity of stakeholders that worked in this issue so they can support the survivors more sufficient

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

15

Civil Society Intervention

- Providing services to VAW survivors that not just considered survivors needs of justice but also needs of recovery.
- Develop referral system in handling VAW cases cooperating with government.
- Advocacy women and children needs in the situation of conflict and disaster.
- Develop program to prevent women from being victim of violence, like empowerment in economic sector and education.

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

16

NETWORK FOR THE ASSISTANCE OF VIOLENCE'S VICTIMS

The diagram shows a central node labeled **UPPA/POLRI** connected to several other entities:

- Hospital PKT/PPT** (top)
- Other DEPT**, **Local Govt**, **Education Expert**, **Psychiatrist**, **Religion Expert** (right)
- Court** (bottom right)
- Judge** (far bottom right)
- Safe Home (SHELTER)** (bottom)
- NGO Social Volunteer** (bottom left)
- Society** (left)
- VICTIMS** (center-left)
- Society** (center-right)

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

Overseas Development Aid

UNFPA

- Legal Framework: Laws on Women & Child Protection
- Capacity building
- Formulating MSS

UNIFEM

- Data collection
- Capacity building

GTZ

- Legal framework : Family Law
- Capacity building

ICMC/ACI LS

- Research
- Formulating MSS
- Capacity building

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

18

Best Practices to Eradicate VAW

- Raising awareness about VAW, especially domestic violence as a public problems and not personal matters, and there is law protection to the victim and punishment to perpetrator
- Initiate action from civil society organizations to give services to VAW victims encouraged government to develop a system of services to handle VAW cases.
- Coordinating and networking between institutions and organizations that work in this issues is very important.
- Advocacy of laws and regulations to protect women and children from violence and to ensure victims' rights

Empowerment Seminar

19

Best Practices to Eradicate VAW

- 20 integrated service centers at public hospitals
- 46 integrated service center at police hospitals
- 305 service units for women and children at provincial and regency police stations (UPPA)
- 112 integrated service centers for women and child empowerment
- 22 RPTC
- 9 RSA
- 565 BP4
- 42 WCC
- Deputy Minister for Women Protection of MoWE

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

20

Major Obstacles to Eradicate VAW

1. **The Regulation on the Execution of Law on the Eradication of Domestic Violence, especially by line ministries and in other regions, NOT COMPLETE YET**
2. **The knowledge and understanding of the law enforcers and agents of service is still low and insufficient due to:**
 - Culture and values that discriminate women and blame the victim.
 - Agent of services are still gender bias and lack of capability.
3. **The limited assistance for victims of violence (both in capacity and quality)**
 - the response to public complaints
 - health care
 - social rehabilitation
 - law enforcement and legal assistance
 - social reintegration
4. **The limited empowerment for the victims of domestic violence**
5. **The data of domestic violence is still limited and unsystematic**

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

21

Major Obstacles to Eradicate VAW

- Various interpretation and understanding about form of VAW, especially domestic violence between law enforcers that affected judicial process.
- There are laws and regulations that gender bias and potentially used as a media to make violence against women.
- Attention to victims and law enforcement of VAW excluded domestic violence is still low.

NWE/C: 2009 Women Leader Empowerment Seminar

22

Conclusion/Policy Recommendations

- Coordination across sectors have to develop, to facilitate cooperation between institutions that work in this issues to give sufficient services to the survivors
- There is need of protection for victim and witness of VAW so people can report the violence without fear.
- Building capacity of all stakeholders that provide services to VAW survivors.
- Raising community awareness about gender and violence against women issue

Empowerment Seminar

23

Conclusion/Policy Recommendations

- Integrating gender awareness in the curriculum of basic education so children have a better understanding about gender equality and VAW as a consequences of gender inequality that have to be eliminated
- To guarantee the assistance given to all violence victims, especially women and children, the government formulates The Minimum Standard Service (MSS)
 1. MSS on Integrated services for trafficking victims
 2. MSS on the treatment of violence victims

HWE/C: 2009 Women Leader
Empowerment Seminar

24

カンボジア

マリー・ソチアータ
女性省
副担当官

マリー・ソチアータ

- VAW の根絶のために、
スポット、小冊子、パンフレット作成の資料整理にかかわっています。
国および地方レベルで公務員に男性と協働するプログラムの教育をしています。ジェンダーに基づく暴力(GBV)における男性の役割、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律で規定されている法的措置への意識向上などが含まれます。
被害者にかかる関連省庁（内務省、計画省、社会省、教育省、法務省、保健省など）と協力して、データ収集や調査を行なっています。
開発のパートナーとして、Gtz-PWR(ドイツ開発公社による女性の権利促進)や国連人口基金(UNFPA)、JICAとともに、男性との協力や GBV、DV に関する新しい文書やマニュアルを編集しています。
子どもの商業的的搾取に対する国内行動計画(NAP)に示されているような計画を提案するために、報告書の作成や改訂を行なっています。
- Neary Rattanak III (『女性は貴重な宝石』／女性の能力向上を目的とした 5 カ年戦略) や NAP に関する女性省(MOWA)の政策実施プロセスを強力に支援・開発しています。
刑事手続きは、被害者ではなく申立て者が行ないます。情報開示の報告書を作成し、告訴ならびに法的措置のフォローを行なっています。

FY2009 Women Leader Empowerment Seminar in Asia Pacific Region

Country Report

Maly Socheata
Ministry of Women's Affairs
Cambodia

Population and Key Socio-economic Indicators

- Total population 14.08 million, average growth rate 1.81%
- The Country has 20 provinces and 4 municipalities and divided into 185 districts;
- 52.2% are female and 47.8% are male, women out number men 1.2 to 1 in Cambodia's adult population
- Life expectancy F= 67, M=63
- 85% living in rural area, 15% in urban area and 6.9% in Phnom Penh
- GDP growth averaged 9.4% per year during the last decade, and 11% per year during the last five years, per capita: \$505
- During 2003-2007; the average rate of inflation was 4.3%;
- 80% of the workforce is in the informal sector of the economy contributing 62% of the GDP (EIC 2005)
- 35% of Household below the poverty line
- Political Stability: Four National Elections; Constitutional Change for Forming a National Government (2006); Stability in Governmental Leadership

1

Situation of VAW

(statistics & salient features)

Violence has a strong negative impact on the lives of many Cambodian families.

The incidence of violence against women is widespread and the prevalence remains high in Cambodia.

A recent survey indicates:

64% of the Cambodian population knows a husband who physically abused his wife
 22.5% of the female respondents had already suffered violence from their husbands
 30% of men and 26% of women said that violent acts by husbands towards their wives – acts that can cause death such as throwing acid, stabbing or shooting – are sometimes acceptable. The justifications for such abuse include challenging the husband's dominance over his wife and/or women not fulfilling their gender roles.

2

Although most women do not agree that "a wife should tolerate beatings to keep the family together".
 55% of women agreed with at least one reason which justified a husband beating his wife.
 15% of Cambodian men report being beaten by their wife.
 The Youth Risk Behaviour survey conducted by the Ministry of Education shows that 27 % of young people aged 11-18 has experienced violence in their family in the past month.

The survey also confirms support options and redress for victims are still limited. And prosecution and protection efforts remain weak but policy framework and prevention.

3

Legal Framework

Cambodia's legal and policy framework acknowledges the equal rights of women and makes strong commitments to increasing gender equality.

- Cambodian Constitution
- UN Declaration on the Elimination of Violence Against Women (CEDAW)
- Cambodia Millennium Development Goals (CMDG)
- National Strategic Development Plan 2006-2010 (NSDP)

4

Government Policy on VAW

The Royal Government of Cambodia (RCG) policy called Rectangular Strategy for Growth, Employment, Equity and Efficiency, released in July, 2004 puts "high priority on the enhancement of the role and social status of Cambodian women by focusing attention on the implementation of the Gender Strategy, capacity building for women in all sectors, changing of social attitudes that discriminate against women, and ensuring the rights of women to actively and equally participate in nation building."

The RCG has set the elimination of violence against women as an indicator for development of the country. It has set clear standards, that violence against women is not acceptable in Cambodia. It has given action against violence against women priority. A special Cambodian MDG on Violence against women and children has been set by the Royal Government.

5

The Cambodian Ministry of Women's Affairs (MoWA) policy document namely Neary Rattanak (Women are Precious Gems) is developed on the government rectangular strategy. "Neary Rattanak outlines a vision and a five-year plan for the Ministry of Women's Affairs to complement the work of other ministries in their own projects that have an impact on women." Combating violence against women is one of the focus programme in the MoWA strategic plan.

The MoWA took the lead in developing a Law on the Prevention of Domestic Violence and Protection of Victims which was adopted in 2005 and implemented in priorities areas beginning 2006. The law establishes the responsibility of local authorities to intervene in cases of domestic violence and provides for protection orders to be issued by courts to protect the victim from any further violence.

6

The Ministry together with development partners took further actions by mainstreaming the prohibition of sexual harassment and indecent behaviour in the workplace on the Cambodian Labour Law (Art 172). The Ministry has as well advocated for a Law on Trafficking and Sexual exploitation which was passed by the national assembly in 2008.

Early 2009, the MoWA has succeeded to get a National Action Plan to Combat Violence against women adopted at the inter-ministerial meeting government meeting.

7

Civil Society Intervention

To date, 35 national and 16 international NGOs have a specific focus on women's and gender issues. Civil society organizations are represented in most national gender mainstreaming mechanisms.

Since 1993, civil society groups were very active in addressing gender inequalities. And many initiatives were aimed at reducing gender based violence. However until recently these efforts mainly focused on legal solutions and the impact of violence overlooking the prevention feature.

8

The National Baseline Survey, Cambodia – 2005 reported the following concerns over the past approaches and strategies:

- *The levels of domestic violence have not changed since a precedent survey carried out in 1996 (PADV).*
- *The acceptance of violence as end of conflict is still widely accepted.*
- *The Message "domestic violence is a crime" does not work with weak law enforcement.*
- *Focus on pitying the victims, showing real cases contributed to weakened further women's position.*
- *Rights education focusing exclusively on women did not work.*

9

Overseas Development Aid

The Government and its development partners have made strong commitment to increasing aid effectiveness, including harmonising efforts towards increasing gender equality.

- RCG co-signing the PARIS DECLARATION ON ENHACING AID EFFECTIVENESS
- Cambodian major donors have GENDER POLICIES

10

Mechanisms are being put into place to increase harmonisation of government and external development partner efforts, including gender responsive measures .

- The Cambodia Development Cooperation Forum (CDCF) comprising of all development partners has set a Joint Monitoring Indicators (JMIs) annually. Since 2005 GENDER INDICATORS have been included each year.
- National Technical Working Groups have been established for most key sectors and on cross cutting issues including GENDER.
- The Council for the Development of Cambodia (CDC) is working with MoWA to capture information on gender-related projects, programs and expenditures of donors.
- Donors are providing support to MoWA, the Cambodian National Council for Women (CNCW) and civil society organisations to advance gender equality, and support for mainstreaming gender in sectoral projects.

11

Best Practices to Eradicate VAW

Macro-level interventions (wide consultation process)

- Influence of MoWA in the Government Political Platform and on national planning processes to ensure available and adequate resources to implement gender responsible programs. E.g: Gender responsive measures are integrated into priority government donor joint indicators.

* Influence of MoWA in mainstreaming gender into the Cambodian Millennium Development Goals (CMDG). E.g: indicators are expanded to sharpen the focus on gender inequalities including gender based violence. To measure the country's development, the RCG has made the fight violence against Women a priority indicator. Cambodia is the first country of the world that included violence against women.

- Advocacy from MoWA for the adoption of key legislations protecting women .

12

Micro level interventions (wide consultation process)

- Pilot implementation processes in priority areas to feed the lessons learned into a National Plan National Action Plan against Gender Based Violence.
- Adoption of a National Plan National Action Plan against Gender Based Violence as one measure of the CMDG.
- Line Ministries, Donor agencies and NGOs involved in designing and implementing of programs on violence against women.

13

Major Obstacles to Eradicate VAW

Training of officials on a law alone will not change the prevalence of violence because if people do not understand that violence in the family is not acceptable they will not use the law.

To prevent violence - values need to be changed. It is important to challenge attitudes related to

- the Cambodian values and attitudes about families
- the role of men and women
- the conflict resolution methods
- the acceptance of violence
- the representation of women as victim

14

Therefore, a holistic approach is needed. We can only reach this goal with firm commitment and coordinated support from all relevant development partners from the mandated competences and across relevant development sectors.

15

Conclusion/Policy Recommendations

- Consolidate the policy environment towards preventing violence against women.
- Continue to strengthen the legal framework to respond to violence against women
- Reduce the social acceptance and tolerance of violence against women and stigmatization of women subjected to violence
- Increase the quantity, quality and access to social services for women subject to violence and abuse
- Strengthen enforcement of laws related to gender based violence
- Systematize collection of information on violence against women

16

平成 21 年度女性のエンパワーメント国際フォーラム 運営体制

独立行政法人 国立女性教育会館

神田 道子	理事長
和氣 太司	理事
久保 真季	事務局長
平田 秀一	総務課専門官

事業課

竹内美佐子	事業課長
西脇美江子	専門職員
佐國 勝	専門職員
廣瀬 淳一	専門職員

情報課

江川 和子	情報課長
森 未知	専門職員
西村 昭子	専門職員
赤嶺 良子	専門職員心得

研究国際室

中野 洋恵	研究国際室長
高橋 由紀	研究員
渡辺 美穂	研究員
越智 方美	専門職員
石坂理恵子	研究国際係主任
桑原 詩央	事務補佐員

平成 21 年度「女性のエンパワーメント国際フォーラム」

報告書

本報告書の内容は、「平成 21 年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」をとりまとめたもので、必ずしも国立女性教育会館の統一的な公式見解ではありません。

本報告書及び他の国立女性教育会館の報告書等は、当会館ホームページにて公開しております。URL : <http://www.nwec.jp/>

なお、本報告書に記載されている内容は、国立女性教育会館の許可なく転載できません。

発行 平成 22 年 3 月
編集 独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）
〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地
FAX : 0493-62-9034
E-mail : rese@nwec.jp
印刷 株式会社石井印刷



独立行政法人
国立女性教育会館
NATIONAL WOMEN'S EDUCATION CENTER